



# 山形県公報

平成19年5月8日(火)

号 外 (36)

## 目 次

### 公 告

包括外部監査結果に関する報告の公表..... ( 監 査 委 員 ) ... 1

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人押野正徳から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月8日

山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成19年5月8日印刷  
平成19年5月8日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056

平成19年5月8日(火)  
山形県公報 号外(36)

# 包括外部監査の結果報告書

## 及びこれに添えて提出する意見

山形県包括外部監査人

押 野 正 徳

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	4
1. 外部監査の種類.....	4
2. 選定した特定の事件(テーマ).....	4
3. 事件(テーマ)を選定した理由.....	4
4. 外部監査人と補助者の資格及び氏名.....	5
5. 外部監査の方法.....	5
6. 監査に要した日数.....	6
7. 監査費用.....	6
8. 表示単位.....	7
9. 利害関係.....	7
<b>第2 県立図書館</b> .....	8
監査対象の概要.....	8
監査の結果及び意見.....	13
1. 資産管理.....	13
2. 支出事務(人件費を含む).....	14
3. 契約事務.....	14
4. その他.....	19
行政コスト.....	21
1. 行政コスト計算にあたっての前提条件.....	21
2. 行政コスト計算における課題.....	22
3. 行政コスト.....	23
<b>第3 青少年教育施設全般</b> .....	24
1. 児童生徒数の推移.....	24
2. 各施設の利用者数の推移.....	25
3. アンケート調査.....	29
4. 行政コストの概要.....	34
5. 全国の都道府県の類似施設の状況.....	37
6. 当職の意見.....	38
<b>第3(1)青年の家</b> .....	39
監査対象の概要.....	39
監査の結果及び意見.....	44
1. 利用状況.....	44
2. 資産管理.....	45
3. 収入事務.....	46
4. 支出事務(人件費を含む).....	46

5. 契約事務.....	48
6. その他.....	49
行政コスト.....	51
<b>第3(2) 海浜青年の家.....</b>	<b>52</b>
監査対象の概要.....	52
監査の結果及び意見.....	56
1. 利用状況.....	56
2. 資産管理.....	56
3. 収入事務.....	58
4. 支出事務(人件費を含む).....	58
5. 契約事務.....	59
6. その他.....	61
行政コスト.....	63
<b>第3(3) 朝日少年自然の家.....</b>	<b>64</b>
監査対象の概要.....	64
監査の結果及び意見.....	69
1. 利用状況.....	69
2. 資産管理.....	69
3. 収入事務.....	70
4. 支出事務(人件費を含む).....	71
5. 契約事務.....	72
6. その他.....	73
行政コスト.....	75
<b>第3(4) 金峰少年自然の家.....</b>	<b>76</b>
監査対象の概要.....	76
監査の結果及び意見.....	81
1. 利用状況.....	81
2. 資産管理.....	81
3. 収入事務.....	82
4. 支出事務(人件費を含む).....	82
5. 契約事務.....	84
6. その他.....	86
行政コスト.....	88
<b>第3(5) 飯豊少年自然の家.....</b>	<b>89</b>
監査対象の概要.....	89
監査の結果及び意見.....	94

1. 利用状況.....	94
2. 資産管理.....	94
3. 収入事務.....	96
4. 支出事務(人件費を含む).....	96
5. 契約事務.....	97
6. その他.....	98
行政コスト.....	100
<b>第3(6) 神室少年自然の家</b> .....	101
監査対象の概要.....	101
監査の結果及び意見.....	106
1. 利用状況.....	106
2. 資産管理.....	106
3. 収入事務.....	107
4. 支出事務(人件費を含む).....	107
5. 契約事務.....	109
6. その他.....	109
行政コスト.....	111
<b>第4 実習船鳥海丸</b> .....	112
監査対象の概要.....	112
監査の結果及び意見.....	118
1. 資産管理.....	118
2. 収入事務.....	118
3. 支出事務(人件費を含む).....	119
4. 契約事務.....	120
5. 代替船建造について.....	123
行政コスト.....	127
<b>第5 財団法人山形県埋蔵文化財センター</b> .....	129
監査対象の概要.....	129
監査の結果及び意見.....	134
1. 資産管理.....	134
2. 収入事務.....	134
3. 支出事務(人件費含む).....	134
4. 契約事務.....	134
5. その他.....	137

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

#### (1) 選定した特定の事件(テーマ)

教育委員会所管の下記の施設及び団体の財務事務及び運営管理について

1. 県立図書館
2. 青少年教育施設(青年の家、海浜青年の家、朝日・金峰・飯豊・神室少年自然の家)
3. 実習船鳥海丸
4. 財団法人山形県埋蔵文化財センター

#### (2) 外部監査対象期間

原則として平成17年度。ただし、必要に応じて過年度にも遡及しています。

### 3. 事件(テーマ)を選定した理由

県は、教育施設として県立図書館や青少年教育施設など多くの施設を有し、県民の教育等に役立っています。一方で、県は平成18年1月に「やまがた集中改革プラン」を公表し、効率のよい小さな行政の実現を目指して県庁改革に取り組んでいるところであります。同プランでは、教育委員会所管の県立図書館については「貸出、返却、利用案内等の窓口業務の職員体制見直しによる開館日の拡大を行うとともに、管理運営方法について検討を行う」とし、青年の家、海浜青年の家については「施設の役割・機能等を見直し、少年自然の家との統合を図るなど、あり方を検討する」としており、この時期に監査のテーマとして取り上げるのは有意義であると思料しました。

また、教育委員会所管の加茂水産高校の鳥海丸については、間もなく代替船の建造が必要となってくるため、その方針が決定される前に監査することが有用と判断しました。

教育委員会所管の外郭団体では、財団法人山形県埋蔵文化財センターが最も財政規模が大きく、また、同プランに基づき外郭団体の見直しを実施しているこの時期に監査することが適当と考えました。

#### 4. 外部監査人と補助者の資格及び氏名

##### 外部監査人

公認会計士 押 野 正 徳

##### 外部監査人補助者

公認会計士 高 嶋 清 彦

公認会計士 高 橋 和 典

公認会計士 尾 形 吉 則

公認会計士 齋 藤 禎 治

公認会計士 柴 田 真 人

#### 5. 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

施設の利用は適切かどうか、また、利用率はどの程度か。

公有財産などの資産管理は適切に行われているか。

収入事務は適切に行われているか。

支出事務(人件費を含む)は適切に行われているか。

契約事務は適切に行われているか。

各施設の行政コストはどの程度か。

##### (2) 監査の方法

青少年教育施設については、その利用が適切かどうかを利用申請書等で検討し、また、本館の宿泊利用率を把握して比較検討しました。

公有財産について、台帳の整備状況を確認し、備品については一部現品照合を行い、管理状況を確認しました。

使用料、手数料等の入金手続きや管理が適切に行われているかどうか、関係書類の照合等により確認しました。

人件費の支払手続きについて、規定どおり行われているかどうか、関係書類の照合等により確認しました。また、各種手当の妥当性について検討しました。

旅費、消耗品費などの支払手続きについて、証憑等で確認し、支払内容の妥当性を検討しました。

委託、物品購入(100万円以上)などについて、契約事務が財務規則に沿って行われているかどうか、関係書類の照合等により確認しました。また、随意契約の場合はその根拠が適切かどうか、指名競争入札の場合は競争が十分機能しているかどうか検討しました。各施設にかかる行政コストを試算し、事業を行うためどの程度のコストが発生しているかどうかを検討しました。



青少年教育施設についてはその利用状況を調査するため、県内の小、中、高等学校にアンケート調査を実施しました。

## 6. 監査に要した日数

	監査延日数
事前監査	14
実地監査	72
事実確認及び報告書作成	40
合計	126

### 実地監査の内訳

	機 関 名	監査日数	監査延日数
1	県立図書館	2	7
2	青年の家	3	8
3	海浜青年の家	3	5
4	朝日少年自然の家	2	5
5	金峰少年自然の家	2	8
6	飯豊少年自然の家	2	6
7	神室少年自然の家	2	8
8	実習船鳥海丸	3	7.5
9	財団法人山形県埋蔵文化財センター	4	11.5
10	教育委員会	4	6
	合計	27	72

## 7. 監査費用

平成18年度包括外部監査の契約金額 13,563千円

(上記には消費税が含まれています。)

なお、上記の金額は限度額であって、本報告書作成時点では、額の確定が未了です。  
また、最近3年間の契約金額は次の通りです。

単位 千円

平成15年度	平成16年度	平成17年度
17,792	17,199	15,426

#### 8. 表示単位

この報告書では、記載金額を単位未満切捨てしているため、合計額が一致しない場合があります。

#### 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

## 第2 県立図書館



### 監査対象の概要

#### 1. 所在地

山形県山形市緑町一丁目2 - 36

#### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

#### 3. 設置目的

図書館法により、図書、記録その他の資料を収集し、整理、保存して、県民の利用に供し、県民の教養、調査研究等に資することを目的とする。

#### 4. 施設の概要

県立図書館は、生涯学習センター及び男女共同参画センターの3施設からなる複合施設「遊学館」内にある。以下は遊学館の施設である。

開館年度	平成 2 年 7 月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート地下 2 階・地上 3 階
面積	敷地面積 9,769.62 m <sup>2</sup> 、建築面積 4,819 m <sup>2</sup> 、延床面積 11,726 m <sup>2</sup> (内図書館部分 6,085 m <sup>2</sup> )
開館時間	9:00 ~ 19:00
休館日	毎週月曜日、毎月第 3 日曜日、年末年始(12/29 ~ 1/3)、特別整理期間

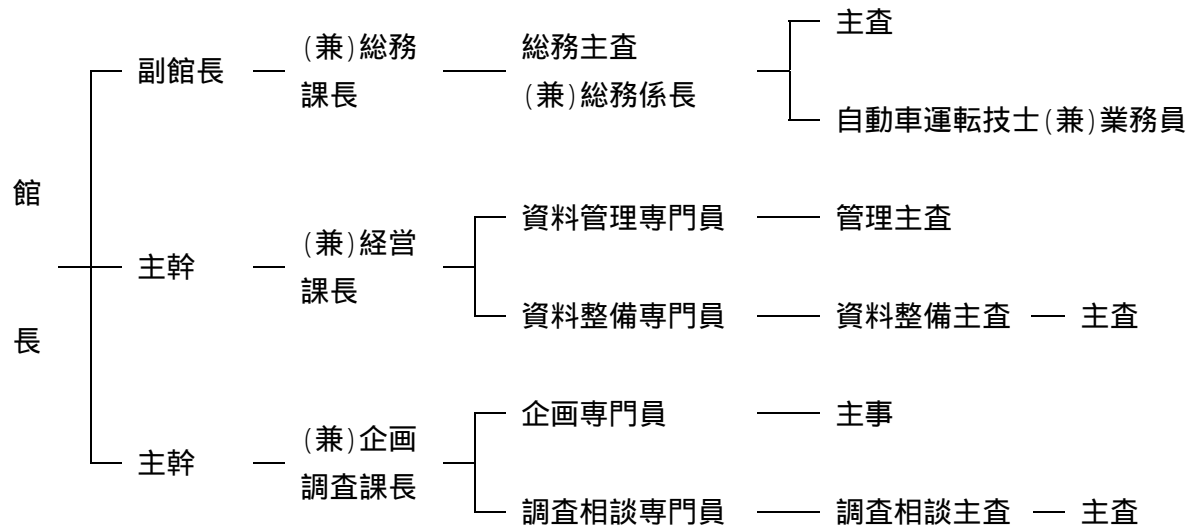
### 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	6,186,526	800,299		5,325,000	61,227

(注)用地は旧知事公舎を活用した。

### 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)



## 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	事務職	25(2)	24(5)	24(5)	24(5)	24(6)
	技労職	1	1	1	1	1
臨時・嘱託職員		1(1)	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)
合計		27(3)	30(10)	30(10)	30(10)	30(11)

( )は内数で司書又は司書補資格者数

## 8. 最近の利用状況等

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入館者数(人)		257,942	255,399	245,634	201,890	217,630
利用者数(人)		68,385	70,010	73,276	64,807	45,452
貸出図書数(冊)		136,230	139,512	142,208	126,592	134,882
内 訳	館外	128,969	132,073	133,215	117,277	125,571
	館内	7,261	7,439	8,993	9,315	9,311
購入図書数(冊)		15,235	14,345	13,058	11,050	10,269
蔵書数(冊)		551,070	566,894	590,818	642,665	658,828
調査相談数(件)		2,011	3,575	5,918	4,720	4,399

(注1)平成 16 年度は平成 17 年 2 月～3 月末まで電算システム更新のため休館

(注2)利用者数は貸出の人数。平成 16 年度までは延人数、平成 17 年度からは実人数でカウント

## 9. 最近5年間の収支状況

単位 千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳出					
人件費	209,326	306,337	190,371	300,230	216,242
需用費	95,380	96,783	86,726	78,938	74,244
委託料	63,708	71,994	54,742	59,636	45,069
使用料及び賃借料	14,163	22,733	22,809	22,277	27,294
備品購入費	18,792	10,667	9,337	8,598	7,472
その他	12,458	20,007	21,610	20,696	21,013
歳出合計( )	413,829	528,524	385,597	490,378	391,337
歳入					
一般社会保険料等	257	1,189	1,415	1,197	1,123
歳入合計( )	257	1,189	1,415	1,197	1,123
差引負担額( - )	413,572	527,335	384,182	489,181	390,213

(注) 人件費の中に、平成14年度、平成16年度、平成17年度には退職手当が、それぞれ116,924千円、111,977千円、28,069千円含まれているため、大きく増減している。

歳出の中には、遊学館全体の施設の維持管理の費用が含まれている。

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 運営方針

県民の学習活動の基幹施設としての県立図書館が、今後ますます高度化、多様化する県民のニーズに的確に対応するため、市町村立図書館との連携を一層強化しながら、県立図書館が担うべき次のような基本的な各機能の実現、充実に努める。

生涯学習情報センター的機能

総合的情報センター的機能

県内公共図書館の中心館的機能

地域の社会・文化センターとしての機能

さらに、県生涯学習センターとの相乗効果を発揮した、県民の生涯学習活動の支援を積極的に進める。

### (2) 主要事業

図書資料の整備充実

蔵書資料の整備充実を図る。

時代の要請に即応した資料の整備、専門的、学術的図書・資料の整備、リクエスト制の効率的活用を図る。

県関係資料(行政資料、文化資料、経済資料、技術資料、郷土資料)等の総合的な収

集に努める。

縣人文庫関係資料の収集、整理に努める。

#### 企画展示の実施

- ・ 春のこども読書週間企画展
- ・ 秋の読書週間企画展

#### 図書館サービスの向上

利用者のニーズに対応した図書館のサービスの提供を推進していく。

#### 図書館活動の普及推進

##### 図書館利用PRの推進

インターネットによる新着図書情報の発信

##### 調査相談(レファレンス)機能の充実

従来からの面談、電話、書面(ファクシミリを含む)による調査相談に加えて、インターネットでも調査相談ができるように設備と体制を整備している。

##### 山形県関係文献目録の公開

山形県関係文献目録のデータベース化を行い、館内及びインターネット上で公開している情報の更新を実施する。

##### 市町村立図書館(室)活動振興のための支援・協力

県立図書館にインターネットを導入したことにともない、市町村立図書館(室)との迅速な図書資料の相互貸借が可能となったため、なお一層、相互貸借の利用促進を図る。

また、レファレンスサービス及び協力車の運行等による支援と協力に努める。

##### 官公庁、大学、試験研究機関、各種団体、マスコミとの連携

総合的なデータの提供機能をさらに充実するため、各種外部機関との連携を行い、相互に理解を深めながら情報収集し、提供する。

##### 新図書館情報システムの運用

平成2年度に開発し運用してきた図書館情報システムを更新するために、平成15年度から平成16年度にかけて新図書館情報システムの開発を実施した。

平成17年度からは、更新した新図書館情報システムの運用を行い、図書館利用のなお一層の利便性を図る。

#### 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

貸出、返却、利用案内等の窓口業務の職員体制見直しによる開館日の拡大を行うとともに、管理運営方法について検討を行う。

## 監査の結果及び意見

### 1. 資産管理

#### (1) 資産の現品数の不一致について【指摘事項】

##### 立木竹

立木竹のうち、管理番号 24 のドウタンツツジについて帳簿残が 35 本、現品数が 40 本と差異が生じています。差異理由を調査のうえ、帳簿修正等の処理が必要と判断されます。

##### ワードプロセッサ

管理番号 39 のワードプロセッサが所在不明となっています。原因等を調査のうえ、必要な処理を講ずる必要があります。

#### (2) 廃棄処理を検討すべき備品について【意見】

管理番号 31,52,57 のワードプロセッサ 3 台は使用可能な状況ではありますが使用されていません。これらは平成 6 年から平成 10 年の間に取得されたものであり旧式化しているようです。今後の使用見込がないようであれば、除却の処理が必要と史料されます。

#### (3) 備品の現品照合について【指摘事項】

帳簿と現品との照合が一部については行われていますが、すべての備品については行われていません。

山形県財務規則第 166 条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、その際、実施状況及び結果について記録を残す必要があると史料されます。

#### (4) 教育財産台帳の修正について【指摘事項】

##### 面積の相違

管理番号 13 山形市緑町一丁目 2 番 3 号について台帳記載の面積は 4,459.77 m<sup>2</sup>となっていますが、土地登記簿謄本では 4,459.76 m<sup>2</sup>となっています。台帳の訂正が必要と判断されます。

##### 合筆等の処理漏れ

管理番号 7 及び 21 山形市緑町二丁目 15 番 21 号の合筆処理が台帳で未処理となっています。台帳の訂正が必要と判断されます。



## 2. 支出事務(人件費を含む)

### (1) 自動車運転技士の日額旅費について【意見】

自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。自動車運転技士は、運転が本職であり、その運転距離によって追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

## 3. 契約事務

### (1) 変更契約の根拠が十分でない契約について【意見】

A 重油購入の単価契約については、指名競争入札により入札が行われ、その結果に基づき契約が行われていますが、平成17年度は重油の値上がりにより3回の変更契約が行われています。そのうち、平成18年2月1日に締結された変更契約については、他の近隣の公所の変更状況を調査の上行ったということでしたが、その伺い書の中に新聞記事の卸値値上げの記事が添付されていたものの、他の近隣の公所の変更状況を調査した内容が記載されていませんでした。調査した近隣の公所の変更状況を伺い書に記載し、他の公所と比較して値上げの幅が相当な範囲内かどうか所定の承認を受けることが望ましいと思料されます。

### (2) 競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

#### エレベーター保守点検業務

エレベーター保守点検業務の最近3年間の落札(契約)状況は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	随意契約	指名競争入札
随意契約の根拠	施行令第167条の2 第1項第2号	施行令第167条の2 第1項第2号	-
予定価格( )	4,095	4,189	4,147
落札(契約)価格( )	3,545	3,545	3,545
落札率( ÷ )	86%	84%	85%
参加業者数	-	-	3者

平成17年度から指名競争入札を行い3者を指名しましたが、うち2者は入札を辞退しており、結局前年度と同じ業者が前年度と同額で落札しました。実質的に競争が行われていないのではないかと思料されます。参加業者を増やすなど競争が一層働くようにする必要があると思料されます。

#### 設備運転管理業務

設備運転管理業務の最近3年間の落札(契約)状況は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	指名競争入札	指名競争入札
随意契約の根拠	施行令第167条の2 第1項第2号	-	-
予定価格( )	7,003	7,402	7,035
落札(契約)価格( )	6,993	6,993	6,917
落札率( ÷ )	99.8%	94.5%	98.3%
参加業者数	-	2(A、B社)	2(A、B社)

当該業務は平成16年度から指名競争入札が行われているものの、同一業者が落札していること、また落札価格があまり下がっていないことから、実質的に競争が行われていないのではないかと思料されます。参加業者を増やすなど競争が一層働くようにする必要があると思料されます。

(3) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

空調設備保守点検業務

空調設備保守点検業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の契約状況は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	随意契約	随意契約
随意契約の根拠	施行令第167条の2 第1項第2号	同左	同左
予定価格( )	6,814	6,822	6,822
契約価格( )	6,814	6,814	6,615
÷	100%	99%	97%

随意契約の根拠は次の通りとされております。

県立図書館・生涯学習センター合同庁舎「遊学館」の空調設備機器は、冷温水発生機(日立製作所)、空気調和機(新晃工業)、全熱交換器(日鉄鉱業、新日本サーモラング)、送風機類(EBARA)等16種類もの機器を総合した大規模な設備である。( )内はメーカー)

上記に取り上げた機器は、それぞれの取扱説明書に定期的な保守点検の必要性が各機器の整備の方法とともに記載されている。

一例を上げると冷温水発生機については、「高温再生器の焼却装置部分で、大量の油燃料を使用するので、使用機器の保守に不備があった場合には、火災、爆発など大事故を引き起こす原因にもなりかねない。したがって、冷温水発生機は、ガス焚ボイラーの安全基準を参考

にし、油焼却機器に関する正しい取り扱い方法で定期的に保守点検をすること・・・」などである。

上記の例はごく一部であり、日常の点検も含めて、各機器の整備方法は複雑多岐にわたっている。

開館後10年以上が経過し、小故障が発生しておりその都度対応してきたが、今後なお一層故障や事故の起きないよう点検整備が必要である。

以上のようなことから、これらの機器を長期間にわたって安全に、かつ経済的な維持費で使用するための定期的な保守点検業務は、これらの機器の機能、各機器の関連等を熟知し、故障の場合の迅速な対応が可能などの条件を考慮すると、「遊学館」建設の際に、空調設備工事全般にわたって関わり、「遊学館」全体の建築構造も把握している前記の見積業者が、地理的な面においても、この保守点検業務に最も適している。

なお、見積業者は平成2年度から16年度まで業務実績があり、いずれの年度も各メーカーの取扱説明書に留意し、確実に保守点検業務を実施しており、これまでの経過を把握している。

点検後の報告書の内容も詳細にわたっており信頼できる。

上記の保守点検業務については、当該施設の空調設備の建設に係った業者しかできないのかどうか疑問です。当該施設の空調設備が極めて特殊でそのメーカーやその代理店でないと保守点検ができない等の理由があれば随意契約の場合もあると考えられますが、契約業者は建設業者であり、空調設備は様々なメーカーのものがあって当該設備が極めて特殊であるとは認めにくい。他に保守点検業務を行える業者がないかどうか、あるいは個々の機器に分離して契約する方が得策かどうか検討する必要があると思料されます。

#### 消防設備保守点検業務

消防設備保守点検業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の契約状況は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	随意契約	随意契約
随意契約の根拠	施行令第167条の2第1項2号	同左	同左
予定価格( )	1,827	1,837	1,837
契約価格( )	1,713	1,713	1,701
÷	93.7%	93.2%	92.5%

随意契約の根拠は次の通りとされております。

県立図書館・生涯学習センター合同庁舎「遊学館」の消防設備である、自動火災報知設

備、防火排煙設備、ハロゲン化物消火設備、スプリンクラー設備、ガス漏れ警報設備は、当施設用に某社（A社の製造元）が特別に設計、製造し、A社が施行したものである。

消防設備の性質上、不慮の事故や経年劣化等により故障が生じた場合や定期点検等で不良箇所が判明した場合は、迅速な対応が必要不可欠であり、設備機器とその設置状況を熟知していることと部品の速やかな調達が可能であることが重要である。

当庁舎は、開館後10年以上が経過し、小故障が発生しており、その都度対応してきたが、今後なお一層事故や故障の防止のため十分な点検整備が必要である。

見積業者は、当庁舎開館時の平成2年度から16年度まで点検業務を実施し、これまでの経過を把握している。またいずれの年度も確実に業務を実施しており、点検後の報告内容も詳細にわたっており信頼できる。

当該消防設備は競争入札を行うことができないほど特殊なものとは考え難く、随意契約とする根拠は薄いと思料されます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があります。

なお、部品交換などの点検機器の納入業者が保守点検を行うことが便利であることは理解できますが、そうであれば機器の納入時に保守点検に係る費用を含めて競争入札を行うことも検討した方が望ましいと思料されます。

#### 中央監視制御システム保守点検業務

中央監視制御システム保守点検業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の契約状況は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	随意契約	随意契約
随意契約の根拠	施行令第167条の2第1項2号	同左	同左
予定価格( )	1,638	1,638	1,638
契約価格( )	1,589	1,589	1,589
÷	97%	97%	97%

随意契約の根拠は次の通りとされております。

当システムは、「遊学館」内の、空調・電気・水道・防災等の全ての設備を一括集中監視するものであり、施設維持に欠かすことのできないシステムである。万が一システムが不調、不具合となると、冷暖房の調節や漏電、漏水の異常発生発見等をすべて手作業で行わなければならない。したがって、常に円滑良好なシステムの作動が必要であり、それを保守点検し万全な状態に保てるのは、各機能と仕組みを熟知している施行業者である選定業者しかない。

当該監視制御システムは競争入札を行うことができないほど特殊なものとは考え難く、随意

契約とする根拠は薄いと思料されます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があります。

なお、部品交換などの点で機器の納入業者が保守点検を行うことが便利であることは理解できますが、そうであれば機器の納入時に保守点検に係る費用を含めて競争入札を行うことも検討した方が望ましいと思料されます。

#### 製本業務委託

製本業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近 3 年間の契約状況は次の通りです。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
執行方法	随意契約	随意契約	随意契約
随意契約の根拠	施行令第167条の2第1項2号	同左	同左
予定価格( ) 1冊当たりの金額	破損修理 1,700 円 雑誌合冊 1,700 円 新聞製本 2,700 円	同左	同左
契約価格( ) 1冊当たりの金額	破損修理 1,700 円 雑誌合冊 1,700 円 新聞製本 2,700 円	同左	同左
÷	100%	100%	100%
支出総額	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円

随意契約の根拠は次の通りとされております。

当該業務は、破損本の修理及び雑誌・新聞等の合本製本を、短期間になおかつタイムリーに行い、利用者に不便をかけないようにする目的から、本館の製本室において本館の所有する裁断機等の製本器材を使用して製本する業務内容であり、印刷製本業者では、目的とする業務内容で受託する業者がないことから、製本の専門技術を有する個人と随意契約するものである。

委託された個人以外の者が当該業務を行えないとは考えられず、随意契約とする根拠は薄いと思料されます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があります。本来当該業務は本館の職員が行うか、又は職員では人手が足りないのであれば、臨時職員等を採用して行う業務であったのではないのでしょうか。

#### 4. その他

##### (1) 図書の延滞管理について【意見】

平成 17 年度現在、延滞している貸出図書の管理手続きについて明文化されておられません。

実務では、督促を月 1 回行っており、督促の状況についての報告書を作成しています。平成 18 年 7 月では累計で 840 点の未返却の本があり、そのうち、1 年以上の未返却が 560 点あります。累計推移を把握し、未返却の原因調査と対策強化を行うことが必要と思料されます。

長期に渡って返却されていない本については、費用対効果の観点とその他の利用者が当該本の利用ができない観点から、新規購入または督促の強化を行う等の判断検討を行うべきと考えます。そのため、所定の督促を行ったにもかかわらず、一定期間を経過した未返却図書に関する管理基準を策定し、督促や検討を行うタイミング等を定めるなど、職員による未返却図書についての管理が行いやすいようにすることが望ましいと思料されます。

##### (2) インターネットによる予約と市町村立の図書館との連携強化について【意見】

現在、市町村立の図書館・公民館図書室を通して、県立図書館の資料を借りることができる相互貸借サービスを行っており、その利用実績は、次の表のようになっています。

単位 冊、%

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	冊数	構成比	冊数	構成比	冊数	構成比	冊数	構成比	冊数	構成比
村山地域	494	28	422	24	736	36	1,752	50	2,696	48
最上地域	172	9	127	7	134	6	746	21	1,118	20
置賜地域	649	37	477	27	455	22	425	12	796	14
庄内地域	354	20	532	30	641	31	470	13	662	11
その他	82	4	171	9	55	2	59	1	295	5
合計	1,751	100	1,729	100	2,021	100	3,452	100	5,567	100

年々、この制度の利用は、増加していますが、まだ、利用実績がない市町村も見られるなど、広く県立図書館が利用されるまでには至っていません。この制度の利用に際しては、各地区の図書館に申し込む手続きを経なければならず、インターネットによる利用申込みが可能となっていません。制度利用促進の意味からも、インターネットで申し込み、最寄りの図書館で受取ることが可能になることが望ましいと考えます。

インターネットによる図書検索についても、市立図書館は市立図書館で、県立図書館は県立図書館での検索システムになっており、相互利用できるような横断検索システムを構築するなど改善の余地があるものと思料されます。

上記のように県立図書館でありながら、広く県民に利用されている現状ではないため、県民が広く県立図書館の図書利用ができるよう、県主導でさらなる環境整備、促進を図っていくことが望ましいと思料されます。

### (3) 寄贈図書の管理について【意見】

寄贈については財務規則等で定められており、県全体での運用規程はあります。図書については、その頻度や図書の性質上受け入れにあたって、経費が発生しない。寄贈に当たっての条件がない。閲覧が可能な図書であること等の条件がありますが、それが、図書館として文書等で明確になっていません。明確に定めて、職員へ徹底することが望ましいと思料されます。

また、寄贈図書には、定期に入手するもの（公報、大学関係書類）と新聞等から職員が随時入手するもの、有志の方から寄贈されるものがあります。定期に入手するものについては、当該リストが作成されていません。そのため、その入手、未入手の管理表を作成することもできません。定期に入手するものについては、当該管理表で管理していくことが望ましいと考えられます。

また、新聞等から、職員が随時入手するものについても、その寄贈を依頼する手続きを定め入手管理を行うことが望ましいと思料されます。

以上のように、寄贈手続きに関して図書館職員が処理していく上での規程を備えて、日常の処理を徹底していくべきものと考えます。

### 5. 「やまがた集中改革プラン」に対する対応について【意見】

平成 18 年度に窓口業務については、職員 4 名と日々雇用職員 1.5 名分を削減し、嘱託職員として司書を 14 名追加採用し、開館日を 11 日増やしています。また、施設管理については遊学館全体として指定管理者制度を導入し、財団法人山形県生涯学習文化財団に委託しています。

ただし、他県では図書館業務の一部を指定管理者に委託している所もあり、将来的には図書館業務の一部についても指定管理者制度を導入するなど、一層のコスト削減やサービスの向上ができないか今後とも検討する必要があると思料されます。

## 行政コスト

県の決算においては、施設の減価償却費が計上されておらず、人件費や県債利息等が施設ごとに計上されていないことから、各施設の管理運営にかかる毎年度のコストが的確に示されていません。したがって、今回の監査のテーマに即して、過去 3 年間の行政コストの算定を行い、施設の運営にどれくらいのコストがかかっているのかを明確にし、実態を明らかにすることを目的として、施設ごとの行政コスト計算書を試算しました。

教育機関(施設)は、費用対効果の観点だけでその評価を行うことはなじまない面がありますが、一応の参考として試算したものであります。

なお、行政コスト計算にあたっての前提条件については、次の通りです。

### 1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

計算書の様式は総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠しています。

人にかかるコストは県職員人件費、管理受託団体の職員人件費等であります。

物にかかるコストは、物件費(物品購入費等)、外部委託費、維持管理費、減価償却費等であります。

移転支的コストは、他の主体に移転して効果が出てくるようなもので、負担金や補助金などの補助費等、特別会計に対する繰出金、他団体への建設費補助金等であります。

その他のコストは、県債利息等であります。

減価償却費については、初期投資のうち、用地部分については、実施せず、用地費以外の部分については、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠して定額法で行っています。

退職給与引当金算定については、後述する理由で、その計上を省略しています。

この行政コスト計算書は、あくまで参考としての算定であり、正確な行政コストを計算するには、退職給与引当金をはじめコスト算定の課題があります。

行政コストの計算は、実地監査を行っている施設に限定して行っています。なお、監査を実施した財団法人山形県埋蔵文化財センターについては、公益法人会計基準で会計処理を行っており発生主義会計による決算が行われているため、省略しています。

なお、差引行政コストの金額は、県が負担している金額を意味しており、行政サービスの対価として妥当であるかどうかの判断材料となるものです。



## 2. 行政コスト計算における課題

### (1) 退職給与引当金の算定

退職給与引当金の計上を試みましたが、配置換えにおける移動職員、受入職員の退職給与と要支給額の算定に時間と手間を要する関係上、計上額の算定には至りませんでした。

行政コストを算定する上で、退職給与は退職する一時的なコストではなく、職員が一定期間にわたり労働を提供したことによる対価であり、各年度で認識していくべきコストであると考えられます。しかしながら、退職時のコストとして把握されているため、各年度の発生コストを把握できない仕組みとなっています。このような会計処理は、山形県にかぎったことではなく、将来、退職給与引当金を各年度のコストとして把握していく会計制度の確立が課題として挙げられます。

当該退職給与引当金を把握するには、個人別の要支給額の算定が毎期なされていく必要があり、また、人事異動に際しても当該要支給額が引き継がれていくような環境整備が必要です。

### (2) 公有財産台帳について

建物を建築した際、電気設備、空調設備等に細分化して台帳を整理していないため、正確な減価償却費の算定が困難でした。本来、建物と電気設備や空調設備等は耐用年数が異なり、別途計上されるべきであります。取得原価として一括して計上されており、公有財産台帳の整理に当たっては、細分化して計上するための方針を明確にしていく必要があります。また、会計の問題にとどまらず、再投資計画や修繕計画の設定に当たっても、細分化して整理していくことは重要な事項と思料されます。

### (3) 行政コスト算定に向けて

行政コストの正確な算定は、県民の監視や議会の意思決定上、将来にわたって必要な課題であると考えられます。

行政コストを算定することは、発生ベースでどれぐらいのコストをかけて行政サービスを提供しているかを明確にし、行政が提供するサービスと当該コストを比較して、妥当かどうかを判定するのに有用と思料されます。コストをかけているにも係らず提供するサービスの効果が伴わないのであれば、外部委託や業務改善さらには存続の必要性等の課題が明確にされるものと考えられます。また、他の自治体との比較が可能となれば、自分の自治体の課題が鮮明になると思われます。

このように、行政コストの算定は行政運営や住民への情報公開上有用なものであり、正確な行政コストを算定する環境整備に向けて、山形県として取り組まれることが望ましいと考えます。

### 3. 行政コスト

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>(行政コスト)</b>			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>193,401</b>	<b>190,602</b>	<b>190,638</b>
職員人件費	176,176	173,646	175,321
嘱託、臨時職員人件費	14,369	14,730	12,954
共済費	2,745	2,141	2,249
報償費	100	75	105
負担補助(児童手当負担金)	10	9	8
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>235,500</b>	<b>230,464</b>	<b>217,546</b>
図書購入費	44,990	39,263	35,320
外部委託費	54,742	59,636	45,069
維持補修費	6,817	5,009	4,809
旅費	1,739	1,484	1,383
減価償却費	57,912	57,923	58,144
その他	69,298	67,146	72,818
<b>3. 移転支的的なコスト</b>	<b>412</b>	<b>379</b>	<b>374</b>
補助費	412	379	374
<b>行政コスト合計</b>	<b>429,315</b>	<b>421,446</b>	<b>408,559</b>
<b>(収入項目)</b>			
一般社会保険料等	1,415	1,197	1,123
<b>収入合計</b>	<b>1,415</b>	<b>1,197</b>	<b>1,123</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>427,900</b>	<b>420,249</b>	<b>407,435</b>

(注) 上記の「物にかかるコスト」のうち、外部委託費、維持補修費、減価償却費及びその他には遊学館全体の費用が含まれています。

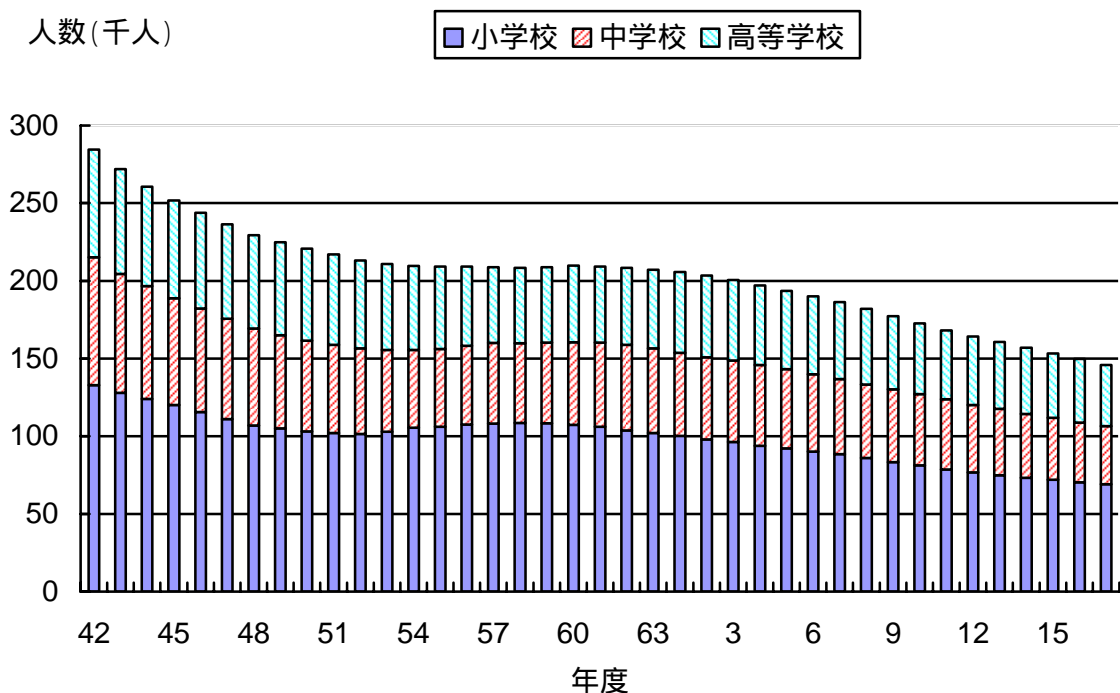
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入館者数(人)	245,634	201,890	217,630
入館者一人当たりコスト(円)	1,742	2,082	1,872

### 第3 青少年教育施設全般

#### 1. 児童生徒数の推移

全国的に少子化が問題とされている中、山形県の児童生徒数も減少を続けており、その推移は次の通りであります。

年次別児童生徒数の推移(小学校、中学校、高等学校)



小学校、中学校、高等学校の児童生徒数は年々減少を続けており、山形県初の青少年教育施設である青年の家が設置された昭和42年の児童生徒数を100とすると平成17年度の児童生徒数は51.3であり、38年間で138千人減少しています。また、今後増加するということは期待できません。

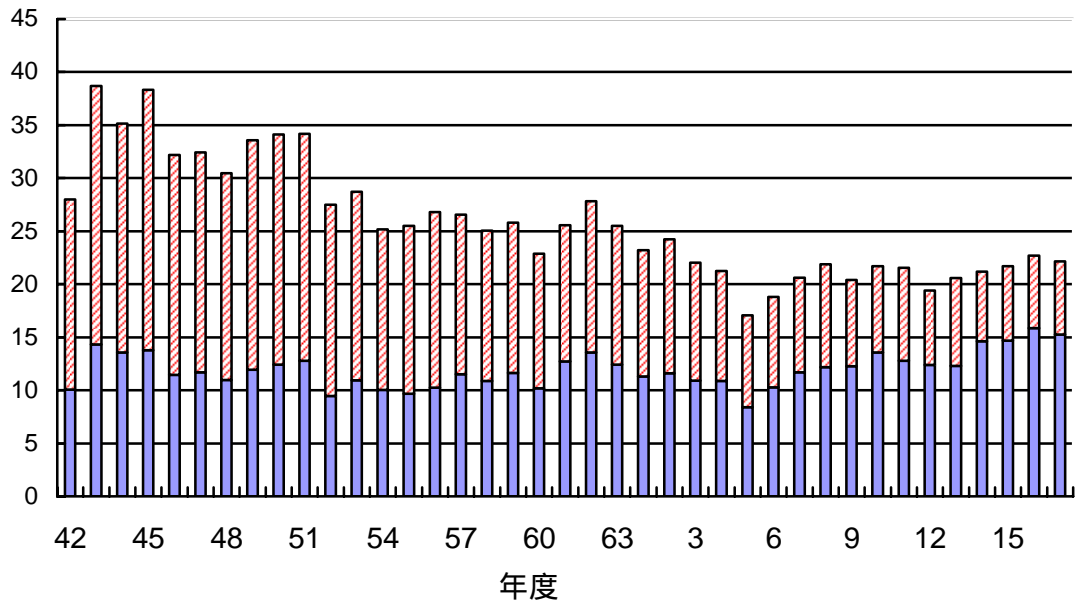
## 2. 各施設の利用者数の推移

(設立時から平成 17 年度)

### 青年の家

利用者数(千人)

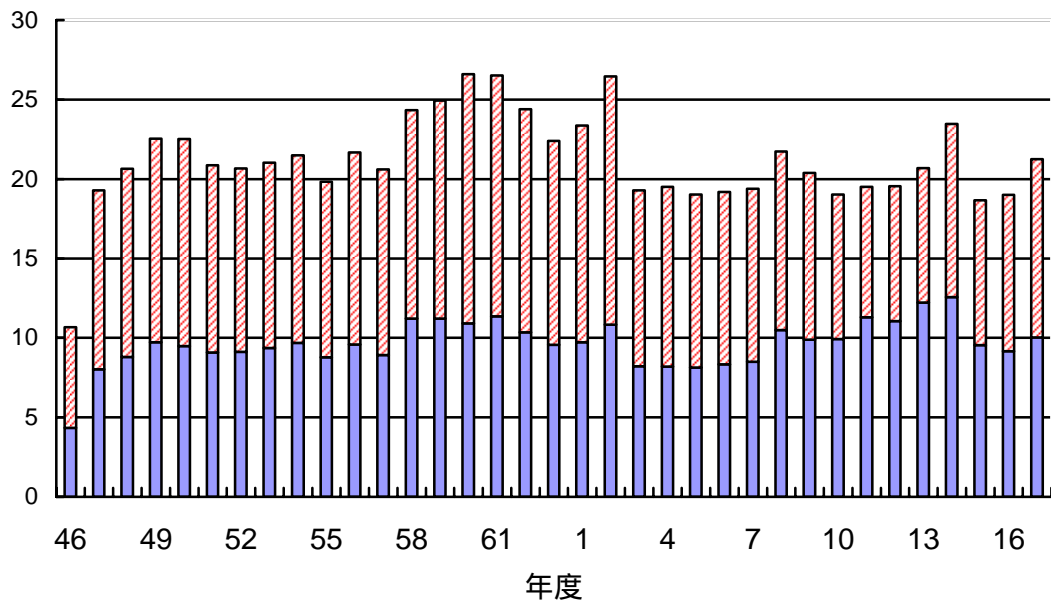
■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数



### 海浜青年の家

利用者数(千人)

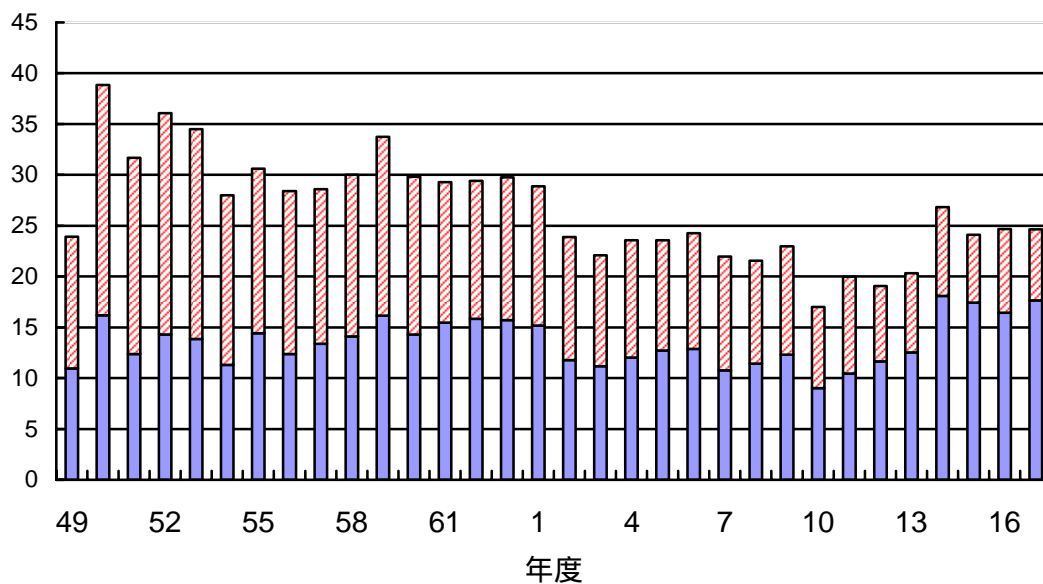
■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数



### 朝日少年自然の家

利用者数(千人)

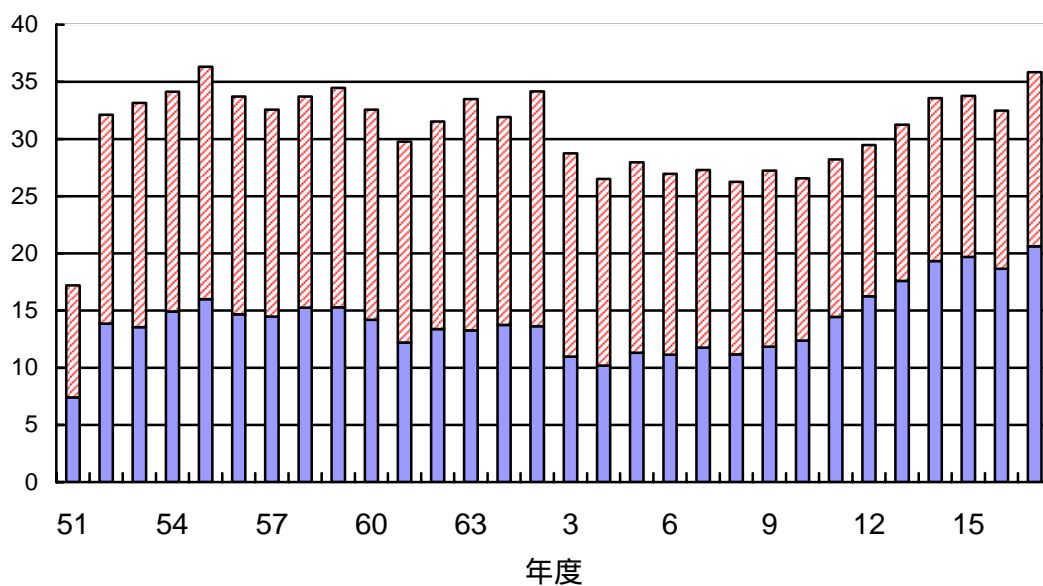
■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数



### 金峰少年自然の家

利用者数(千人)

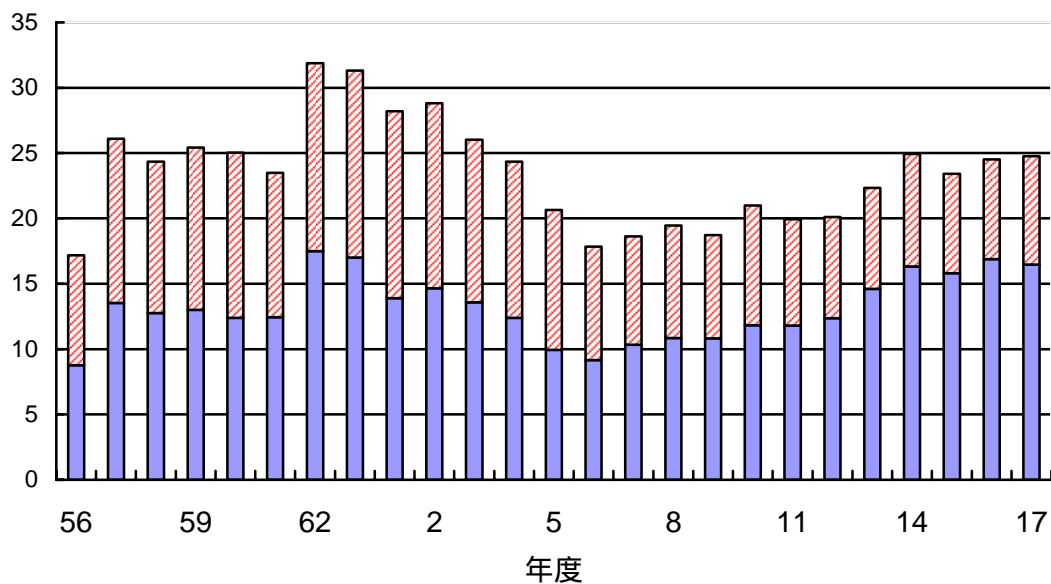
■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数



### 飯豊少年自然の家

利用者数(千人)

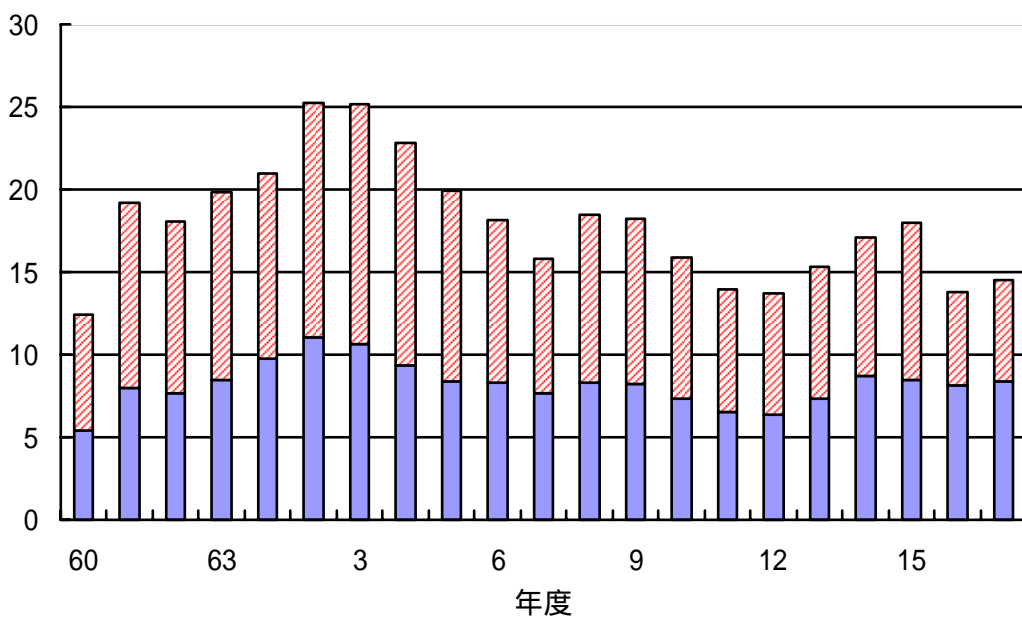
■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数



### 神室少年自然の家

利用者数(千人)

■ 日帰り利用者数 ■ 宿泊利用者数

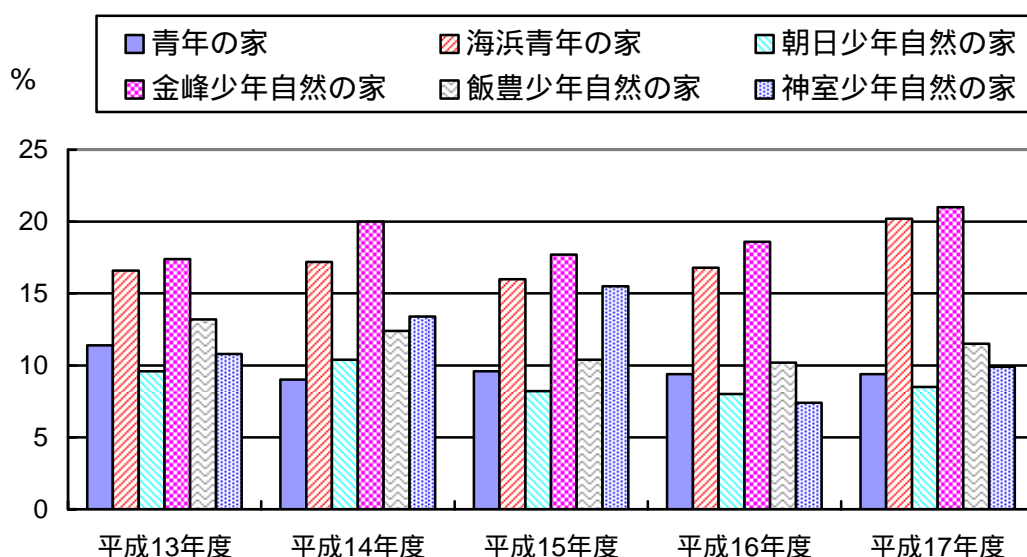


利用者数は施設開所当初よりは減少しているものの、最近4ないし5年はむしろ増加している施設が多くなっています。利用者のうち、日帰り利用者数は年々増加していますが、一方で宿泊利用者数は減少しています。

本館の最近5年間の宿泊稼働率は次の通りです。

単位 %

施設名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
青年の家	11.4	9.0	9.6	9.4	9.4
海浜青年の家	16.6	17.2	16.0	16.8	20.2
朝日少年自然の家	9.6	10.4	8.2	8.0	8.5
金峰少年自然の家	17.4	20.0	17.9	18.6	21.0
飯豊少年自然の家	13.2	12.4	10.4	10.2	11.5
神室少年自然の家	10.8	13.4	15.5	7.4	9.9



(注) 宿泊稼働率=本館宿泊者数÷(宿泊可能日×宿泊定員)として計算しています。

本館の宿泊稼働率は海浜青年の家と金峰少年自然の家は20%前後を維持しているものの、それ以外の施設は10%程度であり低いと史料されます。ただし、本館以外にテント泊利用があること、1室8人の2段ベッドや大部屋のため定員利用がしにくいなどの要因はあります。

青少年教育施設の利用者数は児童生徒数の減少により減少してきています。ここ数年は一見すると利用者数が増加していますが、もともとの青少年教育施設の設置目的である学校の集団宿泊利用者ではなく、幼稚園、子ども会、PTA学年行事等の日帰り利用者が増加しているためと史料されます。

3. アンケート調査

今回の外部監査において青少年教育施設の利用状況等を調査するため、県内の小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校を対象として、次の要領でアンケート調査を実施しました。

(1) 調査項目

問1. 貴校の体験学習・宿泊学習などの学校利用(部活動等は除く)で、最近3年間(平成15年度～平成17年度)に県の青少年教育施設(青年の家、海浜青年の家、朝日・金峰・飯豊・神室少年自然の家)を利用されましたか。

	利用した		利用しなかった
	日帰り	宿泊	
15年度			
16年度			
17年度			

問2. 問1で「利用した」に を付けた年度がある方にお聞きます。利用した理由は、主にどれですか(複数回答可)。

近い施設だから                      利用目的にあっているから                      対象人数を収容できるから  
 費用が安いから                      施設環境がよいから                      その他(                      )

問3. 問1で「利用しなかった」に を付けた年度がある方にお聞きます。利用しなかった理由は主にどれですか(複数回答可)。

市町村の類似施設を利用している。  
 国立の類似施設を利用している。  
 民間の類似施設を利用している。  
 当校では体験学習・宿泊学習は(毎年は)行っていない。  
 その他(                      )

問4. 今後の山形県の青少年教育施設のあり方についてどのようにお考えですか。ご自分のお考えに最も近いものを1つお選びください。

施設の統廃合はしないで、現状の6施設・設備を維持して欲しい。  
 6施設をある程度統廃合して最寄の施設がなくなったとしても、現状より充実した施設・設備を整備して欲しい。  
 その他(                      )

問5. 県の青少年教育施設についてご意見がありましたら、下記に簡潔にご記入下さい。

(                      )



(2) 調査対象数及び回答数

単位 学校数、回答率は%

	小学校		中学校		高等学校		盲、聾、養護		合計		回答率
	発送	回答	発送	回答	発送	回答	発送	回答	発送	回答	
村山地域	137	120	49	46	1	0			187	166	88.8
最上地域	45	42	16	14					61	56	91.8
置賜地域	66	59	33	25					99	84	84.8
庄内地域	87	79	27	23	1	1			115	103	89.6
その他	1	1	2	2	63	63	11	11	77	77	100.0
総合計	336	301	127	110	65	64	11	11	539	486	90.2
回答率	89.6		86.6		98.5		100.0		90.2		

(注)その他には私立と国立を含んでいます。また、高等学校と盲、聾、養護のその他には県立も含めています。

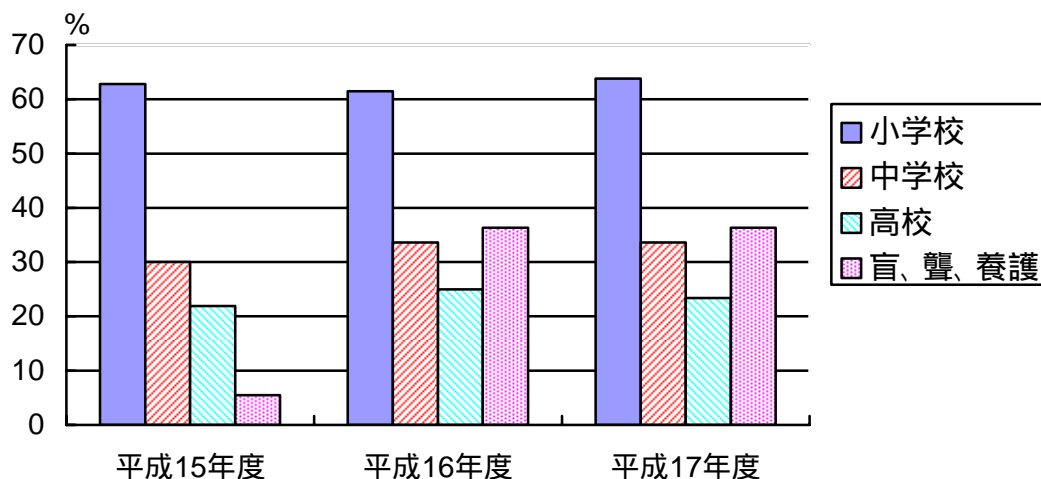
(3) 回答結果

問1 最近3年間の利用状況

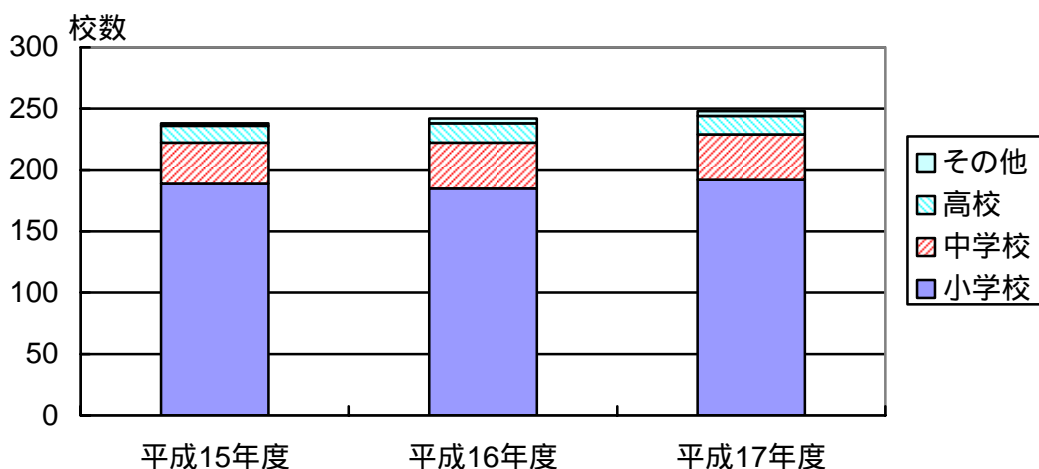
最近3年間で日帰り又は宿泊で利用した学校全体の利用率は次の通りです。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用率(%)	49.0	49.8	51.0

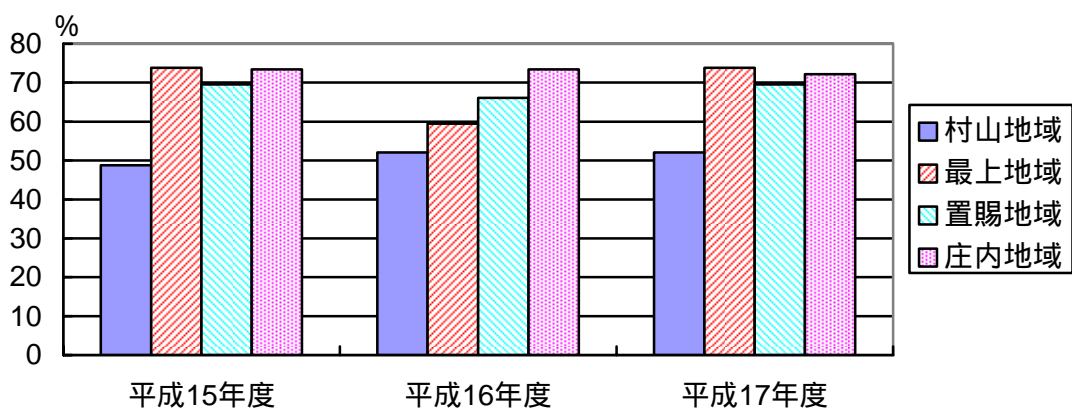
学校種類別に区分すると次のグラフの通りです。



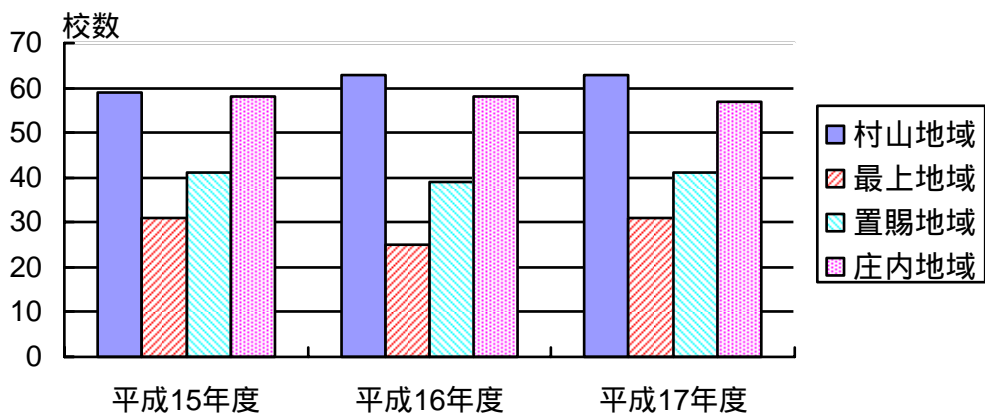
学校種類別の利用学校数は次の通りです。



学校全体での利用率は約50%程度でしたが、中学校及び高校の利用率がそれぞれ33%及び24%程度と低いためであり、小学校の利用率は平成17年度63.8%でした。小学校の利用率を地域別に表したグラフは次の通りです。



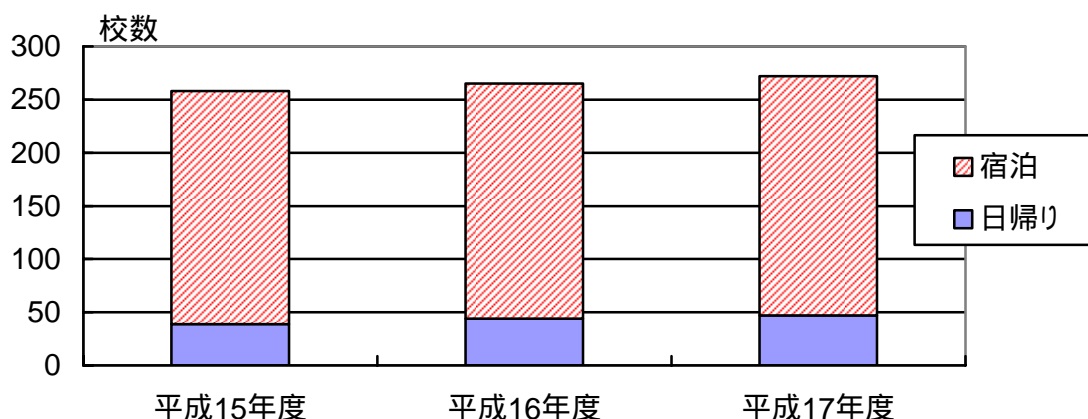
小学校の利用校数を地域別に表したグラフは次の通りです。



村山地域の利用率が他地域に比べて低くなっています。問3では利用しなかった同地域の学校のうち59%が「市町村の類似施設を利用している」と回答しています。山形市内の小学校在主に山形市の類似施設を利用していることが大きな原因と考えられます。

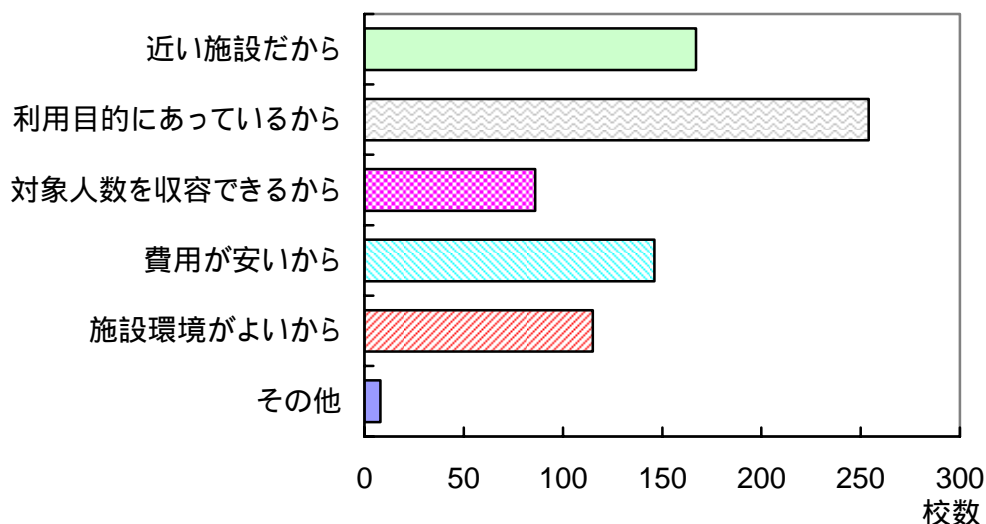
また、体験学習・宿泊学習を実施している学校のうち、3年間まったく県の青少年教育施設を利用していない学校は、小学校で69校(回答数の22.9%)、中学校で31校(同28.2%)、高等学校で30校(同46.9%)、盲・聾・養護学校で6校(同54.5%)ありました。

### 問1 - 2 利用区分の状況



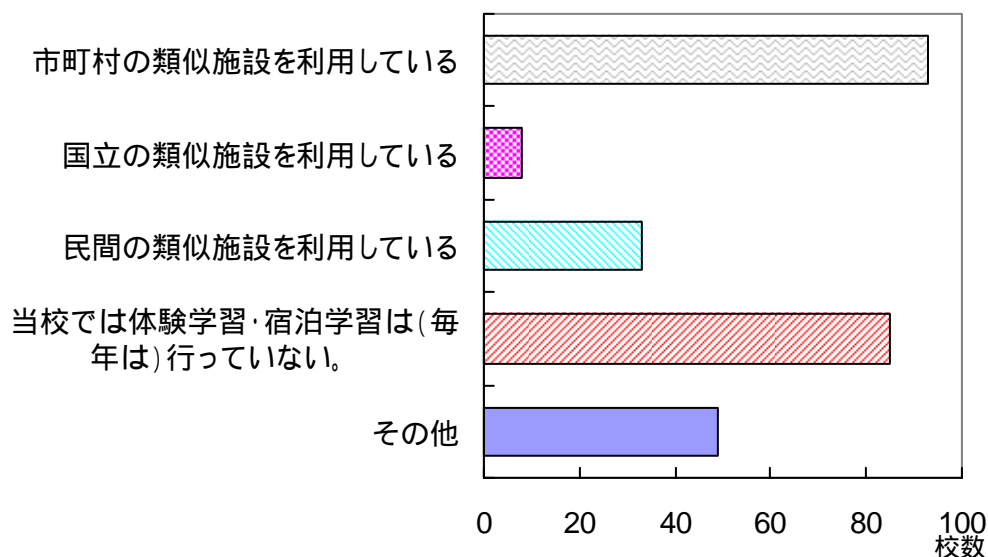
学校の利用は大部分が宿泊利用でした。各施設の日帰り利用者数が増加しているのは、学校利用以外の利用が進んでいるためと考えられます。

### 問2 利用した理由



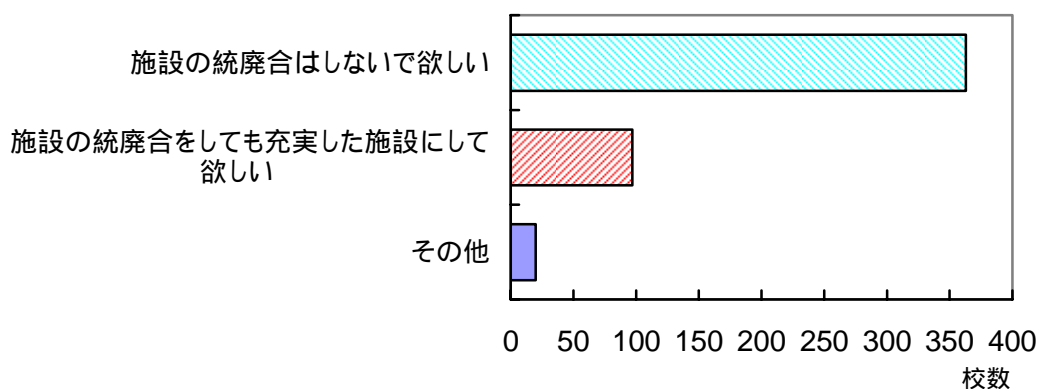
施設を利用した理由のうち回答数の約1/2は「利用目的にあっているから」と答えています。

### 問3 利用しなかった理由



利用しなかった理由として回答数の約19%が の「市町村の類似施設を利用している」と答えています。 の「体験学習・宿泊学習は(毎年は)行っていない」との答えも多く、中学では回答数の29%、高校では28%が に を付けています。また、小学校においても回答数の11.6%(35校)が と回答していました。

### 問4 今後の青少年教育施設のあり方



の「施設の統廃合はしないで、現状の6施設・設備を維持して欲しい」が75.6%と圧倒的に多くなっています。今後青少年教育施設を統廃合する場合には十分な説明が必要と思料されます。

一方で、3年間県の青少年教育施設をまったく利用していないのに の「施設の統廃合はしないで、現状の6施設・設備を維持して欲しい」と回答した学校は130校( に回答した学校の35.8%)に上っていました。

#### 4. 行政コストの概要

##### (1) 各施設の行政コスト

各施設の平成17年度の行政コストの概要は次の通りです。

単位 千円

	青年の家	海浜青年の家	朝日少年自然の家
(行政コスト)			
人にかかるコスト	90,744	72,606	67,205
物にかかるコスト	29,807	27,105	33,041
移転支出的なコスト			128
その他のコスト			
行政コスト合計	120,551	99,711	100,375
(収入項目)			
収入	2,042	1,586	723
収入合計	2,042	1,586	723
差引行政コスト	118,509	98,125	99,651
延利用者数(人)	22,164	21,242	24,638
利用者一人日当たりコスト(円)	5,347	4,619	4,045

	金峰少年自然の家	飯豊少年自然の家	神室少年自然の家
(行政コスト)			
人にかかるコスト	64,301	65,046	64,480
物にかかるコスト	41,654	43,858	38,752
移転支出的なコスト	103		
その他のコスト	1,589		54
行政コスト合計	107,649	108,904	103,288
(収入項目)			
収入	1,007	886	878
収入合計	1,007	886	878
差引行政コスト	106,642	108,017	102,409
延利用者数(人)	35,847	24,764	14,537
利用者一人日当たりコスト(円)	2,975	4,362	7,045

行政コストは各施設とも約1億円前後であります。利用者数が大きく異なるため利用者1人当たりのコストは大きく異なっています。すなわち、利用者数で見ると、神室少年自然の家は最も利用者数の多い金峰少年自然の家と比べると半分以下であり、そのため1人当たりの行政コ

ストは2倍以上となっています。

また、上記利用者には日帰りの利用者と宿泊の利用者、あるいは施設の一部のみを利用している利用者と主催事業に参加している利用者など様々な利用形態があり、それぞれに係るコストは当然ながら異なってきますが、行政コストをそのような形態ごとに把握することは現状では出来ません。

一方で各施設の利用料金は同一であり、次の通りです。

区分	宿泊利用	日帰り利用
幼児、小中学生とその指導者	免除	免除
高校生	360 円	免除
社会教育関係者	360 円	60 円
上記以外の一般利用	570 円	60 円

上記の通り、行政コストに比較して利用料金は極端に安いと思料されます。

## (2) 給食費のコスト

また、給食費のコストを計算すると次のようになります。

### 1食当たりの委託料

施設名	給食数	年間委託料	1食当たりの委託料
青年の家	24,693 食	12,322 千円	499 円
海浜青年の家	31,670	12,316	388
朝日少年自然の家	24,700	12,272	496
金峰少年自然の家	48,088	12,227	254
飯豊少年自然の家	32,965	12,310	373
神室少年自然の家	24,691	12,330	499

### 1食当たりのコスト

食材費は各利用者負担となっており、その料金は次の通りです。

単位 円

施設名	朝食	昼食	夕食
青年の家	330	330	540
神室少年自然の家	290	350	510
上記以外	300	350	500

したがって、委託料を織り込んだ1食当たりの給食のコストは次の通りとなります。

単位 円

施設名	朝食	昼食	夕食
青年の家	829	829	1,039
海浜青年の家	688	738	888
朝日少年自然の家	796	846	996
金峰少年自然の家	554	604	754
飯豊少年自然の家	673	723	873
神室少年自然の家	789	849	1,009

(注) 上記コストには食堂で使用する水道光熱費等は含まれていません。

## 5. 全国の都道府県の類似施設の状況

全国の都道府県の類似施設の状況は次の通りです。

### (1) 各県の青年の家・少年の家の状況(平成 18 年 1 月調査)

単位 人口:万人 人口/施設:万人

都道府県名	施設数	人口	人口 / 施設	都道府県名	施設数	人口	人口 / 施設
北海道	7	562	80	滋賀県	2	138	69
青森県	4	143	35	京都府	2	264	132
岩手県	3	138	46	大阪府	1	881	881
宮城県	4	235	58	兵庫県	2	559	279
秋田県	4	114	28	奈良県	2	142	71
山形県	6	121	20	和歌山県	3	103	34
福島県	4	209	52	鳥取県	2	60	30
茨城県	5	297	59	島根県	2	74	37
栃木県	9	201	22	岡山県	4	195	48
群馬県	8	202	25	広島県	2	287	143
埼玉県	6	705	117	山口県	8	149	18
千葉県	7	605	86	徳島県	2	80	40
東京都	0	1,257		香川県	3	101	33
神奈川県	4	879	219	愛媛県	3	146	48
新潟県	2	243	121	高知県	7	79	11
富山県	5	111	22	福岡県	2	504	28
石川県	4	117	29	佐賀県	3	86	28
福井県	5	82	16	長崎県	6	147	24
山梨県	4	88	22	熊本県	4	184	46
長野県	6	219	36	大分県	2	120	60
岐阜県	4	210	52	宮崎県	3	115	38
静岡県	4	379	94	鹿児島県	4	175	43
愛知県	3	725	241	沖縄県	6	136	22
三重県	2	186	93	全国計	185	12,775	69

(注)施設数には国立や各市町村立の施設は含まれていません。

人口は平成 17 年度国勢調査のデータです。



## (2)1 施設当たりの人口

1 施設当たりの人口が少ない順に並べると次の通りとなります。

順位	県名	人口/施設(万人)
1	高知県	11
2	福井県	16
3	山口県	18
4	山形県	20
5	山梨県	22

以上のように、山形県立の青少年教育施設数は人口規模から考えますと、全国の都道府県に比べて多くなっています。ただし、1施設当たりの規模は考慮されていません。

## 6. 当職の意見

### (1) 青少年教育施設の統廃合について

以上の分析結果から、施設を設置した頃の時代とは青少年教育施設をめぐる環境は大きく異なってきています。すなわち、児童生徒数が減少し、その結果、利用者が減少し、本館宿泊利用率が低い水準となっています。また、各学校へのアンケート調査でも学校利用による県の青少年教育施設の利用率は小学校だけでは60%を超えているものの、小、中、高校全体では50%程度であること、また、全国の都道府県の状況などを合わせて考えると、現在の6施設はある程度統廃合するのが望ましいと考えられます。一方、各施設を視察したところ、相当老朽化が進んでおり、近い将来、施設の建替えが必要と認められます。建替えの際には、施設の統廃合を十分吟味し、各学校への説明を十分行うほか、近隣の市町村や国立の類似施設との役割分担や施設までの交通の便などに配慮する必要があると思料されます。

### (2) 青少年教育施設の有効利用について

現在の施設については、建替えや統廃合して除却されるまでの期間は、生涯学習の観点などから有効利用を考えることも必要と判断されます。ただし、その場合には設置目的の変更(条例の変更)や受益者負担を考慮し、利用料金を見直す必要があるものと考えられます。

### (3) 給食の費用対効果及び負担のあり方について

青年の家や神室少年自然の家は給食の提供数が少ないこともありますが、1食当たりのコストは1,000円を超えています。給食業務の委託については費用対効果を考える必要があります。また、設置目的以外での利用者や職員の利用についてはその負担のあり方も考える必要があるものと思料されます。

## 第3(1)青年の家



### 監査対象の概要

#### 1. 所在地

山形県天童市小路一丁目7番8号

#### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

#### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第1条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。

#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 42 年度	
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	
面積	敷地	9,342.12 m <sup>2</sup>
	建物	3,686.53 m <sup>2</sup>
本館	宿泊室 23 室、研修室 6 室、宿泊定員 214 名、食堂定員 112 名	
休所日	国民の祝日、年末年始、その他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	

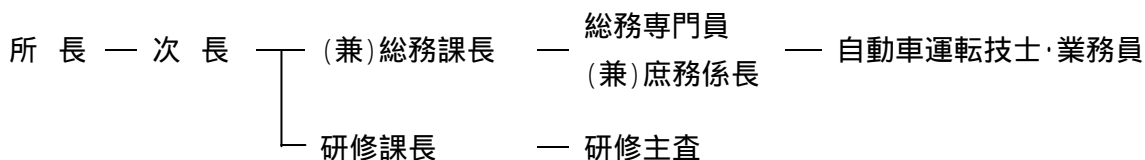
#### 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	100,243	73,493	26,750		

(注)用地は天童市からの借地である。

#### 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)



#### 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	行政職	3	3	3	3	3
	技労職	2	1	1	1	1
	研修担当	5	6	6	6	6
臨時・嘱託職員		3	3	3	3	3
合計		13	13	13	13	13

(注)臨時・嘱託職員のうち、2 名は宿日直代行員であり、2 日に 1 回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1 名は日々雇用であり、6 ヶ月間程度雇用

## 8. 最近の利用状況等

### (1) 開所日数、利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開所日数	339	338	336	337	337
日帰利用者数	6,729	9,506	9,420	10,816	10,245
宿泊利用者数	13,867	11,670	12,287	11,883	11,919

### (2) 利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	374	239	443	553	197
小学校	2,601	4,443	1,766	2,012	1,889
中学校			2,522	3,251	3,595
高校	2,371	2,263	2,197	1,994	1,405
大学	479	637	642	643	810
一般成人	5,401	5,663	5,773	5,900	5,914
指導者	1,087	1,396	1,352	1,510	1,463
合計	12,313	14,641	14,695	15,863	15,273

## 9. 最近5年間の収支状況

単位:千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳出					
人件費	82,439	82,687	80,776	109,638	81,417
旅費	1,297	1,305	1,260	961	1,065
需用費	13,761	11,630	11,530	10,641	10,605
委託料	16,221	15,142	15,147	15,320	14,884
非常勤職員報酬	2,514	2,580	2,554	2,523	2,564
役務費	2,127	1,413	1,360	1,246	1,282
工事請負費	1,680	1,701	0	2,898	953
備品購入費	197	127	165	724	0
その他	5,563	4,124	3,533	2,730	2,602
歳出合計( )	125,802	120,712	116,330	146,685	115,376
歳入					
施設使用料	1,876	1,665	1,964	1,781	1,780
一般社会保険料等	357	529	355	286	262
歳入合計( )	2,233	2,195	2,319	2,067	2,042
差引負担額( - )	123,568	118,517	114,011	144,617	113,334

(注)人件費の中に、平成16年度には退職手当が、27,594千円含まれているため、大きく増減している。

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 教育目標

自主的な活動や交流を通して、自律・友愛・奉仕等の徳性を養い、豊かな教養と社会力を体得し、明日を築く人づくりと文化の創造に努める。

### (2) 運営方針

社会力を育む拠点として、さまざまな体験の場・交流の場としての機能を果たす。

完全学校週5日制の実施に伴い、学校教育と連携して積極的な利用促進を図り、青少年の居場所づくりを進める。

異年齢・世代間交流などを通して交流の輪を広げ、国際交流・子育て支援・ボランティア活動・地域学習の拠点を目指す。

施設設備の安全管理に努め、魅力ある研修施設として充実を図り、利用者のニーズに応えることができる運営に努める。

#### 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

「施設の役割・機能等を見直し、少年自然の家との統合を図るなど、あり方を検討する。」と課題が上げられ、現在教育委員会において検討中である。

## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

#### (1) 「他所長が適当と認める者」の適当と認めた理由について【意見】

山形県青年の家利用規程第2条では、青年の家を利用できる者は、

- |  |
|--|
| (1) 青少年並びに青少年の指導者及び保護者<br>(2) 社会教育関係者<br>(3) 他所長が適当と認める者 |
|--|

と定められています。

また、山形県教育委員会教育長通知「山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の施行について」(社教4号 昭和60年4月1日)では、社会教育関係者とは次に掲げる者をいうとしています。

- |   |
|---|
| (1) 社会教育行政機関又は社会教育機関(施設)の職員<br>(2) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が青少年教育施設を利用する場合におけるその教育関係団体に属する者 |
|---|

なお、社会教育関係団体には、次に掲げる団体が該当するものであること。

- イ 青年団及びその連合会
- ロ 婦人会及びその連合団体
- ハ PTA及びその連合団体
- ニ 子ども会
- ホ 子ども会育成会及びその連合団体
- ヘ ボーイスカウト
- ト ガールスカウト
- チ 青少年赤十字
- リ スポーツ少年団
- 又 酒田海洋少年団
- ル 上記の団体のほか、規約に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすることが明確にされている団体

ところで、当施設利用者の中には、社会人の趣味の会や愛好会、または企業研修などの利用もあり、それらの者は利用規程第2条(3)「他所長が適当と認める者」に該当して、認められているとの回答でありましたが、利用許可申請書で所長の決裁はあるものの適当と認めた理由までは記載されていません。「他所長が適当と認める者」に該当する場合には、どのような理由で適当と認めたのか明らかにしておく必要があります。

#### (2) 利用者の適格性について【意見】

平成17年度の利用者の中には、民間企業の企業研修や経営会議目的の利用があり、県

の青少年教育施設の利用としては不適格と史料されます。当施設の利用として適切なものかどうか利用許可の審査を十分行う必要があります。

ただし、施設の有効利用の観点から生涯学習などの教育目的と判断される利用については、利用料金の見直しを含めて検討していくことも必要と史料されます。

## 2. 資産管理

### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行われていません。

山形県財務規則第 166 条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、その際、実施状況及び結果について記録を残す必要があると史料されます。

### (2) 備品管理について【指摘事項】

監査人が現品照合を一部実施したところ、実施した備品に添付されている備品標示票と備品番号の不一致、または、備品標示票の不添付が見受けられました。担当者に質問したところ、備品台帳を新規に更新したが、備品標示票までは更新ができていない旨の回答でした。速やかに、備品台帳と資産の整合性を確認し、備品標示票の更新手続を行う必要があります。

### (3) 廃棄処理を検討すべき備品について【意見】

視聴覚関係備品に使用していない、または、ほとんど使用しない映画フィルムや視聴覚機器類があります。使用可能性について吟味し、使用可能な場合でも、10 年も前の機器でもあり、最近時点の利用実績はないため、利用者のニーズも踏まえ、更新が必要なものではないか、有効利用が可能なものであるかを検討し、廃棄処分も視野に入れて検討する必要があると史料されます。

名 称	取得年月日	摘 要
映画フィルム 説得の仕方 職業の道 青年と友情 等	昭和 43 年 7 月 15 日 昭和 46 年 3 月 19 日 昭和 47 年 1 月 13 日	H17 年度、使用実績 なし
スライド映写機	昭和 50 年 1 月 22 日	
視聴覚用具 (オートスライド)	昭和 44 年 3 月 5 日	



#### (4) 現金管理について

##### 現金出納の内部統制について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

##### 領収書が徴収できない支出について【意見】

平成17年8月27日に開催された『作って食べよう山形の味「第2回」』の機器賃借に対しての謝礼として、3,670円のビール券を贈呈していることとなっておりますが、贈呈先から、受領書を徴収していません。このように贈呈先から領収書がもらえないような場合は、贈呈者が支払証明書等に署名しておくなど客観的な証拠を残しておくことが望ましいと思料されます。

#### (5) バスの有効利用について【意見】

平成17年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
28日	337日	8.3%

バスを利用する日は開所日の8.3%にすぎず、ほとんど利用されていません。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時の情報を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効と考えられます。

### 3. 収入事務

特に記載すべき事項はありません。

### 4. 支出事務(人件費を含む)

#### (1) 自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第4条によると、自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き5時間以上待機を要する場合)をした場合、次の規程に従い旅費が支給されています。

1日につき、25km以上100km未満の旅行をしたとき。(50km未満の旅行については、引き続き5時間以上(出張先における待機時間を含む。)の旅行に限る。)をしたとき	日額 590円
1日につき、100km以上125km未満の旅行をしたとき。	日額 900円
1日につき、125km以上150km未満の旅行をしたとき。	日額 1,190円
1日につき、150km以上の旅行をしたとき。	日額 1,320円

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

#### バス

単位:km	年間日数(日)	割合
25未満	14	50%
25～100	7	25.0%
100～125	2	7.1%
125～150	5	17.9%

#### バス以外

単位:km	年間日数(日)	割合
25未満	16	12.0%
25～100	106	79.7%
100～125	1	0.8%
125～150	10	7.5%

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと考えられます。制度上の問題ではありませんが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

#### (2)宿直勤務について【意見】

現在当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成17年度は施設利用者の宿泊がない日が218日ありますが、宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく宿日直を行う必要があるのか疑問です。警備保障会社に警備を委託するという方法も一つの選択肢として費用対効果を検討する必要があると考えられます。なお、平成17年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で2,564千円です。

## 5. 契約事務

### (1) 契約単価の根拠を添付していない契約について【意見】

A重油については平成17年11月に競争入札によって157.75円(税込み)で落札された後、平成18年1月に160.9円(税込み)に変更されていますが、値上げ幅の根拠が伺い書に添付されていません。契約単価を変更する場合は、卸価格や消費価格の相場や近隣の公所の状況等をヒアリングしてその値上げ額が正当かどうかを伺い書に添付して所定の承認を得ておく必要があると思料されます。

### (2) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	12,715	12,705	12,330
契約金額( )	12,712	12,663	12,322
÷	99.9%	99.6%	99.9%
給食数(食)	26,040	25,813	24,693
1食当たりコスト(円)	488	490	499

(注)給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記とは別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

当青年の家では、研修生への給食業務を昭和51年から業者に委託している。

平成16年3月～平成17年2月の1年間における給食数は、1日平均朝食48食、昼食50食、夕食48食で、計146食であった。さらに、繁忙期の1日当たり最大給食数は、朝食187、昼食197、夕食189食で計573食であった。

これらの給食を調理し、研修生に提供するためには、常時栄養士1名、調理員2名を確保し、さらに繁忙時(前年実績1回100食以上48回)における調理員確保に速やかに対応できる業者でなければならない。また、厨房設備の不具合により急に使用不可能等になった場合、すみやかに当該業者の設備により対応してもらう必要があるため近くの業者でなければならない。さらに、近年は当青年の家厨房施設設備の老朽化が顕著であり特にその必要性が強い。

このため、給食調理サービスを行う業者について調べたところ、天童に2社あり、委託会社のほかの業者に聞いたところ、仕出し弁当による給食サービスのみということである。

委託会社は、業務委託開始以来継続して給食業務を受託しており、献立作成や研修生への対応等に豊富な経験を有し、また、徴収食費に対する食事の内容も妥当と考えられ、研修生からの評価も良好である。

なぜ天童市内の業者しかできないのか、山形市内の業者でも近距離(10数キロ)にあり十分に対応可能ではないのか等、契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

(3)競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

清掃業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	1,442	1,442	1,442
落札価格	1,431	1,431	1,431
参加者数	3者	3者	3者
落札率	99.2%	99.2%	99.2%

入札参加者は毎年1者変更していますが、結局同一業者の落札となっていること、また、落札率も高止まりしていることを考えると競争が形骸化していると推測されます。参加業者を増やすことや長期継続契約も考慮して競争が一層働くようにする必要があると思料されます。

6. その他

(1)ホームページの充実について【意見】

利用状況も問い合わせをしないとわからない状況ではありますが、インターネット上で開示し、利用者が計画の立案、また予約を行いやすい環境を整えることが利便性の向上に繋がると考えられます。その際、宿泊所、体育館等、利用施設ごとの空き状況の開示を行うことも望ましいと思料されます。

また、日帰りプログラム、宿泊プログラム、季節ごとのプログラムといった定型的なプログラムを提示したり、利用者の声を掲載するといった、利用者がホームページ上で施設の利用についてのイメージが可能な工夫もあれば一層役立つものと思料され、ホームページの充実を検討されたい。

(2)利用者アンケート調査について【意見】

青年の家では主催事業について、それぞれの参加者へのアンケート調査は実施していますが、約9割を占める受入研修の参加者についてはアンケート調査を実施していません。受入研修の参加者にもアンケート調査を実施し、施設利用の形態、充実すべき施設の内容など、施設の運営に反映することが望ましいと思料されます。

(3)施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成 17 年度の給食提供日 340 日のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が 100 日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。給食のあり方を検討されたい。

単位 食

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
給食数	2,412	2,016	2,585	2,210	4,737	2,603	
給食提供日	29 日	27 日	30 日	31 日	27 日	28 日	
職員だけの給食日	11 日	8 日	8 日	7 日	2 日	4 日	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
給食数	1,813	612	1,084	1,719	1,229	1,673	24,693
給食提供日	30 日	28 日	26 日	27 日	27 日	30 日	340 日
職員だけの給食日	8 日	13 日	8 日	12 日	10 日	9 日	100 日

行政コスト

1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

3. 行政コスト

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(行政コスト)			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>91,120</b>	<b>93,069</b>	<b>90,744</b>
職員人件費	77,360	78,785	78,025
嘱託、臨時職員人件費	3,416	3,258	3,392
共済費	9,633	10,608	8,965
報償費	711	417	361
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>30,579</b>	<b>32,653</b>	<b>29,807</b>
外部委託費	15,147	15,320	14,884
維持補修費	2,450	5,315	2,422
減価償却費	3,931	3,794	3,363
その他	9,050	8,223	9,137
<b>行政コスト合計</b>	<b>121,700</b>	<b>125,723</b>	<b>120,551</b>
(収入項目)			
施設使用料	1,964	1,781	1,780
一般社会保険料等	355	286	262
<b>収入合計</b>	<b>2,319</b>	<b>2,067</b>	<b>2,042</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>119,380</b>	<b>123,656</b>	<b>118,509</b>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延利用者数(人)	21,707	22,699	22,164
利用者一人日当たりコスト(円)	5,500	5,448	5,347

## 第3(2) 海浜青年の家



### 監査対象の概要

#### 1. 所在地

山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野 299 番地

#### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

#### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第 1 条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規程により、青少年教育施設を設置する。

#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 46 年度	
構造	鉄筋 一部二階	
面積	敷地	143,236 m <sup>2</sup>
	建物	3,824 m <sup>2</sup>
本館	宿泊室 16 室、研修室 7 室 宿泊定員 210 名 食堂 定員 132 名	
体育館	639 m <sup>2</sup>	
キャンプ場	受入可能人数 180 名程度	
休所日	国民の祝日、年末年始、月曜日(第 3 日曜日の翌日を除く)、第 3 日曜日及びその他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	

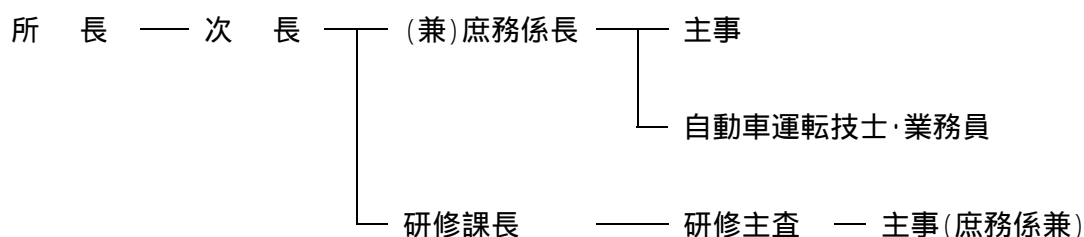
#### 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	173,479	149,479	24,000	0	0

(注)用地は遊佐町から譲与を受けたものである。

#### 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)





## 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	行政職	4	4	4	4	4
	技労職	1	1	1	1	1
	研修担当	3	3	3	3	3
臨時・嘱託職員		31	43	38	41	42
合計		39	51	46	49	50

(注) 臨時・嘱託職員のうち、2名は宿日直代行員であり、2日に1回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1名は日々雇用であり、6ヶ月間程度雇用

臨時・嘱託職員のうち、38名～40名は研修指導員であり、活動内容に応じて年間数日～数十日程度の勤務

## 8. 最近の利用状況等

### (1) 開所日数、利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開所日数	284	307	296	296	302
日帰利用者数	6,462	5,666	3,713	3,079	3,219
宿泊利用者数	14,222	17,795	14,953	15,930	18,023

### (2) 利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	83	79	42	46	48
小学校	2,970	3,746	2,959	2,711	2,865
中学校	1,442	2,227	1,431	1,888	1,637
高校	966	1,049	1,016	1,178	1,178
大学	313	4	234	123	192
一般成人	4,640	3,209	2,696	2,213	2,868
指導者	1,821	2,250	1,166	1,010	1,240
合計	12,235	12,564	9,544	9,169	10,028

## 9. 最近5年間の収支状況

単位:千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳出					
人件費	66,092	65,186	65,767	65,458	64,272
旅費	2,486	2,624	2,453	2,153	2,138
需用費	8,748	10,693	8,899	9,247	8,778
委託料	15,214	15,161	15,648	15,270	15,071
非常勤職員報酬	4,310	4,237	4,430	4,433	4,377
役務費	1,151	1,161	1,265	1,088	1,102
工事請負費	2,919	499	856	0	0
備品購入費	1,361	130	1,493	2,246	552
その他	1,942	2,326	1,919	1,819	1,907
歳出合計( )	104,226	102,021	102,734	101,717	98,200
歳入					
施設使用料	1,240	1,265	753	854	1,130
一般社会保険料等	460	550	392	360	335
歳入合計( )	1,701	1,815	1,146	1,214	1,466
差引負担額( - )	102,524	100,206	101,587	100,502	96,734

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 教育目標

大自然との触れ合いや体験活動、集団宿泊生活をとおして、自主・自律・友愛・協働・奉仕等の心を養い、豊かな人間性や「生きる力」を育み、いのち輝く人づくりに努める。

### (2) 運営方針

豊かな自然環境を活用し、かかわりの中で青少年の社会力を育成する。

多彩な研修をとおして、充実した生涯学習を推進する。

学校や関係機関・団体との連携を密にし、円滑な運営を図る。

事業や研修活動にかかる広報活動を工夫し、利用促進を図る。

## 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

「施設の役割・機能等を見直し、少年自然の家との統合を図るなど、あり方を検討する。」と課題が上げられ、現在教育委員会において検討中である。

## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

#### (1) 「その他所長が適当と認める者」の適当と認めた理由について【意見】

山形県海浜青年の家利用規程第2条では、海浜青年の家を利用できる者は、

- |  |
|--|
| (1) 青少年並びに青少年の指導者及び保護者<br>(2) 社会教育関係者<br>(3) その他所長が適当と認める者 |
|--|

と定められています。

また、山形県教育委員会教育長通知「山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の施行について」(社教4号 昭和60年4月1日)で社会教育関係者について定められていますが、その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

ところで、当施設利用者の中には、民間団体などの利用もあり、それらの者は利用規程第2条(3)「その他所長が適当と認める者」に該当して、認めているとの回答でありましたが、利用許可申請書で所長の決裁はあるものの適当と認めた理由までは記載されていません。「その他所長が適当と認める者」に該当する場合には、どのような理由で適当と認めたのか明らかにしておく必要があります。

#### (2) 利用者の適格性について【意見】

平成17年度の利用者の中には、他の施設での練習試合や交流試合のために宿泊する目的で利用している場合があり、当施設の利用として適切なものかどうか利用許可の審査を十分行う必要があると思料されます。

ただし、施設の有効利用の観点から、利用料金の見直しを含めて利用のあり方を検討していくことも必要と思料されます。

### 2. 資産管理

#### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

物品分類基準によれば、「取得価額又は評価額が2万円以上のものは備品とする。」とあり、該当するものはすべて備品カードを作成する必要があります。さらに、山形県財務規則第166条によれば、「年1回以上現品と帳簿を照合すること。」になっていますが、行われていません。

サンプルで、備品台帳と現物との照合を行った結果、次のことが判明しました。

### 1. 備品台帳の記入誤り

備品名	取得年度	金額	内容
パーソナルコンピュータ	平成 13 年	238 千円	PC の型番が違っていた。

### 2. 利用可能性が低く、廃棄予定のもの

備品名	取得年度	金額	内容
焼却炉小屋	昭和 48 年	585 千円	現在利用していない。
ワードプロセッサ	昭和 62 年	180 千円	

以上の事項については、そもそも、毎年、現品照合を行っていけば、起こりえないものであり、財務規則に基づき現品照合を行う必要があります。また、現品照合を行う際、資産の状況を見て、使用していないものは、廃棄を行うべきと考えます。予算の問題で、廃棄の予算が、後回しにされる傾向にあります。廃棄を後回しにすることは、後世代にツケをまわすことにもなり、その都度行う必要があると思料されます。

### (2) 備品管理について【指摘事項】

現品に添付する備品標示票には備品番号が記載されておらず、連番管理も行われていません。そのため、現品と備品カードの一致を確認することができません。連番管理を実施し、備品標示票に記載することによって、帳簿と現品の対応を図る必要があります。

また、前述のサンプリングによる現品確認を行ったところ、備品標示票の貼り付けが行われていない備品が散見されました。備品標示票の貼り付けを徹底し、備品カードとの照合が可能な状態にする必要があります。

### (3) 現金管理について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

また、大金庫に食堂の業者の小金庫を預かって保管していますが、その管理責任は海浜青年の家に帰属するため、盗難等があった場合業者に対し弁償しなければならないことが想定されます。このようなリスクを負うことは県にとって不利益になることであり、業者との間で責任関係を明確にしておく必要があると思料されます。

#### (4)バスの有効利用について【意見】

平成 17 年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
76 日	302	25.2%

バスの利用日数は上記の通り開所日の約 4 分の 1 であり、利用が少ないと思料されます。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効と考えられます。

### 3. 収入事務

#### (1)日帰り利用者の把握について【意見】

施設利用者からは日帰り利用であっても利用申込を受け使用料を徴収する必要がありますが、日帰り利用者を網羅的に把握することは困難となっています。使用料の徴収漏れが生じる虞があり、管理方法の検討を行う必要があると思料されます。

### 4. 支出事務(人件費を含む)

#### (1)宿直勤務について【意見】

現在、当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成 17 年度は施設利用者の宿泊がない日が 262 日ありますが、宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく毎日宿日直を行う必要があるのか疑問です。例えば、警備保障会社に必要な施設の部分の警備を委託するという方法(当所が警備保障会社のサービス提供地域である場合)や利用者の少ない冬季には 1 週間で 1 ないし 2 回程度にするなど費用対効果を検討する必要があると考えられます。なお、平成 17 年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で 2,631 千円です。

#### (2)非常勤職員の報酬計算の取扱いについて【意見】

非常勤職員の報酬日額を辞令によって定めていますが、執務形態が、日直、宿直の 2 通りあり、その勤務形態ごとに、日数を計算する体系となっています。現在は、日直と宿直は勤務単位でそれぞれ日額としていますが、一日の中での勤務とも考えられます。その明確な取扱いについて、雇用条件通知書等に記載する必要があると思料されます。

(3)自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第4条によると、自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き5時間以上待機を要する場合)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

バス

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	23	30%
25～100	49	65%
100～125	3	4%
125～150	1	1%

バス以外

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	66	50%
25～100	65	50%
100～125	0	-
125～150	0	-

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと考えられます。制度上の問題ではありませんが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

5. 契約事務

(1) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	13,519	12,585	12,331
契約金額( )	12,712	12,547	12,316
/	94.0%	99.7%	99.9%
給食数(食)	28,653	31,063	31,670
1食当たりコスト(円)	443	403	388

(注) 給食数には野外での給食が含まれています。

(注) 給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記とは別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

当施設の給食業務は、昭和46年8月1日の開所当初から、現在の委託先に業務を委託し、以後現在に至っている。

その経過は、当所開設にあたり、給食業務を業者に委託しようという方向で検討したが、当時、受託してくれる業者が全くなかった。

そこで、当時、現職の遊佐町長が会長であった現在の委託先に、引き受けてくれるよう強力に依頼した。

同委託先は、定款に「山形県海浜青年の家給食業務の受託経営に関すること」をわざわざ追加したうえ、給食業務を遂行するために、栄養士・調理師の有資格者を含めて6名の新規雇用契約を締結して、これに対応してくれた。

給食業務のための組織は、当施設から委託された業務を行うためだけの理由で改正したもので、同委託先の本来の業務とは完全に分離され、特別会計として経理されている。

また、委託料は人件費のみで精算されており、利用者から徴収する食費については当該給食の食品原材料費に充てなければならない(業務細則第4条)とされており、利益を生み出すのは好ましくないとの県の指導もされている。

その結果、この給食業務委託は、通常の委託業務とは異なり、利益が生じない現状となっており、通常の競争入札には、なじまない現状となっている。

以上のような経緯があるため、このような利益性のない給食業務を受託できる者は当管内では、現在の委託先だけであるため、同委託先と随意契約を締結する。

開所当初の事情は今からでは分からないが、委託業務を開所当初から約30年以上も同一の相手先と随意契約を続けていることは望ましいことではありません。委託料から利益が生じるかどうかは委託先の経営努力によるものであり、利益が生じないことは随意契約の根拠にはならないと思料されます。

また、契約の相手先を当所の所在地域に限定すれば、当該給食業務を受託できる業者はあまり期待できないと推測されますが、契約の相手先を必ずしも当所の所在地域に限定しなくとも、契約者の職員が近隣地域から通勤できれば当該給食業務は十分提供できると考えられ

ます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

(2)競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

清掃業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	1,550	1,533	1,533
落札価格	1,548	1,533	1,480
参加者数	3	3	3
落札率	99.9%	100%	96.6%

入札は3者を参加させていますが、参加業者は3年間同一であり、また、毎年同一業者の落札となっていること及び落札率も高止まりしていることから、競争が形骸化していると思料されます。参加業者を増やすか入れ替えるなど競争が一層働くようにする必要があると思料されます。なお、平成18年度は3年間の長期継続契約を行っていますが、年間の委託料は平成17年度と同額でした。

6. その他

(1)利用者アンケート調査の集計分析について【意見】

受入事業の施設利用者に対して「利用者の声カード」を記載してもらっており、その集計分析を行っていますが、主催事業については参加者にアンケート調査を実施しているものの、回答が選択肢に を付けるような項目がなく、記述式となっているためその集計ができない状況となっています。主催事業の満足度の比較を行う上で回答項目は集計できるようにして、各主催事業の満足度を測定できるようにした方が望ましいと思料されます。

また、施設利用者に記載してもらう利用者アンケートは県の他の少年自然の家とフォームが異なっています。プログラム内容や施設内容が異なる点は理解できますが、県営の青少年教育施設は調査項目を可能な限り共通のものとして、他の施設と比較検討できるようにしておく方が望ましいと考えられます。

(2)実費相当徴収金について【意見】

参加者から徴収する野外活動費などは、その活動で使用する材料代や用具維持費等として実費相当分を徴収する代金ではありますが、平成16年度の繰越金が392千円あり、その中から、平成17年度では当施設の海洋活動の救助艇操縦に必要な研修職員の小型船舶免許取得費用として240千円(4名分)が支出されていました。当該支出は実費相当徴収金から賄う支出としては不適切であると思料されます。当該徴収金は参加者から徴収した実費相当額で



あり県の公金ではありませんが、本来余剰が生じないように料金の見直しが必要と思料されま  
す。

また、講師謝礼金などを支払った際に受取った講師からの領収書が徴収されていません。  
領収書等を徴収する必要があります。

今後はこのようなことが生じないように、教育委員会等によるチェック体制を確立することが  
望ましいと考えます。

(3)施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成 17 年度の給食提供日 302 日のうち、施設利  
用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が 105 日ありました。職員か  
らの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていない  
のに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。

特に 11 月から 2 月は職員だけの給食日とその月の給食提供日の半分以上であり、給食の  
あり方を検討されたい。

単位 食

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
給食数	3,346	2,295	5,639	7,536	3,088	3,868	
給食提供日	25 日	24 日	27 日	29 日	26 日	26 日	
職員だけの 給食日	9 日	6 日	0 日	0 日	3 日	3 日	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
給食数	2,696	497	224	463	310	1,708	31,670
給食提供日	27 日	23 日	22 日	23 日	23 日	27 日	302 日
職員だけの 給食日	8 日	17 日	16 日	16 日	15 日	12 日	105 日

## 行政コスト

### 1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 3. 行政コスト

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>(行政コスト)</b>			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>73,652</b>	<b>73,808</b>	<b>72,606</b>
職員人件費	60,491	60,193	59,058
嘱託、臨時職員人件費	5,275	5,262	5,213
共済費	7,715	8,192	8,201
報償費	170	160	132
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>28,187</b>	<b>28,057</b>	<b>27,105</b>
外部委託費	15,648	15,270	15,071
維持補修費	1,958	1,929	1,328
減価償却費	3,669	3,571	3,266
その他	6,910	7,285	7,438
<b>行政コスト合計</b>	<b>101,839</b>	<b>101,865</b>	<b>99,711</b>
<b>(収入項目)</b>			
施設使用料	867	959	1,163
一般社会保険料等	432	398	422
<b>収入合計</b>	<b>1,299</b>	<b>1,358</b>	<b>1,586</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>100,539</b>	<b>100,507</b>	<b>98,125</b>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延利用者数(人)	18,666	19,009	21,242
利用者一人日当たりコスト(円)	5,386	5,287	4,619

### 第3(3) 朝日少年自然の家



#### 監査対象の概要

##### 1. 所在地

山形県西村山郡大江町大字左沢字楯山2523 - 5

##### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

##### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第1条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。

#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 49 年度	
構 造	鉄筋コンクリート造 3階建	
面 積	敷地	79,620.91 m <sup>2</sup>
	建物	3,132.28 m <sup>2</sup>
本 館	宿泊室 定員 12 名×14 室、和室 定員 16 名×2 室 宿泊定員 200 名 集会室 100 名程度、食堂 144 名収納可能、プラネタリウム	
体育館	ミニバスケットボール、バレーボール 1 面の広さ	
キャンプ場	2 ケ所 収用人員 200 名程度、野外炊飯棟 2 棟	
休所日	国民の祝日、年末年始、月曜日(第 3 日曜日の翌日を除く)、第 3 日曜日及びその他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	



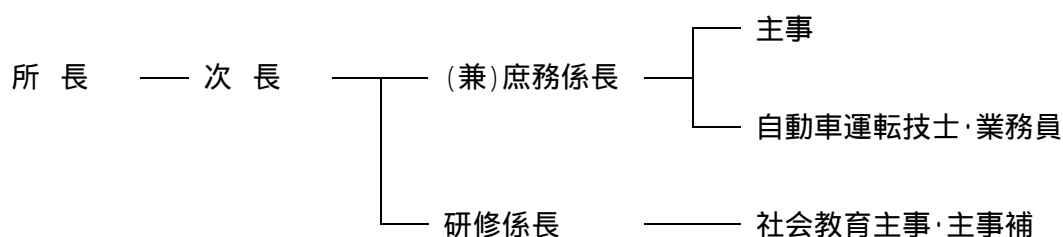
## 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	307,931	128,931	40,000	139,000	0

(注)用地は大江町から譲与を受けたものである。

## 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)



## 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	行政職	3	3	3	3	3
	技労職	2	2	2	2	2
	研修担当	3	3	3	3	3
臨時・嘱託職員		9	10	7	8	7
合計		17	18	15	16	15

(注)臨時・嘱託職員のうち、2名は宿日直代行員であり、2日に1回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1名は日々雇用であり、6ヶ月間程度雇用

臨時・嘱託職員のうち、4名~7名は研修指導員であり、活動内容により勤務。年間5~15日程度

## 8. 最近の利用状況等

### (1) 開所日数、利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開所日数	299	298	295	300	292
日帰利用者数	7,319	12,256	12,744	11,782	12,642
宿泊利用者数	12,911	14,570	11,375	12,549	11,996

## (2)利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	2,360	3,134	2,755	2,831	3,040
小学校	6,029	8,714	8,654	7,797	8,594
中学校	806	871	1,345	1,484	992
高校	342	561	415	523	464
大学	56	77	48	56	89
一般成人	2,896	4,720	4,210	4,196	4,455
合計	12,489	18,077	17,427	16,887	17,634

## 9. 最近 5 年間の収支状況

単位:千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出					
人件費	56,864	57,940	56,134	59,678	59,396
旅費	1,221	742	769	915	710
需用費	11,330	11,905	10,177	9,829	9,259
委託料	16,669	16,412	16,541	15,700	15,874
非常勤職員報酬	2,838	2,833	2,757	2,791	2,818
役務費	1,204	1,171	1,168	1,199	1,179
工事請負費	3,507	575	0	0	2,541
備品購入費	349	886	507	438	376
その他	3,101	2,837	2,509	2,497	2,450
歳出合計( )	97,087	95,304	90,565	93,050	94,607
歳入					
施設使用料	346	538	398	458	449
一般社会保険料等	249	376	281	285	274
歳入合計( )	595	915	680	744	723
差引負担額( - )	96,491	94,389	89,885	92,306	93,883

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 教育目標

豊かな自然の中での野外活動や集団宿泊生活を通して、思いやりに関心と創造力を育み、心身共に健全でたくましく生きる少年の育成を図る。

- ◆ 自然の厳しさや優しさに触れ、自然を大切にする心を育てる。
- ◆ 集団宿泊生活を通して、自らを律し仲間を尊重する心を養う。
- ◆ 自然の中で心身を鍛え、自ら実践し創造する態度を養う。

### 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

特になし。

## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

#### (1) 「他所長が適当と認める者」の適当と認めた理由について【意見】

山形県朝日少年自然の家利用規程第2条では、朝日少年自然の家を利用できる者は、

- |  |
|--|
| (1) 少年並びに少年の指導者及び保護者<br>(2) 社会教育関係者<br>(3) 他所長が適当と認める者 |
|--|

と定められています。

また、山形県教育委員会教育長通知「山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の施行について」(社教4号 昭和60年4月1日)で社会教育関係者について定められていますが、その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

ところで、当施設利用者の中には、社会人の趣味の会や愛好会、または企業研修などの利用もあり、それらの者は利用規程第2条(3)「他所長が適当と認める者」に該当して、認められているとの回答でありましたが、利用許可申請書で所長の決裁はあるものの適当と認めた理由までは記載されていません。「他所長が適当と認める者」に該当する場合には、どのような理由で適当と認めたのか明らかにしておく必要があります。

#### (2) 利用者の適格性について【意見】

平成17年度の利用者の中には、民間企業の企業研修での利用があり、県の青少年教育施設の利用としては不適格と思料されます。当施設の設置目的から適切な利用なのかどうか利用許可の審査を十分行う必要があります。

### 2. 資産管理

#### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行われていません。

山形県財務規則第166条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、その際、実施状況及び結果について記録を残す必要があると思料されます。

#### (2) 備品管理について【指摘事項】

監査人が備品の現品照合を実施した結果、最近購入した備品に添付されている備品標示票には、ナンバーリングがなされており、現物と備品表の一致を確認することができましたが、それ以外の備品については備品標示票と備品番号の不一致、または、備品標示票の不添付が見られました。速やかに、備品台帳と現品の整合性を確認し、備品標示票の更新手続を行



う必要があると考えます。

(3) 廃棄処理を検討すべき備品について【意見】

映写機、OHP等、使用頻度が極端に低いものが保管されています。使用可能性について吟味して、使用可能な場合でも機能的に劣化している機器でもあり、利用者のニーズも踏まえ、更新が必要なものでないか、有効に利用が可能なものであるかを考えて、廃棄処分も検討すべきものと考えられます。廃棄処分を後回しにすることは、後世代にツケをまわすことにもなり、その都度行う必要があると思料されます。

(4) バスの有効利用について【意見】

平成 17 年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
134 日	292 日	45.9%

他の青少年教育施設にあるバスと比較すると、利用されている方ではありますが、それでも開所日の半分以下です。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効となります。

(5) 現金管理について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

### 3. 収入事務

(1) 日帰り利用者の把握について【意見】

施設利用者からは日帰り利用であっても利用申込を受け使用料を徴収する必要がありますが、日帰り利用者を網羅的に把握することは困難となっています。使用料の徴収漏れが生じる虞があり、管理方法の検討を行う必要があると思料されます。

#### 4. 支出事務(人件費を含む)

##### (1) 宿直勤務について【意見】

現在、当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成17年度は施設利用者の宿泊がない日が281日ありますが、宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく毎日宿日直を行う必要があるのか疑問です。例えば、警備保障会社に警備を委託するという方法や利用者の少ない冬季には1週間で1ないし2回程度にするなど費用対効果を検討する必要があると考えられます。なお、平成17年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で2,818千円です。

##### (2) 自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第4条によると、自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き5時間以上待機を要する場合)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

##### バス

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	33	24.6%
25～100	82	61.2%
100～125	17	12.7%
125～150	2	1.5%

##### バス以外

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	21	23.3%
25～100	69	76.7%
100～125	0	0%
125～150	0	0%

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと思料されます。制度上の問題ではありませんが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

## 5. 契約事務

### (1) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	12,705	12,283	12,283
契約金額( )	12,663	12,272	12,272
÷	99.7%	99.9%	99.9%
給食数(食)	22,746	24,015	24,700
1食当たりコスト(円)	556	511	496

(注) 給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記とは別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

当所は、幼児から老人まで幅広く開放する(宿泊含む)するが、給食業務については、調理員の職員を配置せず、厨房設備だけを設置し外部に委託(受託者は従業員を常駐させて所内にて調理提供)することを前提に設置された施設である。

設置目的が主として少年の利用に供することとしていることから、学校給食に準じた食事の提供をする必要があり、また、年齢階層に合わせてあるいは目的に応じて、栄養バランス・メニュー・ボリュームの選択を要することから、栄養士(常時)及び調理師等の資格を有する従業員を常置しておくことが必要である。さらに、利用者からの対価負担を求めないという設置目的からも、給食業務からの利潤追求は許されない。

常置人数については、宿泊定員が200人であること、早朝勤務6時から及び遅出勤務19時までの変則勤務もあることから、3名(昼食のみの300人までの学校の定員は2人となっている。)以上は必要である。さらに、利用者への応接も単に食事の提供だけでなく、サービス精神とともに当所職員と同等の資質が求められる。

よって、営利主義を前面に出した業者への委託は適当でなく、昭和49年度の当所開設に伴い、さらには大江町内の中学校の給食業務を請け負う形で、委託会社が設立され、主として公共機関の給食業務を受託営業している当該社が適当である。当該社には開所以来協力を要請し給食業務を委託しており、上記について熟知・熟練しており、従業員に対する指導も徹底し、さらに、機材器具の管理並びに調理業務においても確実で、現在までの実績(食中毒事件等皆無)も良好である。また、上記勤務体制から地元採用者を抱えることが求められるが、それらの条件に合致する。さらに、施設設備(当所にて食事を提供できない緊急時には社内での調理をして迅速な提供可)及び人的整備条件(常置従業員に事故あるときには代替員の派遣可)を完備した業者は、町内及び近隣市町に存在(仕出し及び弁当などの店頭販売業者は存在する)しない。

給食業務の委託先として、営利主義の業者は適切でないというのは根拠がなく、したがって公共機関の給食業務を受託しているというのは随意契約の理由にはならないと考えます。また、開所以来給食業務を受託していれば当所の機材や施設に熟知するのは当然のことであり、当所の給食業務機材や施設が極めて特殊というわけでもなく、これも随意契約の理由にはならないと史料されます。また、食中毒等の事故がないことや安定して給食業務を行うことが可能であることは指名業者の選定等において十分に審査を行えば良いことであり、結局、町内や近隣市町に給食業務を受託できる業者が他にいないことが理由と考えられます。契約の相手先を当所の所在地域に限定すれば、当該給食業務を受託できる業者はあまり期待できないと推測されますが、契約の相手先を必ずしも当所の所在地域に限定しなくとも、契約者の職員が近隣地域から通勤できれば当該給食業務は十分提供できると考えられます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると史料されます。

(2)競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

清掃業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	1,638	1,724	1,724
落札価格	1,575	1,559	1,575
参加者数	5者	5者	5者
落札率	96.1%	90.4%	91.3%

入札には5者を参加させていますが、同一業者の落札となっていること、また、落札価格が下がっていないことを考えると競争が形骸化しているのではないかと推測されます。参加業者を増やすことや長期継続契約も考慮して競争が一層働くようにする必要があると史料されます。

6. その他

(1)利用者アンケート調査の調査項目について【意見】

当所では、すべての施設利用団体に対して、研修が終了した時当所所定の「活動の記録」の提出を受け、感想や意見等を記載してもらうようにしていますが、その調査項目は県の他の少年自然の家と異なっています。プログラム内容や施設内容が異なる点は理解できますが、県営の青少年教育施設は調査項目を可能な限り共通のものとして、他の施設と比較検討できるようにしておく方が望ましいと考えられます。

(2)施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成 17 年度の給食提供日 296 日のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が 130 日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。

特に 11 月から 3 月(除く 2 月)は職員だけの給食日とその月の給食提供日の半分以上であり、給食のあり方を検討されたい。

単位 食

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
給食数	475	2,187	6,843	5,686	1,175	2,114	
給食提供日	25 日	23 日	26 日	28 日	23 日	24 日	
職員だけの給食日	16 日	5 日	1 日	4 日	11 日	10 日	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
給食数	1,136	427	1,578	1,277	1,192	610	24,700
給食提供日	24 日	24 日	25 日	24 日	24 日	26 日	296 日
職員だけの給食日	11 日	17 日	15 日	15 日	10 日	15 日	130 日

行政コスト

1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

3. 行政コスト

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(行政コスト)			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>63,398</b>	<b>67,297</b>	<b>67,205</b>
職員人件費	52,616	56,125	55,755
嘱託、臨時職員人件費	3,769	3,702	3,807
共済費	6,798	7,231	7,471
報償費	214	238	172
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>46,192</b>	<b>33,782</b>	<b>33,041</b>
外部委託費	16,541	15,700	15,874
維持補修費	539	607	1,307
減価償却費	7,614	6,559	6,290
その他	21,497	10,915	9,569
<b>3. 移転支的的なコスト</b>	<b>110</b>	<b>118</b>	<b>128</b>
補助費	110	118	128
<b>行政コスト合計</b>	<b>109,701</b>	<b>101,199</b>	<b>100,375</b>
(収入項目)			
施設使用料	398	533	449
一般社会保険料等	281	210	274
<b>収入合計</b>	<b>680</b>	<b>744</b>	<b>723</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>109,021</b>	<b>100,455</b>	<b>99,651</b>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延利用者数 (人)	24,119	24,331	24,638
利用者一人日当たりコスト (円)	4,520	4,129	4,045

### 第3(4) 金峰少年自然の家



#### 監査対象の概要

##### 1. 所在地

山形県鶴岡市高坂字杉ヶ沢54 - 1

##### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

##### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第1条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。

#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 51 年度	
構 造	鉄筋コンクリート造 3階建	
面 積	敷地	77,526.58 m <sup>2</sup>
	建物	3,433.10 m <sup>2</sup>
本 館	宿泊室 定員 12 名×14 室、和室 定員 16 名×2 室 宿泊定員 200 名 食堂 定員 200 名 天体観測ドーム	
体育館	バレーボール 1 面の広さ	
キャンプ場	3ヶ所 定員 400 名、キャンプファイヤー場 など	
休所日	国民の祝日、年末年始、月曜日(第 3 日曜日の翌日を除く)、第 3 日曜日及びその他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	





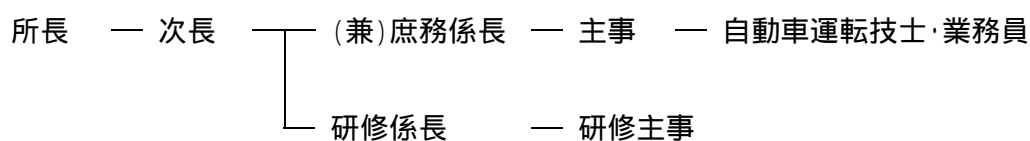
## 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	489,796	240,796	80,000	169,000	0

(注)用地は鶴岡市から譲与を受けたものである。

## 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)



## 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	行政職	4	4	4	4	4
	技労職	1	1	1	1	1
	研修担当	3	3	3	3	3
臨時・嘱託職員		15	11	12	14	11
合計		23	19	20	22	19

(注)臨時・嘱託職員のうち、2名は宿日直代行員であり、2日に1回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1名は日々雇用であり、6ヶ月間程度雇用

臨時・嘱託職員のうち、8~12名は研修指導員であり、活動内容により勤務。年間5~15日程度

## 8. 最近の利用状況等

### (1) 開所日数、利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開所日数	293	296	300	300	307
日帰利用者数	8,561	9,778	10,167	9,582	11,199
宿泊利用者数	22,694	23,800	23,612	22,896	24,648

## (2)利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	1,985	2,195	2,554	2,449	2,944
小学校	9,598	9,421	9,982	9,634	10,024
中学校	1,233	1,480	1,334	1,307	1,544
高校	457	655	1,046	869	950
大学	127	34	47	36	201
一般成人	1,898	2,876	2,717	2,444	2,661
指導者	2,298	2,667	2,017	1,920	2,299
合計	17,596	19,328	19,697	18,659	20,623

## 9. 最近 5 年間の収支状況

単位:千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出					
人件費	55,721	56,571	56,206	59,932	56,668
旅費	1,374	1,975	1,386	1,428	1,163
需用費	12,130	12,511	12,255	10,309	10,830
委託料	17,378	17,408	16,844	17,029	16,643
非常勤職員報酬	2,893	2,954	2,775	2,837	2,826
役務費	1,302	1,338	1,238	1,346	1,489
工事請負費	0	0	0	3,190	1,785
備品購入費	1,779	815	313	639	524
その他	3,288	3,349	2,911	3,552	2,747
歳出合計( )	95,869	96,924	93,933	100,267	94,679
歳入					
施設使用料	602	798	628	467	605
一般社会保険料等	424	580	404	404	402
歳入合計( )	1,027	1,379	1,032	871	1,007
差引負担額( - )	94,841	95,544	92,900	99,395	93,672

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 基本テーマ

「緑と星と海を求めて」～豊かな体験活動を通して生きる力を～

### (2) 教育目標

恵まれた自然環境の中での集団生活を通して、感性や情操を豊かにし、自律の精神や社会性を身につけ、人間として心豊かにたくましく生きる力を育てる。

美しいものや神秘的なものに感動する豊かな感性と自然に親しむ心(自然に親しみ)

ねばり強く課題を解決できる思考力・判断力と想像力(自分に厳しく)

忍耐・協同・友愛・奉仕の精神力等自律心と社会性(わがままをおさえ他にやさしく)

自然との共生と郷土への自信や誇り(心豊かにたくましく)

### (3) 運営方針

感性ひびき合う交流を通して、子どもたちの「自然の中で互いに高め合い自分を再発見する体験活動」を支援する魅力ある生涯学習の拠点づくりに努める。

## 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

なし。

## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

#### (1) 利用者の適格性について【意見】

平成 17 年度の利用者の中には、高校生が近隣の高校での練習試合や交流試合のために宿泊する目的で利用している場合が散見され、当施設の利用として適切なものかどうか利用許可の審査を十分行う必要があります。

ただし、施設の有効利用の観点から教育目的と判断される利用については、利用料金の見直しを含めて検討していくことも必要と思料されます。

### 2. 資産管理

#### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

山形県財務規則第 166 条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされておりますが、少なくとも 10 年以上現物照合を行った実績はなく、今回、監査人が 30 件サンプリングして現品照合を実施した結果、8 件について現品が確認できませんでした。現物照合を全件実施すれば、相当数の現品が確認できないと推測されます。規則どおり、現品照合を実施する必要があります。また、その際、実施状況及び結果について記録を残す必要があると思料されます。

#### (2) 備品管理について【指摘事項】

備品に添付されている備品標示票には、ナンバーリングがなされていません。そのため、現品と備品カードの一致を確認することができませんでした。ナンバーリングを実施し、備品標示票に記載することによって、帳簿と現品の対応を図る必要があります。

また、前述のサンプリングによる現品確認を行ったところ、備品標示票の貼り付けが行われていない備品が散見されました。備品標示票の貼り付けを徹底し、備品カードとの照合が可能な状態にする必要があります。

#### (3) 現金管理について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

#### (4) バスの有効利用について【意見】

平成 17 年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
109 日	307 日	35.5%

他の青少年教育施設にあるバスと比較すると、利用されている方ではありますが、それでも開所日の約 3 分の 1 程度です。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効となります。

### 3. 収入事務

#### (1) 調定取消票の保存について【指摘事項】

調定収入票の修正・訂正等により取り消されたものについては調定取消票を出力し、調定収入票と当該調定取消票を一組として保管することとなっていますが、平成 17 年度の調定取消票については 1 件を除き保管されていませんでした。

取消処理は不正に利用される場合も考えられるため、取り消された理由等を明らかにした上、取消履歴を残すことが必要です。

#### (2) 利用人員の確認・承認について【指摘事項】

使用料の徴収においては、利用人員を確認し使用料の算定を行うため利用人員確認票を作成し利用者との利用人数確認を行っていますが、担当印、次長印、所長印が押印されていないものがありました。所定の承認を得る必要があります。

#### (3) 日帰り利用者の把握について【意見】

施設利用者からは日帰り利用であっても利用申込を受け使用料を徴収する必要がありますが、日帰り利用者を網羅的に把握することは困難となっています。使用料の徴収漏れが生じる虞があり、管理方法の検討を行う必要があると思料されます。

### 4. 支出事務(人件費を含む)

#### (1) 宿直勤務について【意見】

現在、当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成 17 年度は施設利用者の宿泊がない日が 258 日ありますが、宿泊利用

者がいない場合や休日祝日関係なく毎日宿日直を行う必要があるのか疑問です。例えば、警備保障会社に必要な施設の部分の警備を委託するという方法(当所が警備保障会社のサービス提供地域である場合)や利用者の少ない冬季には1週間で1ないし2回程度にするなど費用対効果を検討する必要があると考えられる。なお、平成17年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で2,624千円です。

(2)非常勤職員の報酬計算の取扱いについて【意見】

非常勤職員の報酬日額を辞令によって定めていますが、執務形態が、日直、宿直の2通りあり、その勤務形態ごとに、日数を計算する体系となっています。現在は、日直と宿直は勤務単位でそれぞれ日額としていますが、一日の中での勤務とも考えられます。その明確な取扱いについて、雇用条件通知書等に記載する必要があると思料されます。

(3)自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第4条によると、自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き5時間以上待機を要する場合)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

バス

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	17	15.6%
25～100	63	57.8%
100～125	16	14.7%
125～150	3	2.7%
150～	10	9.2%

バス以外

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	15	19.0%
25～100	50	63.3%
100～125	0	0.0%
125～150	2	2.5%
150～	12	15.2%

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと思料されます。制度上の問題ではありますが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

## 5. 契約事務

### (1) 変更契約の根拠が十分でない契約について【意見】

A重油購入については財務規則 127 条の 2 による随意契約(金額基準)として、5 者による見積り合せを実施しています。併せて、近隣の公所での相場は調査しているとの担当者からの回答でありましたがその結果(どこの公所がいくらで購入したか)が記録として残っていません。記録を残して、適切な購入価格であることを立証しておく必要があります。

また、A重油については平成 17 年度に 2 回の変更契約が行われていますが、その根拠は「市場価格の変動及び近隣公所の状況を確認し、増額が妥当と思われる」と記載されているだけです。具体的に市場価格がいくら値上がりしているのか、近隣公所の購入単価はそれぞれいくらなのか具体的に値上げ幅の根拠を示しておく必要があります。

### (2) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	12,712	12,712	12,327
契約金額( )	12,705	12,671	12,227
÷	99.9%	99.7%	99.2%
給食数(食)	45,461	44,909	48,088
1食当たりコスト(円)	279	282	254

(注)給食数には野外での給食が含まれています。

(注)給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記とは別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

当金峰少年自然の家は、昭和 51 年 6 月 1 日に開所したが、それに際して給食業務は山形県海浜青年の家の例にならい、地元黄金地区観光協会が中心となって組織化の話し合いが進められた。

ところが、県からの委託料は調理担当職員の人件費であり、入所生(児童、生徒)から徴収する給食費であって、そこから利益を生み出すのは好ましくないとの県の指導があり、それでは不可能として解散した。

開所もせまり、給食業務の引き受け手が決まらないのではスタートすることが出来ないことから、県教育委員会の指導のもと、鶴岡市教育委員会の援助と鶴岡市商工会議所の働きかけを得て、給食物資の納入希望者に呼びかけ組織したのが委託先である。

以来、委託先は当所の給食業務を受託しており、現在まで食中毒等の事故もなく業務を遂行している。

委託先は、自然の家の給食という利益を生み出さない業務方法についても熟知しており、従業員に対する教育も行き届いている。食材の管理にも万全を期し、早朝からの勤務、夜間に及ぶ勤務にも柔軟に対応しており、また、当所が所有する厨房の機材器具についても善良に管理して使用している。さらに、利用者への応接も当所職員と同等の資質を有している。

委託先は現在、鶴岡市役所や老人福祉施設の給食業務を受託しており、その業務成績も良好と聞き及んでいる。

上記の経過並びに現況からみて、また、このような給食業務を受託できる業者は当管内では委託先だけであり、委託先との随意契約が適当である。

開所当初の事情は今からでは分からないが、委託業務を開所当初から約 30 年間も同一の相手先と随意契約を続けていることは望ましいことではないと考えられます。委託料から利益が生じるかどうかは委託先の経営努力によるものであり、利益が生じないことは随意契約の根拠にはならないと思料されます。また、食中毒等の事故がないことや安定して給食業務を行うことが可能であるかどうかは指名業者の選定等において十分に審査を行えば良いことであると考えられます。

さらに、契約の相手先を必ずしも当所の所在地域に限定しなくとも、契約者の職員が近隣地域から通勤できれば当該給食業務は十分提供できると考えられます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

### (3) 競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

#### 清掃業務

清掃業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	1,554	1,554	1,522
落札価格	1,533	1,525	1,478
参加者数	3	3	3
落札率	98.6%	98.2%	97.1%

入札は3者を参加させていますが、毎年同一業者の落札となっていること及び落札率も高止まりしていることから、競争が形骸化していると思料されます。参加業者を増やすか入れ替えるなど競争が一層働くようにする必要があると思料されます。なお、平成17年度は3年間の長期継続契約を行っています。

#### 浄化槽維持管理業務

浄化槽維持管理業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。



単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	1,222	1,222	1,197
落札価格	1,207	1,197	1,155
参加者数	3	3	3
落札率	98.8%	97.9%	96.5%

入札は3者を参加させていますが、毎年同一業者の落札となっており、落札率も高止まりの傾向がみられ、競争が形骸化していると思料されます。参加業者を増やすか入れ替えるなど競争が一層働くようにする必要があると思料されます。なお、平成18年度は3年間の長期継続契約を行っており、1,050千円/年にコスト削減が図られています。

## 6. その他

### (1) 利用者アンケート調査の集計分析について【意見】

当所では、施設利用者に対して「利用者の声カード」を記載していただいておりますが、その集計分析が行われていません。せっかく提出されたアンケート調査は集計分析し今後の施設の運営の参考とするようにしておくことが望ましいと思料されます。

また、施設利用者に記載してもらった利用者アンケートは県の他の少年自然の家とフォームが異なっています。プログラム内容や施設内容が異なる点は理解できますが、県営の青少年教育施設は調査項目を可能な限り共通のものとして、他の施設と比較検討できるようにしておく方が望ましいと考えられます。

### (2) 施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成17年度の給食提供日313日のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が97日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。

特に11月から3月(除く1月)は職員だけの給食日とその月の給食提供日の半分以上であり、給食のあり方を検討されたい。

単位 食

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
給食数	1,712	4,989	15,153	8,634	5,520	4,127	
給食提供日	28日	26日	29日	28日	29日	25日	
職員だけの 給食日	8日	4日	0日	0日	3日	5日	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食数	2,314	1,208	441	1,092	1,543	1,355	48,088
給食提供日	25日	25日	25日	24日	23日	26日	313日
職員だけの 給食日	8日	16日	17日	10日	13日	13日	97日

## 行政コスト

### 1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 3. 行政コスト

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
<b>(行政コスト)</b>			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>63,195</b>	<b>67,797</b>	<b>64,301</b>
職員人件費	52,585	56,262	53,014
嘱託、臨時職員人件費	3,620	3,669	3,653
共済費	6,769	7,601	7,473
報償費	219	264	160
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>40,857</b>	<b>42,755</b>	<b>41,654</b>
外部委託費	16,844	17,029	16,643
維持修繕費	4,279	5,426	4,496
減価償却費	9,967	9,989	10,028
その他	9,766	10,308	10,486
<b>3. 移転支的的なコスト</b>	<b>104</b>	<b>117</b>	<b>103</b>
補助費	104	117	103
<b>4. その他のコスト</b>	<b>1,835</b>	<b>2,429</b>	<b>1,589</b>
その他	1,835	2,429	1,589
<b>行政コスト合計</b>	<b>105,991</b>	<b>113,099</b>	<b>107,649</b>
<b>(収入項目)</b>			
施設使用料	628	467	605
一般社会保険料等	404	404	402
<b>収入合計</b>	<b>1,032</b>	<b>871</b>	<b>1,007</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>104,960</b>	<b>112,228</b>	<b>106,642</b>

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延利用者数(人)	33,779	32,478	35,847
利用者一人日当たりコスト(円)	3,107	3,456	2,975

### 第3(5) 飯豊少年自然の家



#### 監査対象の概要

##### 1. 所在地

山形県西置賜郡飯豊町大字添川3535の33

##### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

##### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第1条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。

#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 56 年度	
構造	鉄筋コンクリート造 一部2階建	
面積	敷地	100,368 m <sup>2</sup>
	建物	4,181.31 m <sup>2</sup>
宿泊棟	宿泊室 洋室 9 室、和室 7 室 宿泊定員 200 名 食堂 定員 216 名	
活動棟	土間敷きプレイホール「どろんこ広場」	
キャンプ場	4 ケ所 定員 400 名、フィールドアスレチック	
休所日	国民の祝日、年末年始、月曜日(第 3 日曜日の翌日を除く)、第 3 日曜日及びその他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	



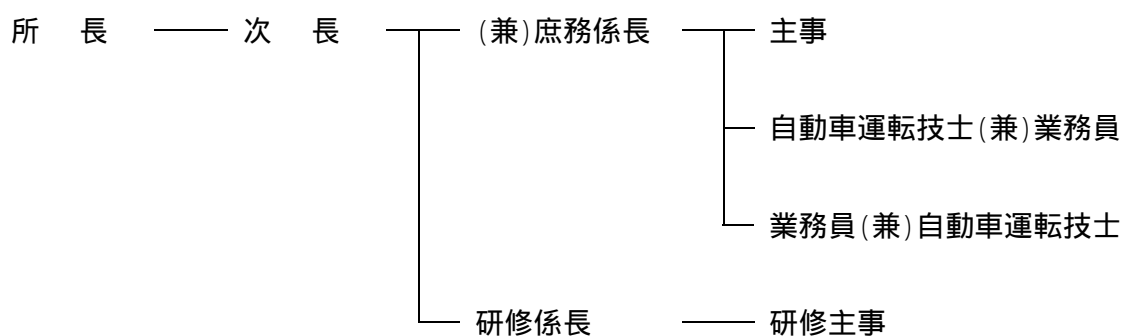
#### 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	852,816	359,816	139,000	354,000	0

(注)用地は飯豊町から譲与を受けたものである。

6. 組織(平成18年4月現在)



7. 最近の職員数

単位 人

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
職員	行政職	3	3	3	3	3
	技労職	2	2	2	2	2
	研修担当	3	3	3	3	3
臨時・嘱託職員		13	13	14	14	13
合計		21	21	22	22	21

(注)臨時・嘱託職員のうち、2名は宿日直代行員であり、2日に1回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1名は日々雇用であり、6ヶ月間程度雇用

臨時・嘱託職員のうち、10～11名は研修指導員であり活動内容に応じて勤務。年間10～20日程度

8. 最近の利用状況等

(1) 開所日数及び利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
開所日数	293	298	301	303	302
日帰利用者数	7,953	9,329	9,069	9,519	9,351
宿泊利用者数	14,388	15,619	14,335	14,997	15,413

## (2)利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	3,058	3,036	3,127	3,172	3,094
小学校	5,220	4,497	4,967	5,309	5,496
中学校	1,163	673	1,239	1,055	1,254
高校	901	986	655	588	682
大学	33	39	74	40	88
一般成人	1,581	1,197	1,332	2,596	1,396
指導者	2,637	2,860	3,002	2,298	2,812
家族・主催	-	3,032	1,402	1,829	1,647
合計	14,593	16,320	15,798	16,887	16,469

(注)平成 13 年度は「家族・主催」については、それぞれの区分に含めて把握していた。

## 9. 最近 5 年間の収支状況

単位:千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出					
人件費	55,271	57,580	57,609	56,360	57,472
旅費	1,049	1,246	1,172	946	1,304
需用費	10,468	10,479	10,121	10,097	9,197
委託料	16,919	16,887	16,737	16,362	16,316
非常勤職員報酬	2,816	2,900	2,823	2,840	2,855
役務費	1,404	1,448	1,397	1,292	1,353
工事請負費	0	2,047	1,339	0	2,530
備品購入費	1,504	1,353	2,384	409	2,484
その他	2,897	3,707	3,031	2,974	3,305
歳出合計( )	92,331	97,651	96,617	91,283	96,819
歳入					
施設使用料	599	822	546	555	441
一般社会保険料等	512	518	404	408	445
歳入合計( )	1,111	1,341	951	963	886
差引負担額( - )	91,220	96,309	95,665	90,319	95,932

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 基本テーマ

「野生と冒険」

自然の中で生き生きと活動し、未知の体験に進んで取り組む力を育てます。

### (2) 教育目標

飯豊の雄大な自然の中での集団宿泊生活や野外活動等を通して、少年期の発達に必要な「野性味とたくましい冒険心」を培い、感性豊かで心身共に健全でたくましく生きぬく少年の育成を目指します。

### (3) 運営にあたって

- ◆ 施設の持つ教育機能と、置賜の地域特性を生かしながら、「生きる力」をはぐくみます。
- ◆ 県教育振興計画に示された「いのち」「まなび」「かかわり」を目指す体験活動を充実します。
- ◆ 子どもたちの自然体験、生活体験、社会体験を深めると共に、親子の体験活動を拡充します。
- ◆ ボランティア研修会の拡充を図り、ボランティアの養成と活動の支援に努めます。
- ◆ 教育課題や利用者にニーズを把握しながら、プログラムの開発に努め、活動支援を行います。

## 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

なし。



## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

#### (1) 「他所長が適当と認める者」の適当と認めた理由について【意見】

山形県飯豊少年自然の家利用規程第2条では、飯豊少年自然の家を利用できる者は、

- |  |
|--|
| (1) 少年並びに少年の指導者及び保護者<br>(2) 社会教育関係者<br>(3) 他所長が適当と認める者 |
|--|

と定められています。

また、山形県教育委員会教育長通知「山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の施行について」(社教4号 昭和60年4月1日)で社会教育関係者について定められていますが、その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

ところで、当施設利用者の中には、社会人の趣味の会や愛好会などの利用もあり、それらの者は利用規程第2条(3)「他所長が適当と認める者」に該当して、認めているとの回答でしたが、利用許可申請書で所長の決裁はあるものの適当と認めた理由までは記載されていません。「他所長が適当と認める者」に該当する場合には、どのような理由で適当と認めたのか明らかにしておく必要があると思料されます。

### 2. 資産管理

#### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行われていません。

山形県財務規則第166条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、その際、実施状況及び結果について記録を残す必要があると思料されます。

#### (2) 備品管理について【意見】

監査人が現品照合を実施したところ、最近時点の備品に添付されている備品標示票には、ナンバーリングがなされており、現品と備品表の一致を確認することができたものの、一部の現品に備品標示票の不添付が見られました。備品台帳を作成しましたが、備品標示票を添付できていない旨の担当者の回答でした。速やかに、備品台帳と現品の整合性を確認し、備品標示票の添付を行うべきものと考えます。

#### (3) 廃棄処理を検討すべき備品について【意見】

映写機、OHP等、使用頻度が極端に低い備品や、すでに使用しない備品(輪転機)が保管されています。使用可能性について吟味して、使用可能な場合でも機能的に劣化している機

器でもあり、利用者のニーズも踏まえ、更新が必要なものでないか、有効に利用が可能なものであるかを考えて、廃棄処分も検討すべきものと思料されます。

(4) 除却処理を行うべき備品について【指摘事項】

合掌登り、肋木越えというアスレチックの工作物は、すでに、現品がありませんが、除却処理がなされていませんでした。現品の管理は、管理責任者が適時に行い、再購入が必要か否かといった施設運営に重要な意思決定に資する場合がありますので、定期的に現品の管理を行って、適切に除却処理を行う必要があります。

(5) 現金管理について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

監査日現在、現金残高が、693,864 円ありました。担当者に確認したところ、現金はクラフト、シート代といった委託業者へ支払わなければならない性格のものかつり銭用に保管しているものという回答でした。現金で業者に支払うようになっており、極力現金を手元に置いておく必要があることと、銀行が遠いため銀行に行く機会があまりないことが、手元残高が多くなっている原因とのことでした。業者支払を振り込みによるものとし、銀行も月数回行くことは、業務上支障がないということでありましたので、極力、手元現金が多くならないようにすることが望ましいと思料されます。

(6) バスの有効利用について【意見】

平成 17 年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
149 日	302 日	49.3%

他の青少年教育施設にあるバスと比較すると、利用されている方ではありますが、それでも開所日の半分程度です。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時をの情報を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効と考えられます。

### 3. 収入事務

#### (1) 日帰り利用者の把握について【意見】

施設利用者からは日帰り利用であっても利用申込を受け使用料を徴収する必要がありますが、日帰り利用者を網羅的に把握することは困難となっています。使用料の徴収漏れが生じる虞があり、管理方法の検討を行う必要があると思料されます。

### 4. 支出事務(人件費を含む)

#### (1) 時間外勤務等命令簿の押印もれについて【指摘事項】

時間外勤務を行う際は、事前に承認をして必ず翌朝に実施内容を命令者等が質問により確認することとなっています。

平成 17 年度分の時間外勤務等命令簿を全て閲覧した結果、受命者の押印がない時間外命令が散見されたほか、一部発令者及び命令権者の決裁検印がないものがあり、それに従い時間外手当が支給されていました。

担当者に理由を質問したところ押印を失念したが、間違いなく発令及び本人の受命・勤務が行われたとの回答でした。勤務当日失念した場合であっても、総務で月毎の時間外勤務時間数を集計する際に、所定の決裁印・受命印がなければ実際の勤務状況を質問の上、押印してもらう必要があると考えます。

#### (2) 自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第 4 条によると、自動車運転技士が、50km 以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き 5 時間以上待機を要する場合)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

#### バス

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	41	27.5%
25～100	80	53.7%
100～125	13	8.7%
125～150	15	10.1%

### バス以外

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	25	13.5%
25～100	116	62.7%
100～125	11	5.9%
125～150	33	17.8%
150～		

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと思料されます。制度上の問題ではありませんが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

### (3) 宿直勤務について【意見】

現在、当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成17年度は施設利用者の宿泊がない日が258日ありますが、宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく毎日宿日直を行う必要があるか疑問です。例えば、警備保障会社に必要な施設の部分の警備を委託するという方法(当所が警備保障会社のサービス提供地域である場合)や利用者の少ない冬季には1週間で1ないし2回程度にするなど費用対効果を検討する必要があると考えられます。なお、平成17年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で2,755千円です。

## 5. 契約事務

### (1) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来から一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	12,802	12,747	12,330
契約金額( )	12,711	12,711	12,310
÷	99.3%	99.7%	99.8%
給食数(食)	31,307	32,864	32,965
1食当たりコスト(円)	406	386	373

(注) 給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記と

は別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

1. 研修生を対象とした給食業務であり、朝食調理のため早期勤務や夏期等の繁忙期における臨時調理員の雇用等を考慮した場合、当所近辺の業者によらなければ施設運営上、支障をきたす。また、豪雪地帯であり冬季間の早朝勤務の場合遠距離からの勤務では支障をきたす恐れが顕著である。

2. 上記1に該当し、かつ、業務遂行のために当所に常駐できる栄養士、調理師及び臨時調理員の人員を雇用確保できる受託業者は、委託会社1社しかないため。

また、過去において、給食業務遂行上問題点はなく、円滑な業務を実施してきた実績がある。

契約の相手先を当所の所在地域に限定すれば、当該給食業務を受託できる業者はあまり期待できないと推測されますが、契約の相手先を必ずしも当所の所在地域に限定しなくとも、契約者の職員が近隣地域から通勤できれば当該給食業務は十分提供できると考えられます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

## (2) 競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

清掃業務については、指名競争入札は行われているものの、少なくとも最近3年間は同一業者が落札しています。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	2,404	2,421	2,633
落札価格	2,142	2,142	2,299
参加者数	3者	3者	3者
落札率	89.1%	88.4%	87.3%

(注)平成17年度は契約内容が一部変更となっているため予定価格が上昇しています。

入札は3者を参加させていますが、同一業者の落札となっていること、また、落札価格も下がっていないことを考えると競争が形骸化しているのではないかと推測されます。参加業者を増やすことや長期継続契約も考慮して競争が一層働くようにする必要があると思料されます。

## 6. その他

### (1) 施設の利用促進について【意見】

利用状況が問い合わせをしないとわからない状況ではありますが、インターネット上で開示し、利用者が計画の立案、また予約を行いやすい環境を整えるべきであると考えます。最優先しなければならない小中学生の野外研修の日程は、早期に確定しており、空いている部分については、有効に活用するため、青少年教育施設といった一義的な目的をはずさない限りでの

利用可能性も検討していくことが望ましいものと考えます。その際、料金体系も含めて検討する必要があると考えます。

(2) 徴収する参加料の合理性について【意見】

クラフト等の利用者に材料費等として一定の金額を請求していますが、その金額が妥当なものであるかについては、検討がなされていません。たとえば、プログラムにおける材料費等がいくらのものであり、いくら徴収する必要があるのか、また実際いくらかかったのかといったことを書類としてまとめ、プログラムごと総括した上で、徴収する参加料の合理性についてチェックをすることが望ましいものと考えられます。

当該徴収金は参加者から徴収した実費相当額であり県の公金ではありませんが、本来余剰が生じないように料金の見直しが必要と思料されます。

(3) 施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成 17 年度の給食提供日 295 日のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が 71 日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。給食のあり方を検討されたい。

単位 食

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
給食数	2,384	3,428	4,737	4,875	3,732	6,120	
給食提供日	25日	23日	25日	28日	24日	24日	
職員だけの給食日	10日	4日	4日	6日	2日	1日	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食数	2,221	1,097	479	1,501	1,373	1,018	32,965
給食提供日	26日	24日	23日	24日	23日	26日	295日
職員だけの給食日	4日	14日	11日	4日	1日	10日	71日

行政コスト

1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

3. 行政コスト

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(行政コスト)			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>64,735</b>	<b>63,613</b>	<b>65,046</b>
職員人件費	53,871	52,690	53,780
嘱託・臨時職員人件費	3,737	3,669	3,692
共済費	6,970	7,123	7,495
報償費	156	129	78
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>44,393</b>	<b>44,620</b>	<b>43,858</b>
外部委託費	16,737	16,362	16,316
維持補修費	1,069	847	212
減価償却費	16,816	16,790	16,914
その他	9,769	10,620	10,416
<b>行政コスト合計</b>	<b>109,129</b>	<b>108,233</b>	<b>108,904</b>
(収入項目)			
施設使用料	546	555	441
一般社会保険料等	404	408	445
<b>収入合計</b>	<b>951</b>	<b>963</b>	<b>886</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>108,178</b>	<b>107,270</b>	<b>108,017</b>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
延利用者数(人)	23,404	24,516	24,764
利用者一人日当たりコスト(円)	4,622	4,376	4,362

### 第3(6) 神室少年自然の家



#### 監査対象の概要

##### 1. 所在地

山形県最上郡真室川町大字川の内字水上山3414番5

##### 2. 所管課

教育庁教育やまがた振興課

##### 3. 設置目的

山形県青少年教育施設条例第1条では、次の通りである。

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。



#### 4. 施設の概要

建設年度	昭和 60 年度	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 一部鉄骨造	
面 積	敷地	174,075 m <sup>2</sup>
	建物	3,818.5 m <sup>2</sup>
宿泊棟	宿泊室 全室畳敷き 10 室、指導者室畳敷き 2 室 宿泊定員 200 名 食堂 定員 90 名	
活動棟	プレイルーム 絨毯敷きで床暖房、冬季間の軽スポーツに利用できる	
キャンプ場	3ヶ所 定員 300 名程度、野外炊飯棟 2 棟 など	
休所日	国民の祝日、年末年始、月曜日(第 3 日曜日の翌日を除く)、第 3 日曜日及びその他施設整備日(ただし、4 月 29 日から 5 月 5 日までの間の祝日・休日及び海の日、体育の日は開所)	



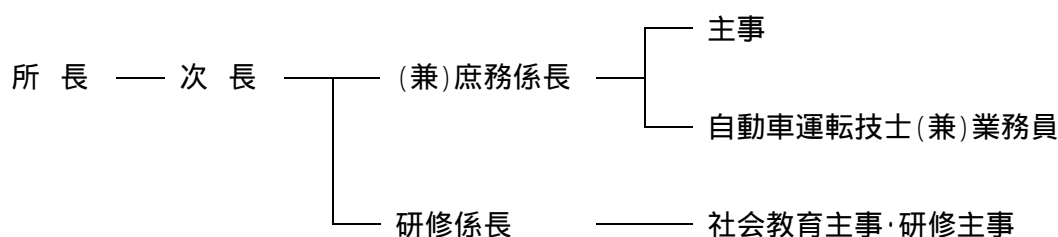
## 5. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
用地費	-				
建設費	1,030,059	397,059	151,000	482,000	0

(注)用地は真室川町から譲与を受けたものである。

## 6. 組織(平成 18 年 4 月現在)



## 7. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	行政職	4	4	4	4	4
	技労職	1	1	1	1	1
	研修担当	3	3	3	3	3
臨時・嘱託職員		9	8	8	8	8
合計		17	16	16	16	16

(注)臨時・嘱託職員のうち、2 名は宿日直代行員であり、2 日に 1 回の勤務

臨時・嘱託職員のうち、1 名は日々雇用であり、6 ヶ月間程度雇用

臨時・嘱託職員のうち、5～6 名は研修指導員であり活動内容に応じて勤務。年間 10～20 日程度

## 8. 最近の利用状況等

### (1) 開所日数、利用者数の推移

単位 開所日数:日 利用者数:人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開所日数	304	310	306	300	304
日帰利用者数	1,650	2,860	2,779	3,959	4,209
宿泊利用者数	13,653	14,213	15,238	9,844	10,328

## (2)利用者分類別利用者数 (実利用者数)

単位 人

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
幼児	542	506	414	419	647
小学校	3,070	4,188	3,646	4,317	4,220
中学校	1,758	1,078	1,361	765	645
高校	147	149	209	193	280
大学	54	50	95	61	78
一般成人	921	1,797	1,632	1,588	1,463
指導者	848	931	1,105	828	1,083
合計	7,340	8,699	8,462	8,171	8,416

## 9. 最近 5 年間の収支状況

単位:千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出					
人件費	59,636	58,765	58,997	57,286	56,980
旅費	1,317	1,379	1,369	1,149	1,144
需用費	11,390	10,172	9,422	8,853	8,682
委託料	17,584	17,584	17,652	17,598	17,144
非常勤職員報酬	2,607	2,752	2,730	2,740	2,758
役務費	1,163	1,183	1,244	1,075	1,114
工事請負費	0	1,974	0	0	1,546
備品購入費	1,341	622	833	848	2,082
その他	2,651	2,864	3,029	2,572	2,537
歳出合計( )	97,698	97,298	95,280	92,126	93,975
歳入					
施設使用料	266	996	962	381	483
一般社会保険料等	369	477	388	413	394
歳入合計( )	635	1,473	1,351	794	878
差引負担額( - )	97,062	95,824	93,929	91,331	93,096

## 10. 平成17年度運営方針

### (1) 基本テーマ

「自然と生活と科学」 ～いのちの輝く交流・体験を～

### (2) 教育目標

コナラやカラマツなどの豊かな森にいだかれた水上山のふもとに、水神沢の清流がめぐるといふ、我が国の山里の原風景ともいえる豊かな自然環境を生かし、基本テーマである「自然と生活と科学」を追求するため、以下の教育目標を掲げ、主体的に考え、判断する知力を持つとともに、人と協調し、思いやるやさしい心を持ち、健康でたくましい体力を持つ人間を育てたい。

「自然」の厳しさと美しさに触れさせ、いのちの大切さを基調にした自然への感性を養うとともに、自他の生命と生き方を尊重する豊かな心と穏やかな体を育てる。

自然の中における集団での「生活」を通して、自然や人との多様なかかわりを経験させ、豊かな社会力を養うとともに、自然や人と協調する心を育てる。

先人の知恵や技術などの「科学」を体験させ、その体験活動のまなびを通して、主体的に考え、判断できる能力を養い、自立した人間づくりをめざす。

### (3) 運営方針

生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者まで、様々な年齢層に対応できる施設づくりに努めるとともに、特に青少年教育施設としての特色ある施設づくりを推進する。

第5次山形県教育振興計画のキーワードである「いのち」、「まなび」、「かかわり」を基本にして、「青少年の社会力」や「家庭や地域の教育力」の育成に寄与できる役割を推進する。利用団体のねらいを基本にして、豊富な直接体験と達成感にあふれた活動を支援するため、利用者との信頼関係を構築し、斬新で魅力のあるプログラム開発やアイデア提供に努める。

安全・安心な施設の運営を目指して、常に危機管理意識をもち、安全点検と衛生管理に努めるとともに、きれいな環境を維持するために、施設・設備の整備・保守・管理に努力する。

職員の研修意欲を高めるとともに、当所の持つ人的・物的な教育力の有効活用と理解を深めるため、関係機関・団体との連携を図り、情報交換や広報活動を推進する。

当所の運営を支える地域住民やボランティア団体との健全な関係を築き、自主的で主体的な活動が継続できる体制を整備する。

## 11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み

なし。

## 監査の結果及び意見

### 1. 利用状況

(1) 「その他所長が適当と認める者」の適当と認めた理由について【意見】

山形県神室少年自然の家利用規程第2条では、神室少年自然の家を利用できる者は、

- |  |
|--|
| (1) 少年並びに少年の指導者及び保護者<br>(2) 社会教育関係者<br>(3) その他所長が適当と認める者 |
|--|

と定められています。

また、山形県教育委員会教育長通知「山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の施行について」(社教4号 昭和60年4月1日)で社会教育関係者について定められていますが、その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

ところで、当施設利用者の中には、社会人の趣味の会や愛好会などの利用もあり、それらの者は利用規程第2条(3)「その他所長が適当と認める者」に該当して、認めているとの回答でしたが、利用許可申請書で所長の決裁はあるものの適当と認めた理由までは記載されていません。「その他所長が適当と認める者」に該当する場合には、どのような理由で適当と認めたのか明らかにしておく必要があります。

(2) 利用者の適格性について【意見】

平成17年度の利用者の中には、老人クラブの忘年会などの利用があり、県の青少年教育施設の利用としては不適格と思料されます。当施設の利用として適切なものかどうか利用許可の審査を十分行う必要があります。

### 2. 資産管理

(1) 備品の現品照合について【指摘事項】

物品分類基準によれば、「取得価額又は評価額が2万円以上のものは備品とする。」とあり、該当するものはすべて備品カードを作成する必要があります。さらに、山形県財務規則第166条によれば、「年1回以上現品と帳簿を照合すること。」になっています。

平成17年度に、備品カードの内容を一覧表にし、現物照合を行った結果、177件中40件が現品不明で過年度に処分したものと考えられるとの説明を受けました。

現品を処分したのであれば、その都度帳簿上も除却や廃棄処理を行う必要があります。また、現品照合は毎年実施し、その都度現物の不明のものは原因を調査する必要があります。

(2) 備品管理について【指摘事項】

実査を実施した最近時点の備品に添付されている備品標示票には、ナンバーリングがなさ

れていないため、第三者には現物と備品カードの一致を確認することができませんでした。ナンバーリングを実施し、備品標示票に記載することによって、帳簿と現品の対応を図る必要があります。

### (3) 現金管理について【意見】

現在、金種表の作成は義務づけられておらず、現金取扱者が出納帳の記帳を行っています。現金と出納帳残高の照合を行った結果、一致していることは確認できました。また、記帳についても特に問題点は見られませんでした。しかし、現金を扱う担当者が記帳と出納を同時に行っていることは、内部統制上望ましいことではありません。現金担当者以外のものが、現金残高が正確かどうかを定期的に確認するといった内部牽制の確立が必要と考えます。

### (4) バスの有効利用について【意見】

平成17年度のバスの利用日数は次の通りです。

バスの利用日数( )	開所日数( )	/
100 日	304 日	32.9%

バスを利用する日は開所日の約 3 分の1程度です。バスは、施設利用者から、使用要請があるため、あらかじめ、利用日、時間帯が見込まれるので、使用されない日や時間帯には、県の他の組織の中で他にバスのニーズがないかどうかを調査し、有効活用が可能であるかどうかを検討することが望ましいと思料されます。その際には、バスの利用日時を共有化、公開するなど、有効な活用が促進されるように、環境を整えていくことが有効と考えられます。

## 3. 収入事務

### (1) 日帰り利用者の把握について【意見】

施設利用者からは日帰り利用であっても利用申込を受け使用料を徴収する必要がありますが、日帰り利用者を網羅的に把握することは困難となっています。使用料の徴収漏れが生じる虞があり、管理方法の検討を行う必要があると思料されます。

## 4. 支出事務(人件費を含む)

### (1) 自動車運転技士の日額旅費について【意見】

山形県職員日額旅費支給規程第4条によると、自動車運転技士が、50km以上の旅行(運転)(及び25km以上運転した場合で、現地に引き続き5時間以上待機を要する場合)をした場合、規程に従い旅費が支給されています。その内容は「青年の家」の頁をご参照下さい。

平成17年度の運転技士の運行状況は、次の通りです。

## バス

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	22	22%
25～100	58	58%
100～125	17	17%
125～150	1	1%
150以上	2	2%

## バス以外

単位: km	年間日数(日)	割合
25未満	38	34%
25～100	63	56%
100～125	7	6%
125～150	0	0%
150～	4	4%

運転技士の日額旅費については、運転技士にとって公用バスや公用車等を運転して研修生等に乗せることにより、神経をつかうための特殊勤務としての側面があるものと考えられます。しかしながら、運転技士は、運転に神経を使うことを主たる業務としており、また、50kmという1時間程度の運転は、日常業務の範囲内ではないかと考えられます。制度上の問題ではありませんが、運転距離に応じて追加して日額旅費を支給する必要があるのか疑問です。

### (2) 宿直勤務について【意見】

現在、当施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成17年度は施設利用者の宿泊がない日が258日ありますが、宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく毎日宿日直を行う必要があるのか疑問です。例えば、警備保障会社に必要な施設の部分の警備を委託するという方法(当所が警備保障会社のサービス提供地域である場合)や利用者の少ない冬季には1週間で1ないし2回程度にするとかなど費用対効果を検討する必要があると考えられます。なお、平成17年度の宿日直代行員へ支払われた賃金は年間で2,758千円です。

### (3) 日々雇用の運転技士の臨時採用について【意見】

2月15日から18日に日々雇用の運転技士を雇用していますが、決裁書に、職歴書、経歴書がありませんでした。職員の運転技士からの急な代替であったことにより、ヒアリングでの確認で、雇用を決めたようです。たとえ緊急の採用であったとしても事後的にはその運転手より履歴書等の客観的な証拠を入手しておくことが望ましいと考えられます。

## 5. 契約事務

### (1) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

給食業務については、従来一者随意契約が行われており、その最近3年間の予定価格及び契約金額は次の通りです。

単位 千円(税込み)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格( )	12,684	12,685	12,685
契約金額( )	12,684	12,684	12,330
÷	100%	99.9%	97.2%
給食数(食)	32,378	22,675	24,691
1食当たりコスト(円)	391	559	499

(注) 給食で利用している水道光熱費(県負担)は把握できないため、含まれていません。また、上記とは別に食材費として利用者から徴収していますが、その収入は委託業者が直接受取っています。

随意契約の根拠は次の通りとされています。

当所の所在地である真室川町には、給食業務を営む者がいない。

当所は、幼児から高齢者までの幅広い年代の利用があるうえ、年度や季節によって利用者数に大きな較差がある。繁忙期には、1日の利用者が200名を超えるため、食事の準備を朝5時に始め、後片付けを夜8時過ぎまで行わなければならない。

当所は、JR新庄駅から30.8kmの遠隔にあり、冬の積雪量は2mを超えるなど、通勤にも苦慮する。

以上のことから、地元の利を生かし、効率的な対応が可能なのは、当所の給食業務に従事するために設立された任意組合である委託先の1者のみである。

契約の相手先を当所の所在地域に限定すれば、当該給食業務を受託できる業者はあまり期待できないと推測されますが、契約の相手先を必ずしも当所の所在地域に限定しなくとも、契約者の職員が近隣地域から通勤できれば当該給食業務は十分提供できると考えられます。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

## 6. その他

### (1) 利用者アンケート調査の集計分析について【意見】

施設利用者に対して「利用後アンケート調査」を実施していますが、その集計分析が行われていません。集計分析して、今後の施設の運営に役立てることが望ましいと思料されます。

また、施設利用者に記載してもらった利用者アンケートは県の他の少年自然の家とフォームが異なっています。プログラム内容や施設内容が異なる点は理解できますが、県営の青少年教



育施設は調査項目を可能な限り共通のものとして、他の施設と比較検討できるようにしておく方が望ましいと考えられます。

(2)施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、次のように平成 17 年度の給食提供日 283 日のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が 108 日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。

特に 1 月を除いて 11 月から 3 月は職員だけの給食日とその月の給食提供日の半分以上であり、給食のあり方を検討されたい。

単位 食

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
給食数	1,617	1,870	3,394	6,380	3,257	1,509	
給食提供日	24 日	22 日	25 日	27 日	23 日	23 日	
職員だけの給食日	13 日	10 日	3 日	0 日	6 日	5 日	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
給食数	1,731	698	980	1,526	679	1,050	24,691
給食提供日	25 日	23 日	22 日	23 日	21 日	25 日	283 日
職員だけの給食日	4 日	14 日	14 日	8 日	15 日	16 日	108 日

行政コスト

1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

3. 行政コスト

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
<b>(行政コスト)</b>			
<b>1. 人にかかるコスト</b>	<b>66,249</b>	<b>64,775</b>	<b>64,480</b>
職員人件費	55,589	53,876	53,393
嘱託、臨時職員人件費	3,408	3,410	3,586
共済費	6,994	7,319	7,379
報償費	257	169	121
<b>2. 物にかかるコスト</b>	<b>37,003</b>	<b>37,189</b>	<b>38,752</b>
外部委託費	17,652	17,598	17,144
維持補修費	1,181	814	1,924
減価償却費	15,253	15,307	15,362
その他	2,916	3,469	4,320
<b>3. その他のコスト</b>	<b>2,486</b>	<b>685</b>	<b>54</b>
県債利息	2,486	685	54
<b>行政コスト合計</b>	<b>105,738</b>	<b>102,649</b>	<b>103,288</b>
<b>(収入項目)</b>			
施設使用料	962	381	483
一般社会保険料等	388	412	394
<b>収入合計</b>	<b>1,351</b>	<b>794</b>	<b>878</b>
<b>差引行政コスト</b>	<b>104,388</b>	<b>101,856</b>	<b>102,409</b>

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延利用者数(人)	18,017	13,803	14,537
利用者一人日当たりコスト(円)	5,794	7,379	7,045

## 第4 実習船鳥海丸



### 監査対象の概要

#### 1. 所管課

教育庁高校教育課

#### 2. 設置目的

##### 目的

漁業実習船として、山形県立加茂水産高等学校の生徒に船舶運行(航海・機関)の実習、まぐろ延縄実習、日本海いか釣実習、海洋観測等の実習を実施するほか、1年生全員や県民等の体験沿岸航海等を実施するなど多目的に利用する。

##### 根拠条例等

鳥海丸を設置することについての条例等はないが、学習指導要領において「水産」では実習を行うものとされている。

### 3. 鳥海丸の概要

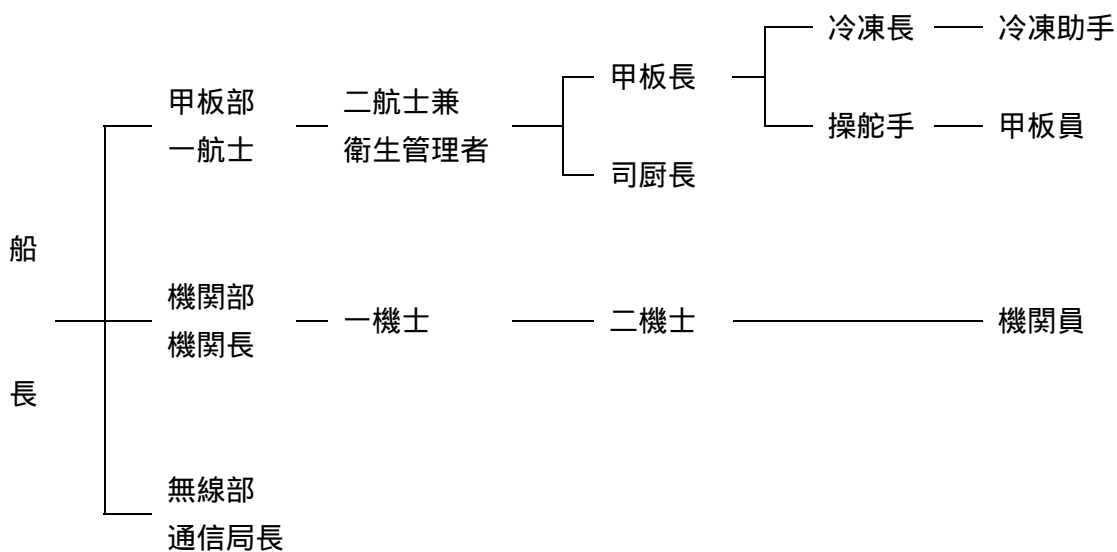
全長	55.81m	最大搭載人員	54名
型幅	9.00m	最大速力	14.3ノット
型深	3.90m	航海速力	12.0ノット
総トン数	452トン	燃料油艙	306.15m <sup>2</sup>
資格	第3種漁船	魚艙容積	112.26m <sup>3</sup>
竣工年月日	平成4年3月16日	凍結室	59.06m <sup>2</sup>

### 4. 投資額

単位:千円

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県債	その他
建造費	1,100,982	236,649	225,333	639,000	

### 5. 組織(平成18年4月現在)



## 6. 最近の職員数

単位 人

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
職員	海事職	7	7	7	6	6
	技労職	9	9	9	11	10
臨時・嘱託職員	海事職	0	0	0	1	1
	技労職	4	1	2	1	1
合計		20	17	18	19	18

(注)各年度の4月1日現在の職員数である。

## 7. 最近の利用状況等

### (1) 事業目的別の航海日数の推移

単位 日

事業内容	回	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
日本海沿岸航海 (体験乗船)	1	3	3	3	3	3
	2	3	3	3	3	3
	3	3	3	3	3	3
日本海沖合航海 (イカ生産加工実習)	1	3	3	3	3	3
日本海沖合航海 (イカ釣り実習)	1	4	4	4	6	4
	2	4	4	4	0	4
水産庁用船航海 (日ロ共同イカ資源調査実習)	1	24	23	24	24	24
長期遠洋航海 (マグロ延縄漁業実習)	1	74	74	74	74	72
	2	74	74	74	74	72
中学生航海体験	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1
小学生体験航海	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	-	-	-
合計		196	195	195	193	191

(2) 加茂水産高校の入学者数の推移

単位 人

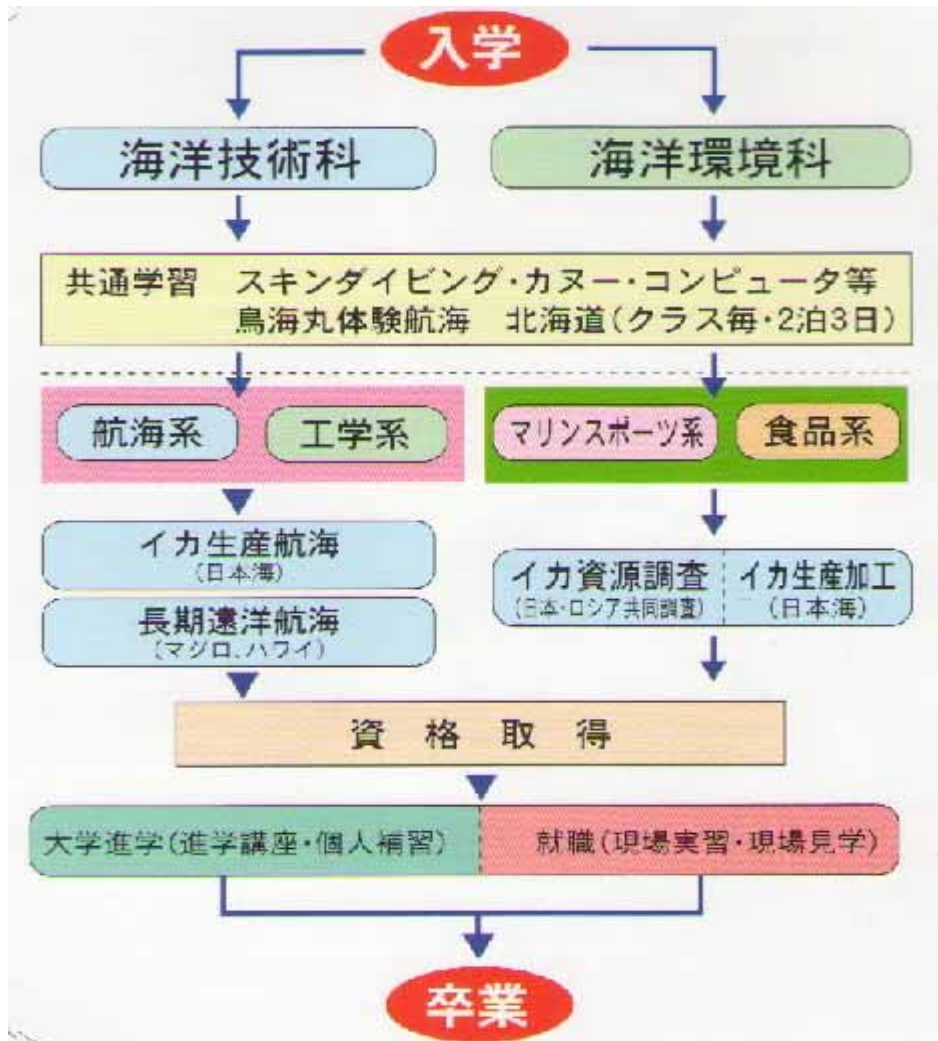
年度	海洋科	開発科	食品流通科
平成 9 年度	15	22	11
平成 10 年度	27	18	14
	海洋技術科	海洋環境科	
平成 11 年度	40	38	
平成 12 年度	32	41	
平成 13 年度	40	37	
平成 14 年度	40	40	
平成 15 年度	23	40	
平成 16 年度	40	40	
平成 17 年度	40	40	

8. 加茂水産高校の教育内容の概要

(1) 教育目標

新海洋時代に対応できる国際的広い視野と  
海洋・水産に関する基礎的知識と技術を身に付けさせ、  
海洋・水産の振興発展と地域社会に貢献できる  
心豊かなたくましい人間を育成する。

(2) 教育内容



9. 最近 5 年間の収支状況

単位:千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出					
人件費	166,369	126,652	131,702	142,071	122,800
費用弁償	678	1,071	1,014	714	988
普通旅費	13,320	13,265	13,604	13,335	13,411
賄材料費	12,578	14,147	14,001	12,270	14,172
一般需用費	75,151	73,655	76,235	73,832	91,310
役務費	11,428	9,433	10,208	11,028	9,921
委託料	5,456	5,850	5,934	5,533	6,904
使用貸借	170	296	296	256	296
備品購入	629	630	397	566	315
負担補助	290	187	187	187	187
歳出合計( )	286,073	245,189	253,582	259,797	260,307
歳入					
生産物売払収入	48,747	61,319	37,964	48,409	42,443
受託料	5,390	4,531	4,629	5,263	5,110
歳入合計( )	54,137	65,851	42,594	53,673	47,553
差引負担額( - )	231,935	179,338	210,988	206,123	212,753



## 監査の結果及び意見

### 1. 資産管理

#### (1) 備品の現品照合について【指摘事項】

帳簿と現品との照合が指定物品を除いて行われていません。

山形県財務規則第 166 条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、実施状況及び結果について記録を残すことが望ましいと思料されます。

#### (2) 除却処理を行うべき備品について【指摘事項】

次の備品については、旧式化しており現在使用していません。また、今後使用する予定もないとのことであり、速やかに除却処理を行うことが必要と判断されます。

取得年度	取得年月日	品名・規格	取得価額（円）
平成 7 年度	平成 7 年 9 月 13 日	パソコン エプソン 486NATX1JR	327,437

### 2. 収入事務

#### (1) 漁獲数量の差異について【意見】

実習による漁獲数量について、船上で記録されている漁獲明細と引き渡す業者からの仕切書との間に次のように差異が見られます。この差異は、冷凍による重量減を勘案し、10kg から 11kg のものは 10kg 以下として漁獲明細に記録するものの、市場での計測では 10kg 以上となり尾数が増加するため生じているとの説明でした。また 10kg 以下のものについては市場では重量での計測となるため、漁獲明細とは比較できないこととなっています。船上において 10kg 以上か以下かの区分を的確に行うと共に、10kg 以下の魚については市場と同様に重量で記録して、仕切書との差異が分かるように管理することが望ましいと思料されます。

#### 目録マグロ数

単位 尾

区 分		漁獲明細(船)	仕切書(市場)	差異
平成 17 年度 1 回目	10kg 上	589	599	10
	10kg 下	62	384.6kg	
平成 17 年度 2 回目	10kg 上	727	752	25
	10kg 下	109	694.2kg	

### 3. 支出事務(人件費を含む)

#### (1) 漁獲手当について【意見】

船員である地方公務員には、民間における船員同様に船員法が適用されますが、船員法第52条では「船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基づき、且つ船員の経験、能力及び職務内容に応じて、これを定めなければならない。」と定められており、民間の船員と同様の勤務条件を保障することも求められています(国家公務員には船員法は適用されません)。

民間船員の給与は、船員法第58条等において、その職務の特殊性を踏まえ歩合制の給与を支払うことも認められており、現に漁獲高の一定割合を船主が獲得した残りの部分について、船員の職責と能力に応じて決めた割合(これを持代(又は人歩)という。)により配分するという慣行が広く行われています。

そのため、山形県の漁獲手当においても、船員の持代の設定は、決められた範囲内で船長が漁ろう長及び機関長の意見をきいて決定することとなっています。また、漁獲手当の総額は次式により、算定するものとされています。

漁ろう操業に従事した場合	$(\text{総水揚高} - \text{市場手数料}) \times 20/100$
--------------	--

上記計算により、平成17年度において漁獲手当は総額で9,530千円の支給がなされています。

船員法の規定上は、漁獲量に応じて報酬を支給することは義務ではなく、給与条例に定められた給与が支給されていれば、同法に違反することにはならないため、あくまでも船員社会の慣習を重んじて当該手当を措置してきたという背景が強いと思われます。

公立高校に勤務する船員の業務の目的は実習船の運航・管理であり、漁獲高を上げることはありません。そもそも、特殊勤務手当は、職員に特別な負荷がある場合に、その支給をするものでありますが、その業務目的より、漁獲手当については、漁獲の多寡や魚の相場により、手当が支給されるべきではなく、現状の成功報酬的なあり方は職務の目的にそぐわないと思料されます。漁獲手当のあり方について、廃止も含めて、抜本的に見直す必要があると考えます。

#### (2) 寒冷地手当について【意見】

「山形県職員等の給与に関する条例」第22条では、勤務地に在勤する職員に対して、寒冷地手当が支給されることとなっています。烏海丸の船員は母港である酒田市が勤務地となるため、船員全員が寒冷地の支給対象となります。ところが、烏海丸は平成17年度については9月から翌年3月まで72日間のハワイ沖での実習を2回行っているか、または、宮城県塩釜港で委託警備が行われています。船員の中には現住所が寒冷地域でない(例えば神奈川県など)船員もあり、それらの者に対してまで寒冷地手当が支払われています。寒冷地であることで経済的、身体的に忍苦していない職員やその家族にまで支給することは、制度上の課題でもあります。寒冷地手当の趣旨にそぐわないのではないかと思料されます。

なお、酒田市は寒冷地手当の支給対象地域から指定解除となっており、経過措置として2009年まで毎年遞減した上で、2010年には廃止されることが決まっています。

### (3) 給与システムのアクセスについて【意見】

給与システムのアクセス制限は、共有パスワードによるアクセス権設定であり、個人パスワードによるアクセス権の設定ではありません。したがって、担当以外のものでも、システムにアクセス可能な状況となっており、個人情報の管理及びシステムのセキュリティの観点より、望ましくない状況となっています。担当者以外の人が極力アクセスできないように、個人に割り当てられたパスワードによるアクセス管理を行う方向で検討することが望ましいと思料されます。

## 4. 契約事務

### (1) 競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

#### 鮪材料の購入

遠洋漁業用の鮪材料の購入については、指名競争入札を行っているものの、最近3年間同一業者が落札しており、参加業者の入れ替えや増加を図るなど競争が一層働くようにする必要のあるものと思料されます。

単位 千円

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
契約の方法	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
予定価格	3,303	3,795	2,814	3,002	2,378	2,272
落札価格	3,206	3,594	2,640	2,754	2,191	2,045
落札率	97.1%	94.7%	93.8%	91.7%	92.2%	90.0%
参加者数	4	4	4	4	3	3

#### ペンドッグ入渠工事

ペンドッグ入渠工事については、指名競争入札を行っているものの、最近3年間同一業者が落札しており、最近では落札率も高止まりしていることから、参加業者の入れ替えや増加を図るなど競争が一層働くようにする必要のあるものと思料されます。

単位 千円

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約の方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
予定価格	4,984	4,155	4,515
落札価格	3,969	4,095	4,494
落札率	79.6%	98.5%	99.5%
参加者数	3	3	3

#### 餌の購入

餌の購入については、指名競争入札を行っているものの、最近3年間同一業者が落札しており、参加業者の入れ替えや増加を図るなど競争が一層働くようにする必要があるものと思料されます。

単位 千円

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
契約の方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
予定価格	4,071	3,829	3,978	3,263	3,459	3,425
落札価格	3,976	3,645	3,761	3,057	3,186	3,204
落札率	97.7%	95.2%	94.6%	93.7%	92.1%	93.6%
参加者数	3	3	3	3	3	3

#### 甲板部消耗品(主漁具)の購入

甲板部消耗品の購入については、指名競争入札を行っているものの、最近3年間同一業者が落札しており、参加業者の入れ替えや増加を図るなど競争が一層働くようにする必要があるものと思料されます。

単位 千円

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約の方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
購入日	H15.9.10	H16.9.7	H17.9.12
予定価格	1,988	2,004	1,908
落札価格	1,836	1,836	1,750
落札率	92.4%	91.6%	91.7%
参加者数	4	4	3

#### 甲板部消耗品(副漁具)の購入

の甲板部消耗品(主漁具)とは別に甲板部消耗品(副漁具)を購入していますが、購入予定金額が160万円未満のため、随意契約としています。相見積りを3者から入手していますが、そのうちの2者は の指名競争入札の参加業者となっています。

担当者の説明では、より多くの入札参加業者を確保するため、発注物品を分けて契約したもののことではありますが、落札業者はそれぞれ3年間同一でした。参加業者をさらに調査して増やすなどして、競争入札を実施すべきと思料されます。

単位 千円

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
購入日	H15.9.11	H16.9.7	H17.9.12
予定価格( )	1,567	1,470	1,197
契約金額( )	1,542	1,357	1,100
÷	98.4%	92.3%	91.9%
相見積もり入手数	3	3	3

### 三崎港における燃料油、潤滑油の購入

三崎港における燃料油、潤滑油の購入については、指名競争入札を行っているものの、最近3年間同一業者が落札しており、競争が形骸化しているのではないかと考えられます。参加業者の入れ替えや増加を図るなど競争が一層働くようにする必要があるものと考えられます。

単位 千円

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	指名競争	指名競争	随意契約	指名競争	指名競争	指名競争
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
予定価格	4,499	8,978	4,830	9,639	6,132	13,335
落札価格	4,431	8,404	4,583	9,289	5,764	13,121
落札率	98.5%	93.6%	94.9%	96.4%	94.0%	98.4%
参加者数	3	3	1	3	8	3

(注)平成16年度の1回目の契約方法が随意契約となっているのは、前年度においてエンジントラブルが発生し、その原因として複数業者納入油が混在したことが考えられたため納入実績のある業者から購入したため。

### (2) 随意契約における価格交渉が必要と思われる契約について【意見】

酒田港港内におけるA重油及び潤滑油の購入の契約状況は次の通りです。

単位 千円

年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度
契約の方法	随意契約		随意契約		随意契約
購入日	H15.6.17	H15.9.9	H16.6.15	H16.9.7	H17.6.17
予定価格( )	4,273	3,686	4,504	4,067	7,688
契約金額( )	4,215	3,686	4,504	4,067	7,673
÷	98.6%	100%	100%	100%	99.8%
相見積もり入手数	1	1	1	1	1

随意契約の根拠は次の通りとされております。

港内においてタンクの給油管から直接船舶に給油するのは禁止されており、給油船から給油することになる。酒田港で給油船を所有しているのは、契約先組合のみであるため、一社随契とする。

給油船を有している者が1者としてもA重油の相場等から購入価額が適切かどうかを判断するため、近隣のA重油取り扱い業者や他の港湾の給油船を所有する業者等からの情報を聴取するなどして、購入価額が適切かどうか検討し、価格交渉を行っていく必要があると思料されます。

#### 5. 代替船建造について

現在の鳥海丸は、平成4年3月16日竣工であり、間もなく15年が経過します。実習船の耐用年数は17年程度であり、今後早急に鳥海丸の代替船についての方針を決定する必要があります。

##### (1) 鳥海丸の必要性

教育委員会から聴取した鳥海丸の必要性は次の通りです。

水産及び海洋に関する知識と技術を総合的に習得させ、実務に活用する能力と態度を身につけさせ、水産業の担い手を育てる。

規律ある船内生活や漁獲の喜びの体験をとおして勤労意欲や責任ある態度及び思いやりの精神を育てる。

職業資格(5級海技士)取得希望者への筆記試験免除と乗船履歴の確保を図る。

その他、県民の海洋教育に寄与する。

##### (2) 日本全国の水産高校の実習船の概況

日本全国の水産高校の実習船の設置状況は次葉の通りであり、ほとんどの水産高校では大型船を設置しています。

日本全国の水産高校の実習船の概況

県名	船名	トン数		設置 学校数	専攻科 有無	生徒 数	県名	船名	トン数		設置 学校数	専攻科 有無	生徒 数
		大型船	中型船						大型船	中型船			
北海道	若竹丸	666		3	有	360	静岡	やいず	416		1	有	200
	北鳳丸	664					愛知	愛知丸	450		1	有	160
青森	青森丸	650		1	有	140	三重	しろちどり	499		1	有	105
岩手	りあす丸	499		3	有	120	鳥取	若鳥丸	516		1	無	76
	翔洋		139				兵庫	但州丸	499		1	無	80
宮城	宮城丸	650		2	有	200	島根	神海丸	499		2	有	160
秋田	船川丸	488		1	有	80		わかしまね		195			
山形	鳥海丸	452		1	無	80	山口	青海丸	403		1	有	60
福島	福島丸	499		1	有	160	徳島	阿州丸	459		1	有	30
茨城	鹿島丸	490		1	有	160	香川	香川丸	499		1	有	90
千葉	千潮丸	475		2	有	240	愛媛	えひめ丸	499		1	有	105
	わかちば		124				高知	土佐海援丸	459		1	有	120
東京	大島丸	497		1	無	35	福岡	玄洋丸	485		1	有	160
新潟	海洋丸		299	1	無	110	長崎	長水丸	492		1	有	200
京都	みずなぎ		185	1	無	100	熊本	熊本丸	443		1	無	80
富山	雄山丸	450		2	無	110	大分	新大分丸	499		1	有	80
石川	加能丸	454		2	有	40	宮崎	進洋丸	646		1	無	120
福井	雲龍丸	499		2	有	92	鹿児島	薩摩青雲丸	645		1	有	120
神奈川	湘南丸	646		1	有	156	沖縄	海邦丸五世	499		2	有	120

(3)大型船のメリットとデメリット

現在の鳥海丸のような大型船を設置するメリットとデメリットとして、次のことが考えられます。

メリット

5 級海技士資格取得に向けて乗船履歴の短縮のための遠洋海域でのまとまった航海実習を行うことができる。

冬季の日本海は時化するため近海での実習は不可能である。大型船は遠洋漁業が可能であるため、1年を通して安定した実習ができ、計画通りの学習ができる。

デメリット

運営コストが高い。

(4) 5 級海技士資格取得のための乗船履歴の短縮の特例等を活かした卒業後の進路状況について

年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
活かした卒業生	1	0	6	5	3
海洋技術科卒業生	34	25	40	38	21
年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
活かした卒業生	4	1	2	1	2
海洋科卒業生	18	17	15	13	21
年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
活かした卒業生	5	4	6	1	3
海洋科卒業生	22	21	22	8	23

上記の表の通り、5 級海技士資格取得のための乗船履歴の短縮の特例等を活かした卒業生は少ない状況です。

(5)代替船建造についての教育委員会における検討状況

上記のような状況を踏まえた上で、教育委員会では秋田県との大型船の共同建造が可能かどうかの検討を行っていますが、秋田県の実習船は鳥海丸より2年遅く建造されていること、秋田県の水産高校では専攻科が設置されていることなどの相違点から、次のような課題について結論が得られていません。

建造年度(建造の時期)

建造主体(どちらの県が主体となるか)

負担のあり方(両県の負担割合)

船員の体制(どちらの県の所属となるか)

利用割合



(6) 当職の意見

現在の鳥海丸のような大型船は、全国の多くの水産高校で設置されており、安定して航海実習ができるなど教育上の必要性があることは理解できますが、現在の県の年間の負担額は 2 億円を超えており、行政コストは 3 億円程度となっています。また、現在の鳥海丸の漁業実習の大部分を占めるハワイ沖での遠洋漁業実習に掛かる行政コストは、平成 17 年度で 226 百万円と試算され、参加者 1 人当たりの行政コストは 5 百万円を超えています。

一方で、5 級海技士筆記試験免除や大型船での長期遠洋航海実習による乗船履歴短縮のメリットを活かした卒業生は年間 0 から 6 人であり、また、県内の水産業は、底引き網やいか釣りなど近海での漁業であって、その担い手の育成のために必ずしも遠洋航海実習を行う必要はないと思料されます。そのような点から、新たに県単独で大型船の代替船を建造することは、進路状況や義務教育でない点も考慮すると費用対効果の観点から疑問があると言わざるを得ません。

こうした中、現在検討されている秋田県との大型船共同建造は両県とも財政負担の面でメリットは大きいと思料されますが、前述したように結論が得られていない課題も多いことから、県単独で中型船を代替船として建造することも並行して検討する必要があると考えられます。なお、中型船でも 200 トン以上の中型船であれば運営コストの削減はあまり期待できないため、200 トン未満の船を検討すべきと思料されます。その場合、加茂水産高校の教育カリキュラムの抜本的な見直しも必要となってくると考えられます。

## 行政コスト

### 1. 行政コスト計算にあたっての前提条件

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 2. 行政コスト計算における課題

「県立図書館」の貢と同様のため、そちらをご参照下さい。

### 3. 行政コスト

(単位:千円)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>(行政コスト)</b>				
<b>1. 人にかかるコスト</b>		<b>147,435</b>	<b>159,341</b>	<b>140,644</b>
職員人件費		117,176	131,590	106,929
嘱託、臨時職員人件費		14,526	10,481	15,871
共済費	職員	14,273	15,226	14,831
	嘱託、臨時職員	1,459	2,043	3,012
報償費		0	0	0
<b>2. 物にかかるコスト</b>		<b>190,438</b>	<b>186,358</b>	<b>200,624</b>
燃料費		19,452	21,339	29,644
外部委託費		5,137	4,707	6,129
維持補修費		38,418	36,619	43,853
減価償却費		72,021	72,078	66,132
その他		55,408	51,613	54,865
<b>3. その他のコスト</b>		<b>14,472</b>	<b>10,974</b>	<b>6,867</b>
県債利息		11,009	7,528	3,853
その他		3,463	3,446	3,014
<b>行政コスト合計</b>		<b>352,346</b>	<b>356,675</b>	<b>348,136</b>
<b>(収入項目)</b>				
受託料		4,629	5,263	5,110
生産物売却収入		37,964	48,409	42,443
<b>収入合計</b>		<b>42,594</b>	<b>53,673</b>	<b>47,553</b>
<b>差引行政コスト</b>		<b>309,752</b>	<b>303,001</b>	<b>300,583</b>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
航海日数（日）	195	193	191
航海日数 1 日当たりコスト（円）	1,588,474	1,569,956	1,573,734
マグロ延縄漁業実習日数（日）	148	148	144
マグロ延縄漁業実習コスト（千円）	235,094	232,353	226,617
マグロ延縄漁業実習参加生徒数(人)	38	22	40
上記の 1 人当たりコスト（円）	6,186,688	10,561,524	5,665,445

（注）平成 16 年度のマグロ延縄実習参加生徒が少ない理由は入学者数が少なかったため。

## 第5 財団法人山形県埋蔵文化財センター



### 監査対象の概要

#### 1. 所在地

山形県上山市弁天二丁目15 - 1

#### 2. 設置目的

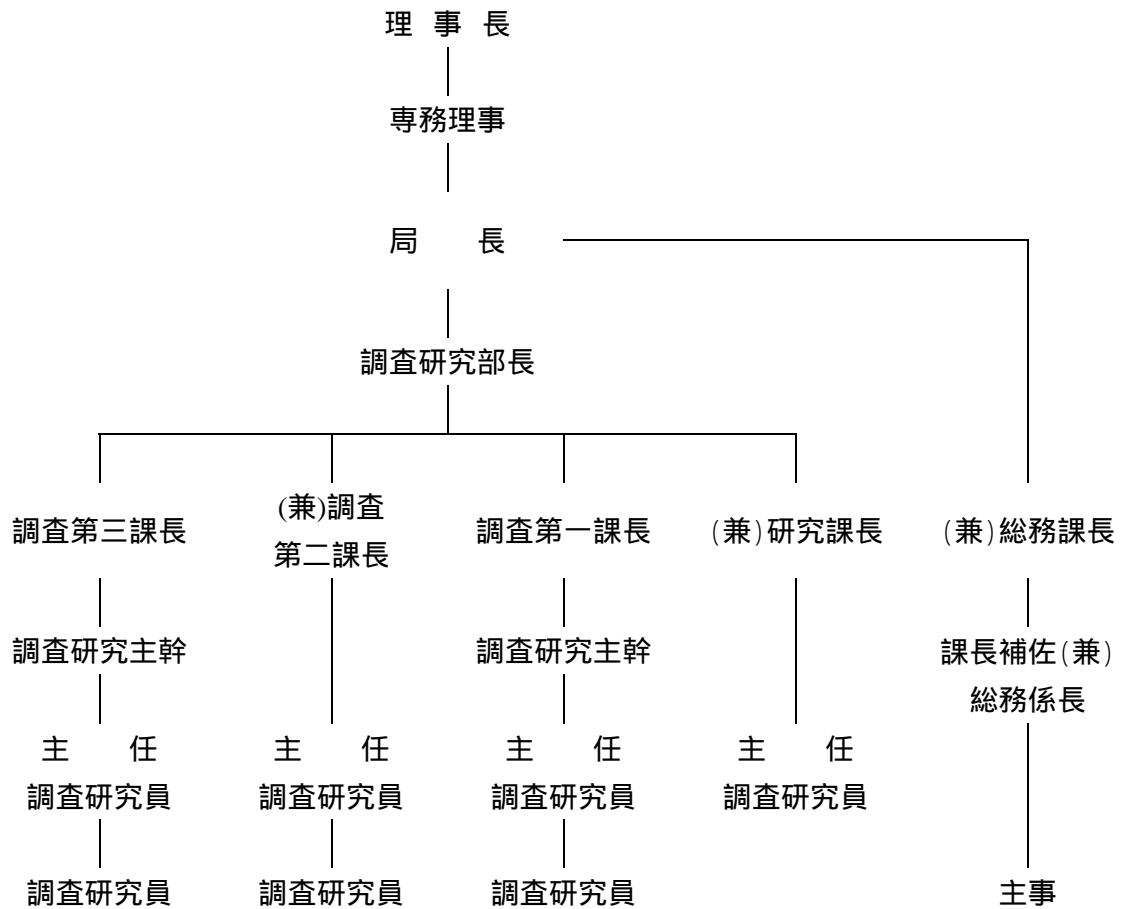
山形県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって、県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的とする。

#### 3. 沿革

平成5年 4月 山形市緑町に設立。

平成5年10月 上山市弁天(旧県立上山農業高等学校)に移転。

#### 4. 組織



上記は平成 17 年度の組織です。

#### 5. 施設の概要

当財団は土地及び建物は所有していません。

#### 6. 主要な業務内容

- (1) 県内遺跡等埋蔵文化財の調査及び研究
- (2) 埋蔵文化財の発掘調査
- (3) 埋蔵文化財の活用及び保護思想の普及
- (4) その他財団の目的を達成するために必要な事業

## 7. 最近の職員数

最近5年間の人員は次の通りです。

単位 人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
役員・評議員 (うち、常勤)	15 (1)	15 (1)	15 (1)	15 (1)	15 (1)
職員 (うち、県出向者)	33 (19)	28 (14)	29 (15)	30 (17)	32 (19)
臨時・嘱託職員	23	17	16	17	20
職員合計	56	45	45	47	52

## 8. 最近の事業量の推移

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	発掘面積 (㎡)	調査経費 (千円)	発掘面積 (㎡)	調査経費 (千円)	発掘面積 (㎡)	調査経費 (千円)
県農林水産部	9,090	149,156	11,500	91,840	3,050	74,139
県土木部	8,540	257,203	6,896	267,290	3,420	158,072
県警察本部	整理	17,030	-	-	-	-
県教育委員会	-	-	1,180	52,833	1,550	47,529
県企業局	4,100	52,778	整理	1,551	-	-
国土交通省	11,045	217,874	43,200	463,015	38,800	464,396
都市再生機構 (地域振興整備財団)	整理	10,953	整理	14,525	整理	6,000
東日本高速道路(株) (日本道路公団)	整理	98,107	8,969	42,789	28,960	316,770
計	32,775	803,101	71,745	933,843	75,780	1,066,906

9. 最近の計算書類

(1) 最近の収支実績の概要

単位 千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入の部					
基本財産運用収入	29	15	15	15	15
事業収入	988,955	809,682	803,101	933,843	1,066,906
補助金等収入	18,733	39,296	36,168	33,709	24,208
雑収入	67	27	25	83	17
特定預金取崩収入	489	-	469	2,382	3,129
当期収入合計	1,008,257	849,021	839,779	970,033	1,094,276
前期繰越収支差額	-	-	-	-	-
収入合計	1,008,275	849,021	839,779	970,033	1,094,276
支出の部					
調査事業費	954,250	779,641	773,601	898,460	1,025,138
研究事業費	3,220	25,494	23,413	22,335	15,632
一般管理費	50,805	43,886	42,765	49,238	53,505
当期支出合計	1,008,275	849,021	839,779	970,033	1,094,276
当期収支差額	-	-	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-	-	-

(2) 貸借対照表の概要

単位 千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
資産の部					
流動資産	136,651	64,736	116,785	149,076	136,884
固定資産	77,081	81,735	86,107	89,294	90,677
資産合計	213,732	146,472	202,893	238,371	227,562
負債の部					
流動負債	136,651	64,736	116,785	149,076	136,884
固定負債	22,201	26,855	31,227	36,961	38,985
負債合計	158,853	91,592	148,013	186,038	175,870
正味財産の部					
正味財産	54,879	54,879	54,879	52,333	51,692
負債及び正味財産の部	213,732	146,472	202,893	238,371	227,562

10. 県との関係

単位 千円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入関係					
委託料	6,341	6,559	5,685	5,493	5,243
補助金	11,572	20,117	19,027	18,550	18,964
受託事業	591,415	361,872	476,167	413,514	279,740
支出関係					
施設使用料	2,480	2,519	2,262	2,211	2,213
出資関係					
出資金残高	50,000	同 左	同 左	同 左	同 左

11. 「やまがた集中改革プラン」における取り組み  
特にありません。



## 監査の結果及び意見

### 1. 資産管理

特に記載すべき事項はありません。

### 2. 収入事務

特に記載すべき事項はありません。

### 3. 支出事務(人件費含む)

#### (1) 未納品の支出計上について【指摘事項】

平成 17 年度の支出で未払金に計上した 100 万円以上の委託料及び印刷製本費(地形遺構測量、図化編集など)のうち契約件数 17 件、契約金額 67,050 千円は、履行期限又は履行期間が平成 18 年 3 月 31 日までであります。同日までにその成果物(報告書など)等が納品されていません。また、監査日現在(平成 18 年 8 月 7 日)でも納品されていませんでした。さらに、平成 16 年度で未払金に計上した委託料 1 件 15,972 千円は 1 年以上経過しているにも係らず、監査日現在その成果物が納品されていませんでした。

決算日までに納品されたものを未払金として支出計上するように改める必要があります。そのためには、発掘作業の工程管理を十分行っていくことも必要となってくると思料されます。

### 4. 契約事務

#### (1) ファイナンス・リースにおける契約事務について【指摘事項】

次のファイナンス・リース取引において、リース取引については競争入札を実施しているものの、リース物件の購入については法律上所有権がリース会社にあることを理由として入札等の事務手続きを行っていません。しかし、ファイナンス・リース取引は実質的に金融取引であって、対象物件はリース契約者(利用者)が金額を含めて選択するものであり、リース取引だけを競争させても金利や手数料などの部分での競争に限定され、肝心の本体価格の競争は生じません。ファイナンス・リース取引については、先に対象物件の契約事務手続きを行った上で、さらにリース取引の契約事務手続きを行う必要があります。

なお、ファイナンス・リース取引の対象物件の中に不動産が含まれていますが、リース会社が県有地に建物を所有していることは権利関係を考えると望ましくありません。例えば、県が建設し財団に賃貸するなどの方法を検討する必要があります。

契約年度	項目	リース総額(千円)	リース期間	契約方法
平成 16 年度	南プレハブ棟	89,964	7 年	競争入札
平成 17 年度	器材倉庫付帯設備	1,512	4ヶ月	随意契約
平成 17 年度	撮影機器	1,607	11ヶ月	随意契約
平成 17 年度	木器恒温処理機器	5,923	3年	随意契約
平成 17 年度	OA機器	5,273	6ヶ月	随意契約
平成 17 年度	プリンター等	1,942	3年	競争入札
平成 17 年度	プレハブ器材倉庫	21,326	7年	競争入札

契約方法は財団とリース会社との契約方法です。

(注) ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。(企業会計審議会「リース取引に係る会計基準」より)

## (2)競争入札する必要があると思われる契約について【指摘事項】

### 事務機器の賃貸借契約

次の事務機器の賃貸借契約(リース期間3年、リース総額3,522千円(税込み))は発掘調査終了後の整理作業の準備として9月初旬には納品終了が望まれるため、8月下旬に急遽見積り合せによる随意契約を行っていますが、一部の事務機器については随意契約をせざるを得ないほど緊急性を要するとは考えらず、競争入札を実施すべきであったと思料されます。

品名	数量
MXCテーブル	8
会議用テーブル	8
両開きキャビネット	17

品名	数量
物品棚	36
更衣ロッカー	10
ブルーヒーター	8

### 北・西プレハブ棟の賃貸借契約

受託料には、プレハブ棟の資産購入経費が予定されていない(旧建設省と文化庁との協議等)ことから、リース契約によりプレハブ棟を使用しています。

ところで、北プレハブ棟は、当初リース会社との間に平成10年2月1日から平成14年1月31日までリース契約を行い、その後平成16年12月まで約4年間再リースした後、リース会社が不動産を取り扱わなくなったことにより、物件はリース会社からA建設会社に譲渡されています。

また、西プレハブ棟については、平成11年1月8日から平成15年1月7日までリース会

社とリース契約を行い、その後平成 16 年 12 月まで約 2 年間再リースした後、同じ理由により物件はA建設会社に譲渡されています。

両物件はA建設会社と平成 17 年 3 月 31 日まで 3 ヶ月間リース契約を行った後、同社が施設改修工事を行った上で平成 17 年 5 月 1 日から平成 20 年 4 月 30 日までのリース契約を新たに締結しています。

改修工事後のリース契約(リース期間 3 年、リース総額 7,398 千円(税込み))は、当該物件がA建設会社の所有であるとの理由で随意契約により行われています。A建設会社は物件購入後 3 ヶ月後に改修工事を行っておりますが、通常はリース会社が借手(財団)の承認なしにリース物件を第三者に譲渡することはありえないことであり、リース期間終了後のリース物件はリース会社から財団が所有権の移転を受けるなどして、競争入札により改修工事を行うべきであったと思料されます。



(3) 随意契約の理由書が添付されていない契約について【指摘事項】

B建設会社との上ノ山館遺跡における伐採木処理工事は、予定価格(税込み)6,615 千円であるにも係らず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約となっていますがその理由書が添付されていません。随意契約による場合は理由書を添付して、所定の承認や決裁を得る必要があります。

(4) 随意契約のチェック体制について【指摘事項】

契約事務については、財団では県の財務規則を準用しており、県と同じ管理体制が必要とされています。ところで平成 17 年度に締結された 100 万円以上の契約 98 件のうち、50 件が随意契約により行われています(前述した契約を含む)。随意契約の理由書を閲覧しましたが、前述した以外でも随意契約でなければならない十分な根拠が第三者には分かり難い契約が

散見されました。契約事務については、随意契約の理由を第三者にも分かりやすく記載し、そのチェック体制も含めて抜本的に改善することが必要と思料されます。

## 5. その他

### (1) 埋蔵物の管理方針について【意見】

埋蔵物は、現在一律に保管されており、県の歴史資料上重要なもの、重要ではないもの、同様な埋蔵物が多数存在するもの等、価値の評価やその管理レベルが明確に区別されていません。そのため、県として貴重なものと判断されるものであっても、センターへの参加者が、自由に触れられる環境下にあり、管理上望ましい状況にありません。

埋蔵物の価値の評価については、見識者によって異なったり、時とともに変わってくることも想定されますが、現時点の価値評価を行い管理環境をきめていくことは、限られた場所、人員の中で効率的な管理を実現していくという費用対効果の観点や防犯、防災といったセキュリティ上の観点から必要であると思料されます。

したがって、見識者の会議の中で、埋蔵物の歴史上の価値を評価し、保管の環境レベルを決定するプロセスが、必要なものと考えます。また、価値評価の見直しを一定期間に行い、また広く見識者の意見を集めることで、価値評価の偏りや誤謬を防ぐことも可能なものと思料されます。

また、適度な湿気や日よけ等特殊の環境下で保管しなければ、劣化してしまう埋蔵物もあります。このように特殊環境下で保管しなければいけないものについても、特殊環境下で管理できるスペースが限られている中で価値評価の観点から選択する必要があります。

これからも、増加一方の埋蔵物を管理する上で一律の管理をすることは、費用対効果の観点より合理的なものではないため、価値あるものについては、権限者の承認を経ないと、出し入れ不能な環境下に置き、定期的に現物照合を実施するなど価値評価に応じた管理を行うことが望ましいと考えます。

また、埋蔵物の現物照合の仕組みもないことから、上記管理方針に合わせて、現物照合の仕組みを整備していくべきと思料されます。

【写真：埋蔵物の管理状況】



(2)埋蔵物発掘現場における埋蔵物の管理について【意見】

現状、調査員の遺跡発掘調査業務週報により、発掘された埋蔵物の管理が行われていますが、現場で発掘された埋蔵物について、現場においてどのように保管し、いつセンターへ送付するのかは、調査員の判断によるところが大きくなっています。したがって、県にとって貴重な埋蔵物が発掘された後も、セキュリティ上、決していい状況とはいえない現場に保管される可能性もあり、管理上望ましいことではありません。

現場における調査員が、埋蔵物を発掘した場合の報告やセンターに送付するまでの管理、責任、また、いつセンターに送付するかの管理方針を明確にして、現場にいる調査員に徹底される必要があるものと思料されます。

(3)埋蔵物の職員の持ち出しについて【意見】

現状においては、埋蔵物を歴史学習の一環としてセンター外に持ち出す場合があります。その際、職員の持ち出し申請、承認や、返還した際の検査、承認等の仕組みがありません。

貸出し、持ち出し台帳を作成するなど、管理方針を明確にしていく必要があると思料されます。その際、価値評価に応じて、承認のレベルを変え、貴重なものは理事長が承認を行い、価値の低いものは現場レベルで判断可能なようにするなど、業務上支障がでないように工夫することが望ましいと考えます。

(4)図書室の持出不可の図書の管理について【意見】

センターの図書については、原則として、センター内での利用とするものでありますが、図書室外への持ち出しも認められています。

しかし、持ち出しを不可とし、図書室内での利用を要請している資料上貴重な図書がありますが、現状では区分して管理を行っているものの、鍵のかかる棚での保管はしておらず、図書室外に容易に持ち出せる環境下にあり、管理上十分なものとはいえない状況にありました。

持ち出し不可と判断したものは重要図書と考えられますので、鍵のかかる棚に保管するなど権限者の承認を得た上で閲覧可能となる仕組みにする必要があると思料されます。

(5)財団のガバナンスについて【意見】

当財団の理事会は、年2ないし3回程度の開催であり、決議事項が事業計画、予算、決算だけとなっています。また、監事の監査は1年間で1日行っているだけでした。その結果、常勤理事である専務理事の負担が大きくなっていると思料されます。

財団法人のガバナンスが貧弱であることは一般的に言われていることではありますが、理事会や監事が財団運営についてのチェック機能を十分に発揮できるような体制の確立が必要と判断されます。例えば、理事会の開催回数を見直し、前述した決議事項だけでなく一定金額以上の取引については理事会の承認を受けるようにすることや監事の監査についても財団の規模を考慮すると1日でできるものではありませんので十分な日程を確保することなどが考え

られます。

(6) 国等との発掘事業契約の精算方法について【意見】

国等との発掘事業契約の精算方法は、その発掘事業に直接要した経費とその6%を間接経費分として精算する方法となっています。そのため、発掘事業に直接要した経費を削減すればするほど財団の経営は苦しくなってしまうというジレンマがあります。その結果、前述したように安易に随意契約となってしまうものと推測されます。国等との間で発掘事業の精算方法を改めよう交渉することが必要と思料されます。

(7) 県からの出向者について【意見】

平成17年度で、財団の職員32名のうち県からの出向者が19名と職員の過半数が県からの出向者となっています。担当者の説明では、出向者はほとんど考古学や歴史の教職員であって、臨時職員に現場責任者を任せることはできないことから、発掘調査の現場責任者を任せているということでした。また県からの出向者が多い理由は、埋蔵文化財の発掘作業が、将来公共工事の減少に伴い減少していくことが予想されるため、財団の職員として雇用することは将来の人件費の負担を考えると得策ではないためとのことであります。

しかしながら、学校や大学を退職された方など考古学や歴史について十分な知識を持ち、興味を持っている方が県内にも存在することは十分考えられることであるし、そういった方々を臨時職員として財団で雇用し発掘調査の現場責任者を任せていくことも可能ではないでしょうか。その場合には財団で発掘調査の管理やチェックを十分行える体制を確立することも必要となると思料されます。

「やまがた集中改革プラン」では、公社等への職員派遣については派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引続き見直しを行うこととしており、今後とも同プランの観点から、事業量に合わせた出向者の見直しが必要と思料されます。

以 上